

狛江市環境基本計画

狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

豊かな環境を みんなで未来につなぐまち
～水と緑の狛江～

令和2（2020）年3月

狛江市

はじめに



狛江市は東京都のほぼ中央に位置しており、都心に近い立地でありながら、多摩川を始めとした豊かな自然環境と閑静な住環境を併せ持った地域となっています。

これらの特性を十分に活かしたまちづくりを進める中で、市民の皆さんの快適な暮らしにつながる自然環境や住環境の維持改善、そして世界的な課題となっている地球温暖化対策について、前環境基本計画を軸に取り組んでまいりました。

取組を着実に続けた結果、自然環境の保全と創出、公害の抑制、地球温暖化対策を進めることができました。全国的な少子高齢化の中で市の人口が増えているのも、これらの環境保全の取組も大いに貢献したものと考えており、今後についても引き続き、より良い環境の維持改善に取り組んでいく必要があります。

一方で、社会情勢の変遷に伴い、私たちを取り巻く環境は刻々と変化しており、新たな問題も生じてきています。人口増加やまちの発展の裏では、開発等に伴う緑の減少や生態系の変化、新たな公害問題のリスクも生じていることに加え、着実に進行している地球温暖化の影響も見逃せません。近年の記録的な猛暑や大雨は温暖化に起因するものとされており、また、令和元年に市に甚大な被害をもたらした台風の発生回数の増加や勢力増強も温暖化の影響が示唆されています。

これら課題へ適切に対応し、市民が快適に暮らすことができるまちづくりを推進するとともに、私たちが享受している豊かな自然環境を次世代を担う子どもたちに引き継ぐために、また、地球温暖化防止に向けた市の社会的責任を果たすために、「豊かな環境をみんなで未来につなぐまち～水と緑の狛江～」をめざす環境像とし、その実現に向けた新たな環境基本計画を策定しました。

今後は、この計画を軸に取組を進めてまいりますが、その展開にあたっては、市民、事業者、市がそれぞれの役割のもと主体的に活動を行い、相互に連携、協働し、発展していくことをめざします。市民、事業者の皆さんにおかれましても、本計画の趣旨を御理解いただき、ぜひ市とともに狛江の環境美化・保全に取り組んでいただければ幸いです。

結びに、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定にご尽力いただいた環境保全審議会委員及び環境基本計画改定検討部会部会員の皆様、市民ワークショップ、パブリックコメント、アンケートなどにご協力いただいた皆様に心よりお礼申し上げます。

令和2年3月

狛江市長 松原 俊雄

狛江市環境基本計画 目次

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画改定の背景	1
1.2 計画の位置付け	3
1.3 計画の目的	3
1.4 計画の対象範囲	3
1.5 計画の対象地域	4
1.6 計画の期間	4
1.7 計画とSDGsの関係	4
第2章 狛江市の概要	6
2.1 人口構造	6
2.2 位置と地形	7
2.3 土地利用	7
2.4 産業	8
2.5 気象	9
2.6 市民・事業者の環境に対する意識	11
第3章 狛江市がめざす環境像と基本目標	15
3.1 狛江市の環境の現状	15
3.2 狛江市がめざす環境像	16
3.3 環境像を実現するための基本目標	17
第4章 基本目標達成のための環境施策	20
4.1 施策体系	20
4.2 個別施策	22
基本目標2 地球温暖化を乗り越える、人と地球にやさしい脱炭素社会の推進	
狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	28
第5章 重点環境プロジェクト	47
5.1 重点環境プロジェクトの考え方	47
5.2 6つの重点環境プロジェクト	48
第6章 計画の推進	60
6.1 推進体制	60
6.2 進捗管理	61
6.3 指標・目標	62
資料編	64

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画改定の背景

環境部門の最上位計画として平成24（2012）年度に改定した狛江市環境基本計画では、市の基本構想及び基本計画との整合性を図るとともに、狛江市がめざす環境像「みんなで豊かな環境を未来につなぐ水と緑のまち 狛江」の実現に向けて市民・事業者・行政が一体となり、環境の保全・創造、環境負荷低減の取組を推進してきました。

しかしながら、私たちを取り巻く生活環境、社会経済状況の急速な変化に伴って、地球温暖化に起因する気候変動や生活・自然環境悪化のリスクが高まっており、未来を見据えた持続可能な環境保全の対策が地域に強く求められてきています。

地球温暖化に関する国際的な流れとして、気候変動に関する評価を行う国際的な専門組織であるIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書（平成25（2013）年9月～平成26（2014）年11月）によると、温室効果ガス*濃度の上昇により、地球の平均気温は、明治13（1880）年～平成24（2012）年の約130年間で0.85℃上昇したと考えられ、今世紀末までの世界平均気温の上昇は0.3～4.8℃の範囲に、海面水位の上昇は0.26～0.82mの範囲に入る可能性が高いと予測されています。このような状況を受けて、平成27（2015）年9月には「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、平成28（2016）年11月には、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」が発効されました。日本もこれらの指針等に積極的に取り組むこととしており、基礎自治体である狛江市においても温室効果ガスの排出量削減や良好な環境の維持改善を推進することが求められています。

また狛江市に視点を移すと、大気・水質・土壌環境、騒音等の守るべき基準値の概ねの達成や市民一人当たりのごみの排出量の減少、多くの市民参加による環境保全活動等の好ましい傾向が見られる一方で、緑の減少や家庭部門及び業務部門における温室効果ガス排出量の割合が大きい等、持続可能な環境保全に向けて解決すべき課題も多く見られます。

上記の国際的潮流や市の課題への対応を長期的視点の下で計画的に実施するため、現状やこれまでの取組の結果等を踏まえ、平成31（2019）年度に終期を迎えた前計画を改定することとしました。

地球温暖化の進行による日本国内への影響

地球温暖化の進行による影響は日本においても顕著であり、今後は次のような影響が及ぶことが予想されています。

分野	予想される影響
気候・気象	気温の上昇、暑い日の増加、強い雨の回数増加、海面水温の上昇
農林水産業	穀物収量の低下、水稻の品質低下、果樹の栽培適域の変化、家畜の生育への影響
生態系	サクラの開花日の早期化、ブナ林の衰退、サンゴの白化、ライチョウの個体数の減少
自然災害	洪水による被害増加、斜面崩壊の発生増加
健康被害	熱中症死亡者数の増加、蚊が媒介する感染症のリスク増加

出典：「STOP THE 温暖化2017」（環境省）

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

パリ協定

平成9（1997）年に合意された、先進各国に法的拘束力のある温室効果ガス*の排出削減目標を規定する「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、平成27（2015）年にフランス・パリで行われた第21回締約国会議（COP21）において、令和2（2020）年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、55か国以上の参加かつ世界の温室効果ガス排出量の55%以上をカバーする国の批准という二つの要件を満たしたことで、平成28（2016）年11月4日に発効し、日本も同年11月8日に批准しました。

本協定では「産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」という目標が打ち出されています。また主な特徴として、全ての国に適用される枠組みであること、緩和、適応、資金、技術、能力構築、透明性をバランスよく取り扱うこと、長期の取組を視野に入れていること、5年ごとに各国に報告・レビューさせる仕組みとしたことが挙げられます。

日本は、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比26%削減という温室効果ガス排出削減目標を掲げています。



世界の気候変動対策の転換点、出発点

出典：「COP21 の成果と今後」（環境省）

図 1-1 パリ協定の特徴

先進国（附属書1国）		
米国	2025年に-26%～-28%（2005年比）。28%削減に向けて最大限取組む。	3月31日提出
EU	2030年に少なくとも-40%（1990年比）	3月6日提出
ロシア	2030年に-25～-30%（1990年比）が長期目標となり得る	4月1日提出
日本	2030年度に2013年度比-26.0%（2005年度比-25.4%）	7月17日提出
カナダ	2030年に-30%（2005年比）	5月15日提出
オーストラリア	2030年までに-26～-28%（2005年比）	8月11日提出
スイス	2030年に-50%（1990年比）	2月27日提出
ノルウェー	2030年に少なくとも-40%（1990年比）	3月27日提出
ニュージーランド	2030年に-30%（2005年比）	7月7日提出
途上国（非附属書1国）		
中国	2030年までにGDP当たりCO2排出量-60～-65%（2005年比）。2030年前後にCO2排出量のピーク	6月30日提出
インド	2030年までにGDP当たり排出量-33～-35%（2005年比）。	10月1日提出
インドネシア	2030年までに-29%（BAU比）	9月24日提出
ブラジル	2025年までに-37%（2005年比）（2030年までに-43%（2005年比））	9月28日提出
韓国	2030年までに-37%（BAU比）	6月30日提出
南アフリカ	・2020年から2025年にピークを迎え、10年程度横ばいの後、減少に向かう排出経路を辿る。 ・2025年及び2030年に398～614百万トン（CO2換算）（参考：2010年排出量は487百万トン（IEA推計））	9月25日提出

注）各国の提出年はいずれも平成27（2015）年

出典：「COP21 の成果と今後」（環境省）

図 1-2 パリ協定における各国の温室効果ガス排出削減目標

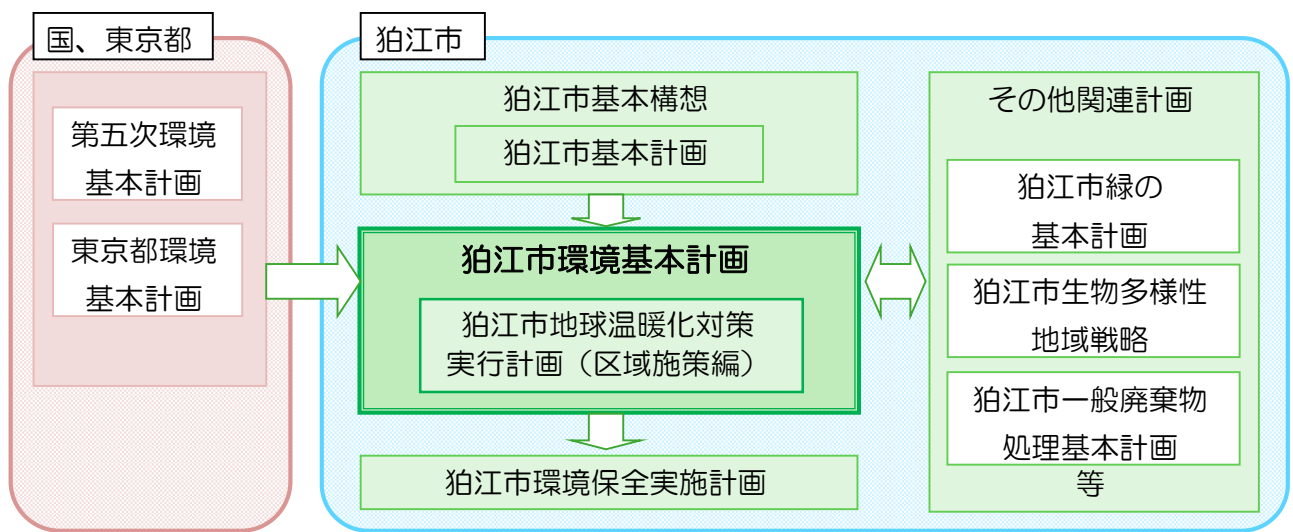
* が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

1.2 計画の位置付け

本計画は、狛江市環境基本条例第9条に基づき策定されるもので、平成24（2012）年度に改定した前計画にかかる目標の評価等も踏まえ、必要な部分を受け継ぎながら、現状の市の課題等への対応を計画的に実施するために改定した計画です。前計画と同様に、本計画も地球温暖化対策の推進に関する法律*に基づく、「狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含するものとなっています。

本計画は、狛江市基本計画の施策を環境の側面から具体化するとともに、狛江市緑の基本計画や狛江市生物多様性地域戦略、狛江市一般廃棄物処理基本計画等の関連計画と連携して環境施策の基本的な方向性を示します。

また、本計画に基づく取組は、国や東京都の環境基本計画で示された基礎自治体に期待される役割を果たすものであるとともに、地球全体の環境保全に寄与するものとなっています。



1.3 計画の目的

本計画は、狛江市の豊かな環境を未来につなぎ、全ての人が安心・安全で豊かな暮らしを継続できる社会を構築するべく、めざすべき環境像とその実現に必要な具体的な取組を明らかにし、各主体が計画的かつ一体的に行動するための道しるべとなることを目的とします。

1.4 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

分野	個別要素
自然環境	公園、緑地、農地、樹林地、街路樹、水辺、河川、動物、植物等
地球温暖化	気候変動、温室効果ガス*、ヒートアイランド*等
資源循環	廃棄物、資源等
都市環境	大気質、騒音、振動、水質、悪臭、土壌、地盤、有害化学物質、放射性物質*、水循環、景観等

*が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

1.5 計画の対象地域

本計画の対象地域は粕江市全域とします。

1.6 計画の期間

本計画の計画期間は、「令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間」とします。

1.7 計画とSDGsの関係

1.7.1 SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の国際目標（ゴール）・169の達成基準（ターゲット）から構成されています。

日本は、平成28（2016）年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす。」ことをビジョンとする「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を定め、国全体での取組を推進しています。その中で、地方公共団体においても、各種計画や方針の策定、実行に際して持続可能な開発目標（SDGs）の要素を反映し、取組を進めていくことが求められています。



出典：「国際連合広報センターホームページ」

図 1-3 SDGs の 17 の国際目標（ゴール）

1.7.2 本計画とSDGsの関係

SDGsの目標を達成するためには、人間の生存の基盤である環境の保全が必要不可欠です。本計画では、自然環境、地球温暖化、資源循環、都市環境といったあらゆる環境分野に取り組むこととしており、その結果、次に示す10個の目標達成に貢献することができます。

SDGs 目標	本計画との関係
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p><目標達成に向けた本計画の取組> 地球温暖化の進行に備えた暑さ対策や、公害問題への対策に取り組むことで、市民の健康確保や福祉の促進に貢献します。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p><目標達成に向けた本計画の取組> 狛江市の自然や生物多様性に関する副読本の作成・学校への配布等を通じて、子どもたちへの環境教育に貢献します。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6 すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p><目標達成に向けた本計画の取組> 河川等の水質保全や健全な水循環の回復に取り組むことで、水資源の持続的な利用に貢献します。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p><目標達成に向けた本計画の取組> 市内で使用するエネルギーを再生可能エネルギー*等に転換することにより、エネルギー資源の持続的な利用に貢献します。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間住居を実現する。</p> <p><目標達成に向けた本計画の取組> 狛江の歴史や文化を大切にしながら、環境保全と地域の発展を両立させたまちづくりに取り組むことで、住み続けたいと思えるまちの実現に貢献します。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12 持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p><目標達成に向けた本計画の取組> ごみの排出削減をはじめとした4R*の推進や食品ロス*の削減、廃棄物の適正な処理に取り組むことで、循環型社会*の推進に貢献します。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p><目標達成に向けた本計画の取組> 温室効果ガス*の排出量を削減することで気候変動の緩和に寄与するとともに、気候変動による健康被害や災害の発生を軽減するための適応策*に取り組みます。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p><目標達成に向けた本計画の取組> 川の水質や水辺環境の保全、プラスチックごみの削減等の取組により、海への環境負荷を低減し、海洋資源の持続可能な利用に貢献します。</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標15 陸域生態系*の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p><目標達成に向けた本計画の取組> 市内の緑の創出・保全と、生きものと共存したまちづくりに取り組むことで、生態系の保全や生物多様性の損失の阻止に貢献します。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p><目標達成に向けた本計画の取組> 環境保全を推進するための仕組みやネットワークの充実に取り組み、市内外におけるパートナーシップの活性化を図ります。</p>

出典：「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」（環境省）

*が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

第2章 狛江市の概要

2.1 人口構造

狛江市の人口及び世帯数は増加傾向にあり、平成31（2019）年は平成13（2001）年比でそれぞれ11.9%、21.0%増加となっています。

1世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成31（2019）年は1.96人/世帯と、2人/世帯を下回っています。

年齢3区分人口の推移では、65歳以上人口が平成20（2008）年の20.3%から平成31（2019）年には24.0%に増加した一方で、15～64歳の人口が減少しています。0～14歳の人口は近年ほぼ横ばいに推移しています。

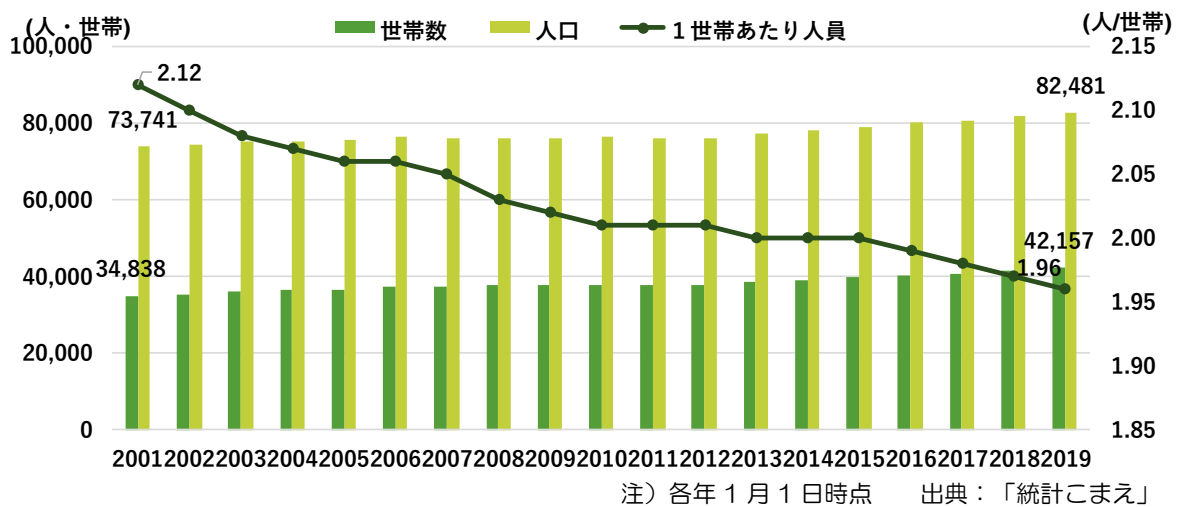
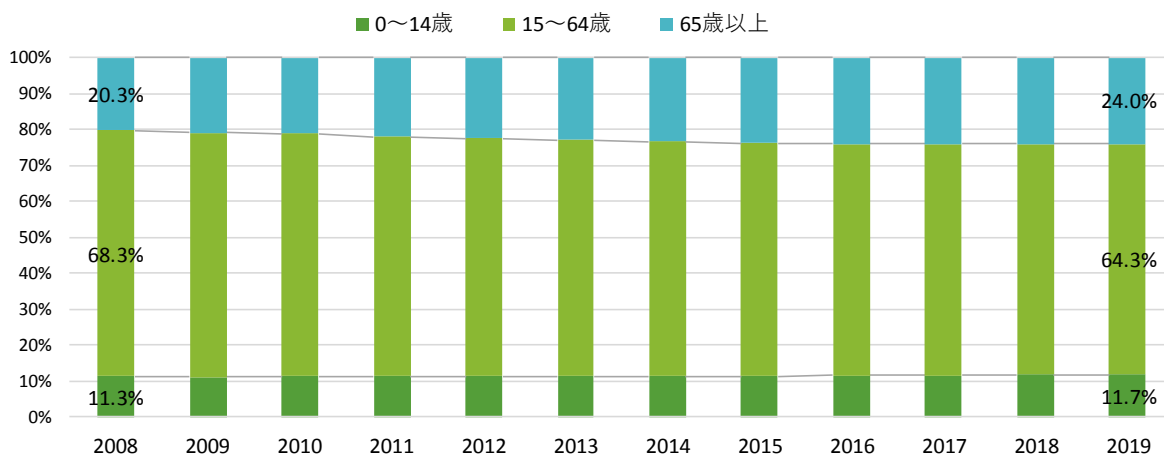


図 2-1 人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移



注) 各年1月1日時点 出典: 「統計こまえ」
 ※端数処理の関係上、合計値が100.0%とならない場合があります。

図 2-2 年齢3区分人口の推移

2.2 位置と地形

狛江市は、新宿から南へ約 14 km にあり、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで、神奈川県川崎市に接しています。

武蔵野台地の南の縁にあり、多摩川と野川に挟まれた沖積低地*の平坦な地形で、北側は立川段丘*の台地、南側は多摩川沿いの低地や自然堤防の微高地から成っています。

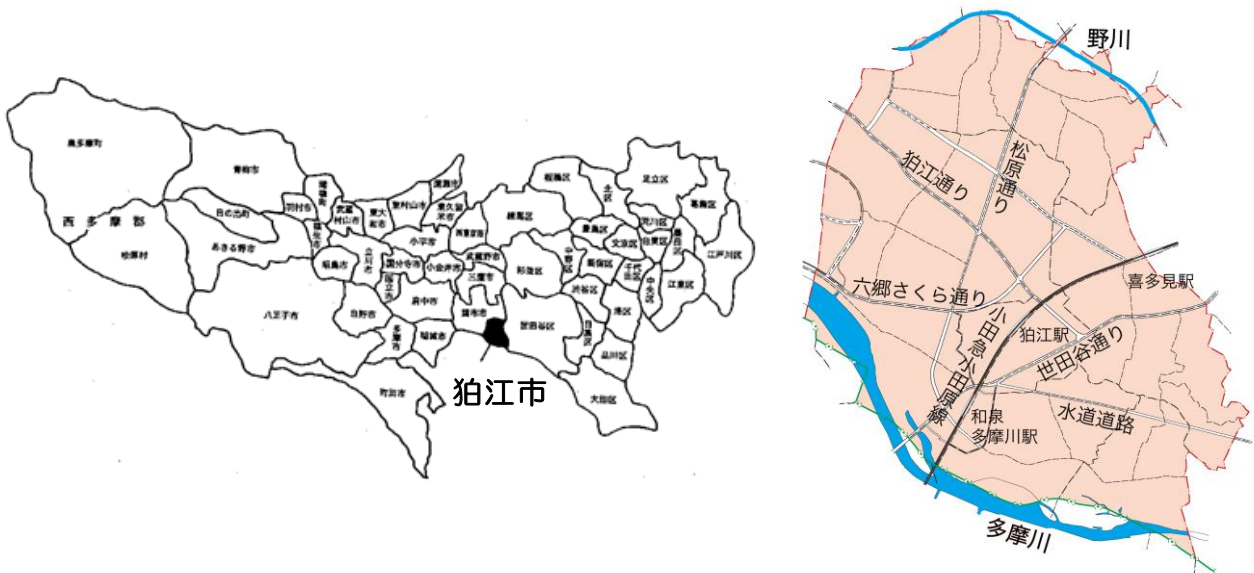
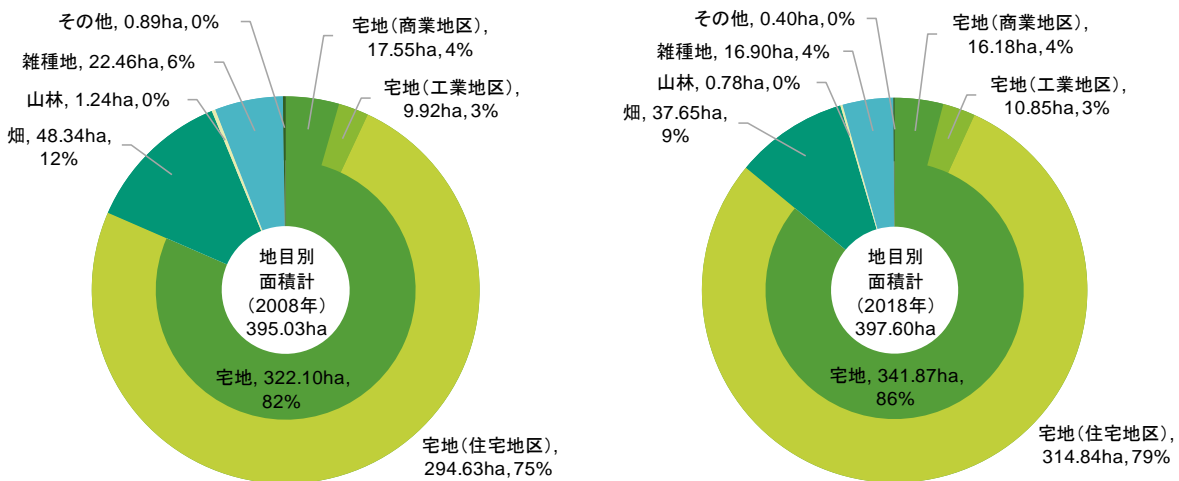


図 2-3 東京都における狛江市の位置と地形

2.3 土地利用

狛江市の土地利用は、宅地(住宅地区)が86%で最も多くなっています。平成20(2008)年度と比較すると平成30(2018)年度は宅地(住宅地区)が75%から79%に増加する一方で、畑、雑種地が減少しています。



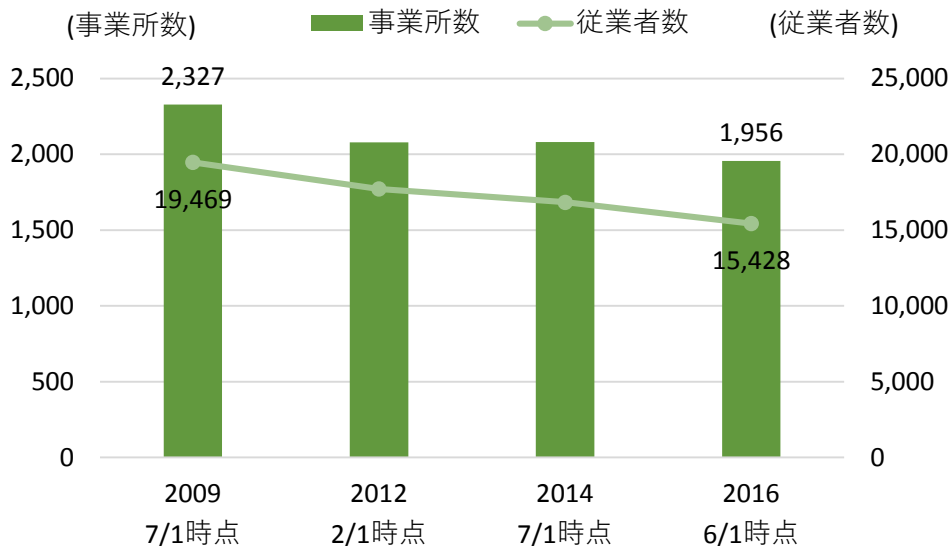
注) 各年 1 月 1 日時点 出典: 「統計こまえ」
 ※端数処理の関係上、合計値が 100.0% とならない場合があります。

図 2-4 地目別面積

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

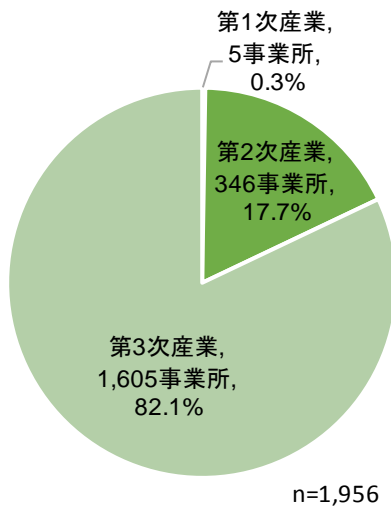
2.4 産業

狛江市の事業所数及び従業者数は減少傾向にあります。事業所数の産業3分類別では、第3次産業（サービス業）の事業所数が8割を占めています。



出典：「経済センサス活動調査」「経済センサス基礎調査」（経済産業省）

図 2-5 事業所数及び従業者数の推移



注) 平成 28 (2016) 年 6 月 1 日時点

出典：「経済センサス活動調査」（経済産業省）

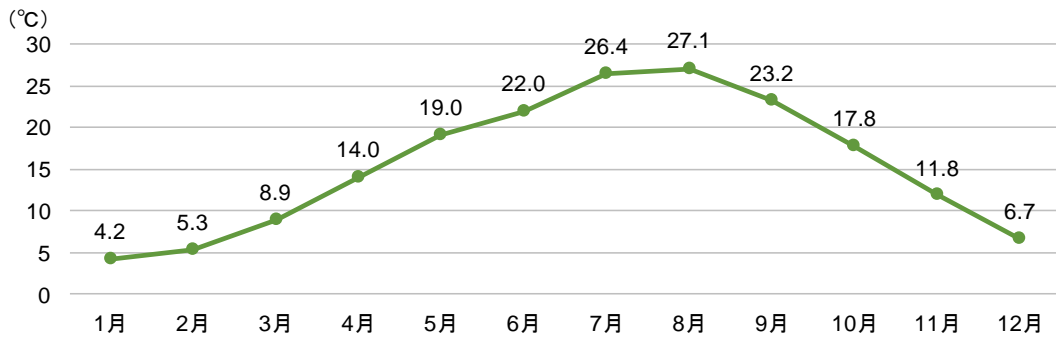
※端数処理の関係上、合計値が 100.0% とならない場合があります。

図 2-6 事業所数分類

2.5 気象

2.5.1 気温

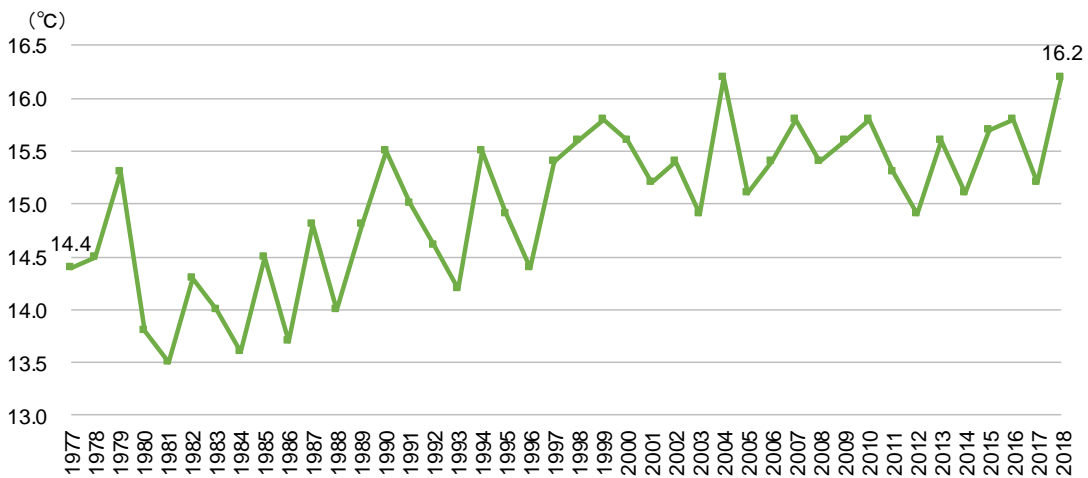
狛江市の最寄りの府中気象観測所における月別の平均気温は、8月頃が最も暑く、1月頃が最も寒くなっています。日平均気温は、長期的に見ると上昇している傾向にあります。



注) 平成 21 (2009) 年～平成 30 (2018) 年平均値

出典: 「国土交通省気象庁ホームページ」 ※観測地点 府中気象観測所

図 2-7 月別の平均気温

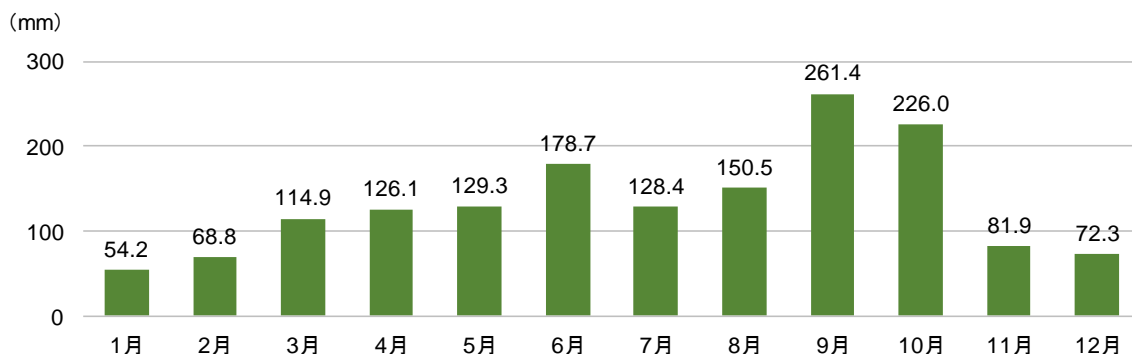


出典: 「国土交通省気象庁ホームページ」 ※観測地点 府中気象観測所

図 2-8 年間の日平均気温の経年変化

2.5.2 降水量

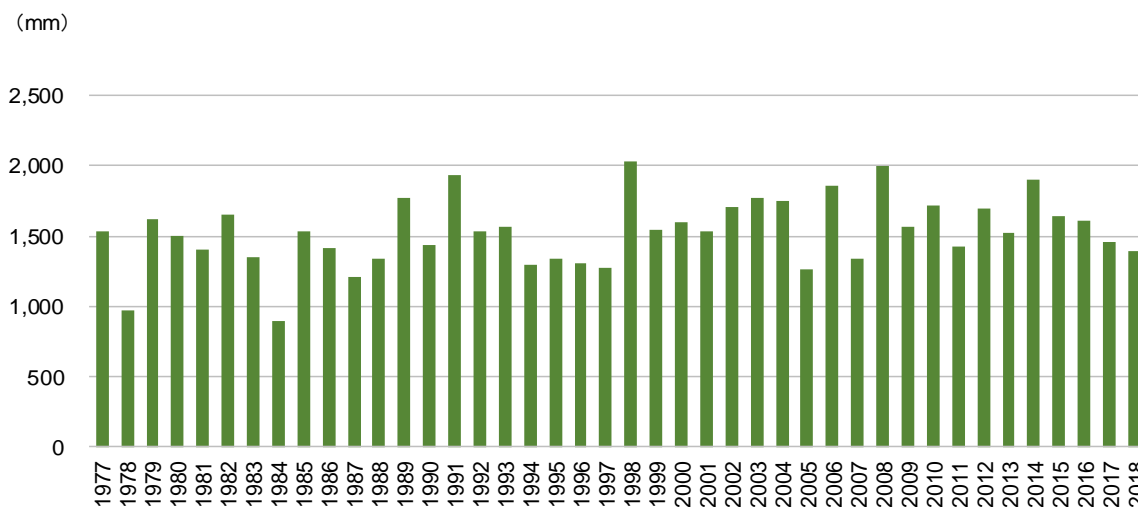
月別の降水量は、9月頃が最も多く、12月～2月頃が最も少なくなっています。府中気象観測所における年降水量は、長期的に見ても明確な変化は見られませんでした。



注) 平成 21 (2009) 年～平成 30 (2018) 年平均値

出典: 「国土交通省気象庁ホームページ」 ※観測地点 府中気象観測所

図 2-9 月別の平均降水量



出典: 「国土交通省気象庁ホームページ」 ※観測地点 府中気象観測所

図 2-10 年間降水量の経年変化

2.6 市民・事業者の環境に対する意識

(平成30(2018)年8月実施 市民・事業者及び関係団体への意識調査(アンケート)より)

2.6.1 環境保全に対する考え方

市民意識調査の結果によると、環境を守るため、私たちが常に努力すべきと考えている市民(「強く思う」と「思う」の合計)は96.7%にもものぼり、多くの市民が環境を守るために努力する必要性を認識しています。また、環境を守るために、積極的に行動したいと考えている市民(「強く思う」と「思う」の合計)は77.5%になります。

事業者意識調査の結果によると、今の事業を継続していく上で環境配慮は重要であると考えている事業所(「強く思う」と「思う」の合計)は81.4%になります。今後新たな事業を計画する際に環境配慮は重要であると考えている事業所(「強く思う」と「思う」の合計)は88.8%になります。多くの事業者において事業活動における環境配慮の必要性が認識されています。

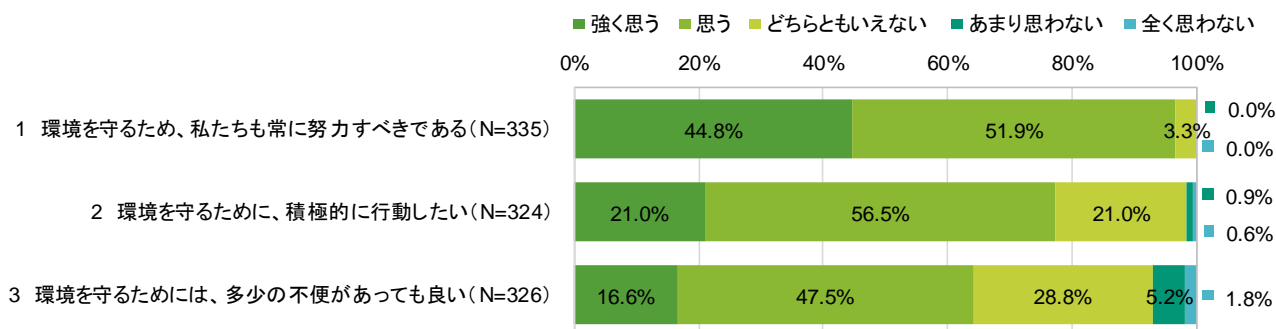


図 2-11 環境保全に対する考え方 (市民)

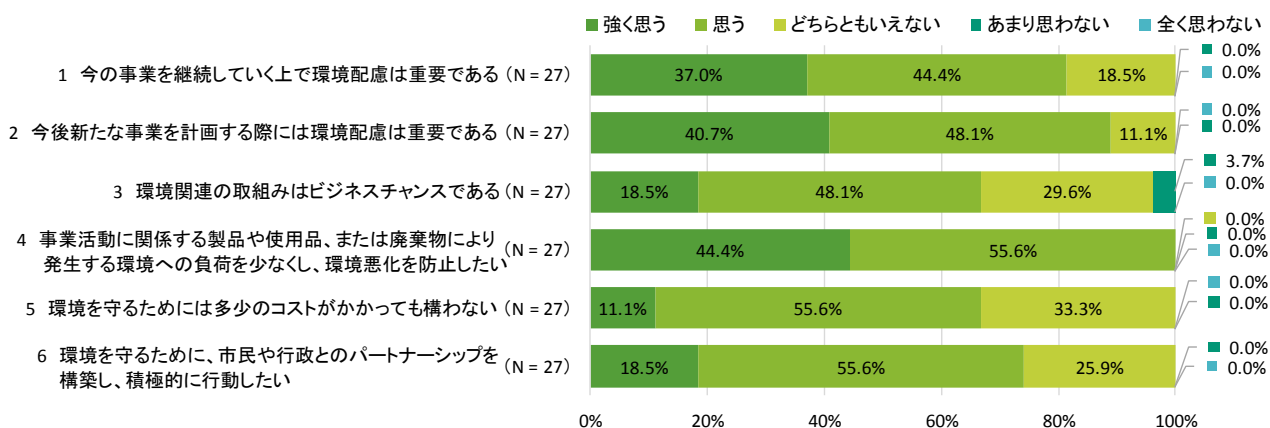


図 2-12 環境保全に対する考え方 (事業者)

2.6.2 「狛江らしい」と感じられるフレーズ

市民意識調査の結果によると、「狛江らしい」と感じられるフレーズとして、「水と緑を大切にすまち」が最も多く、回答者の4割近くから支持されています。

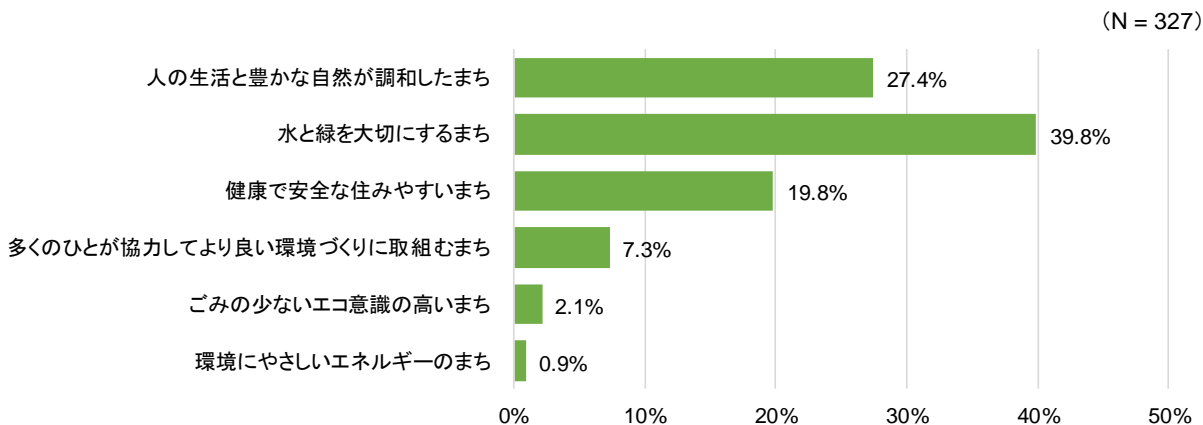
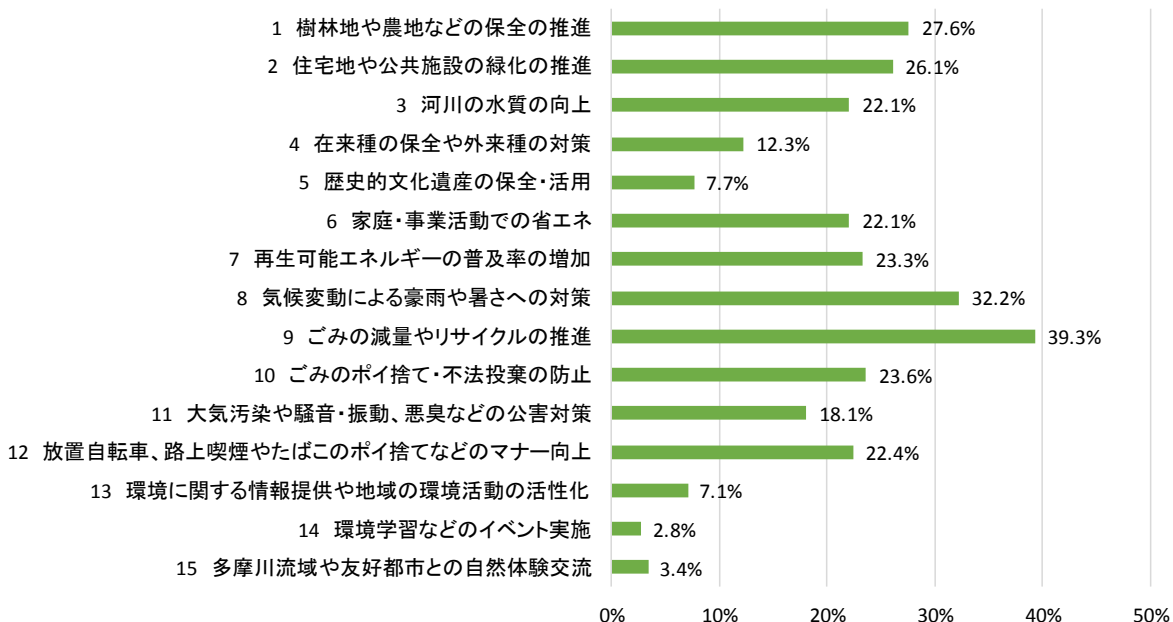


図 2-13 「狛江らしい」と感じられるフレーズ

2.6.3 重要だと思う環境への取組

重要だと思う環境への取組では、「ごみの減量やリサイクルの推進」への支持が最も高く、「気候変動による豪雨や暑さへの対策」や「樹林地や農地等の保全の推進」も高く支持されています。



※複数回答可・3つまで

図 2-14 重要だと思う環境への取組

2.6.4 環境保全のための取組の状況

環境保全のための取組の実施状況では、市民・事業者ともにごみの分別や節電への取組率が相対的に高い一方、地域の活動や環境学習等への参加が低い結果となりました。

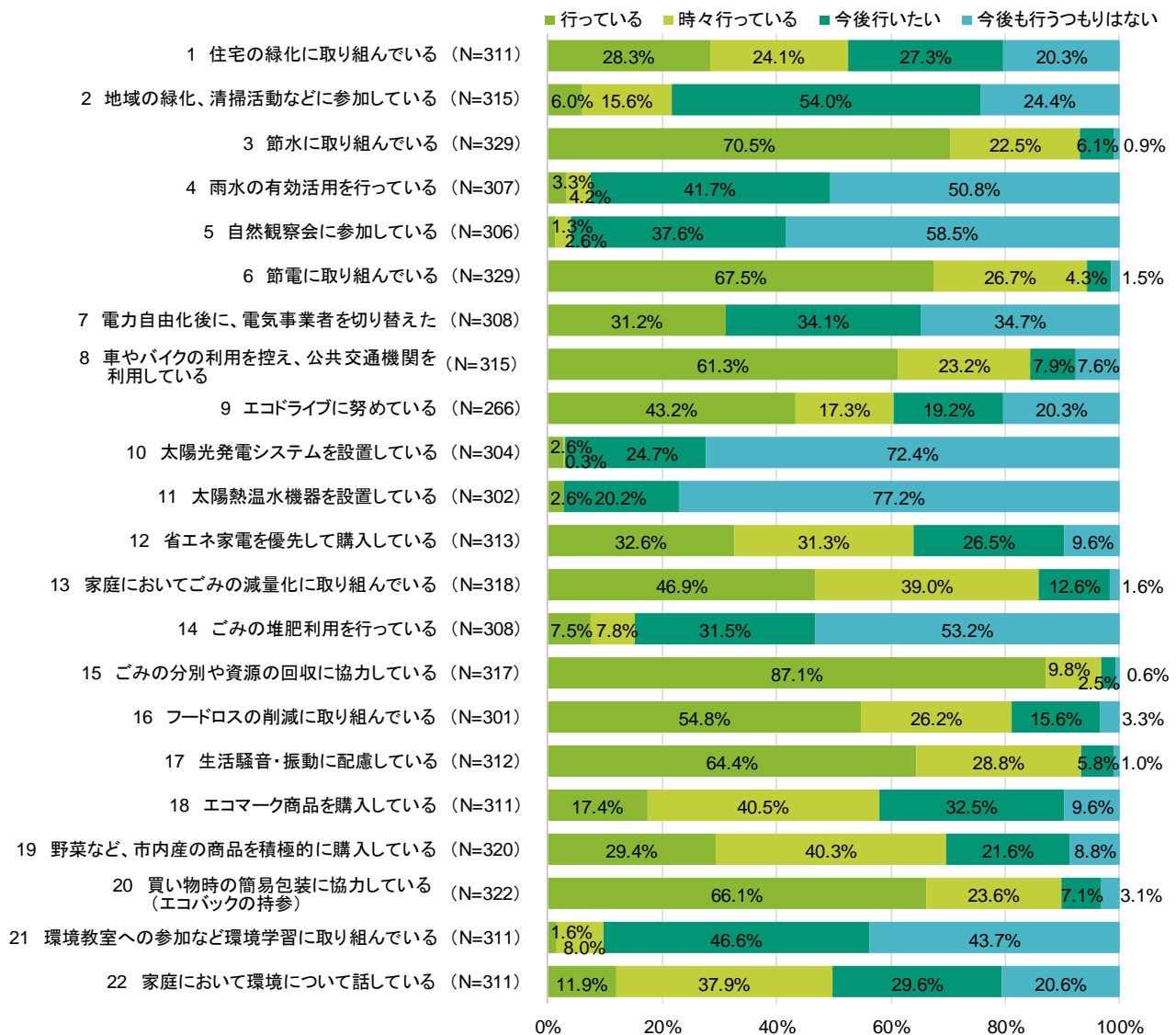


図 2-15 環境保全のための取組の状況（市民）

第2章 狛江市の概要

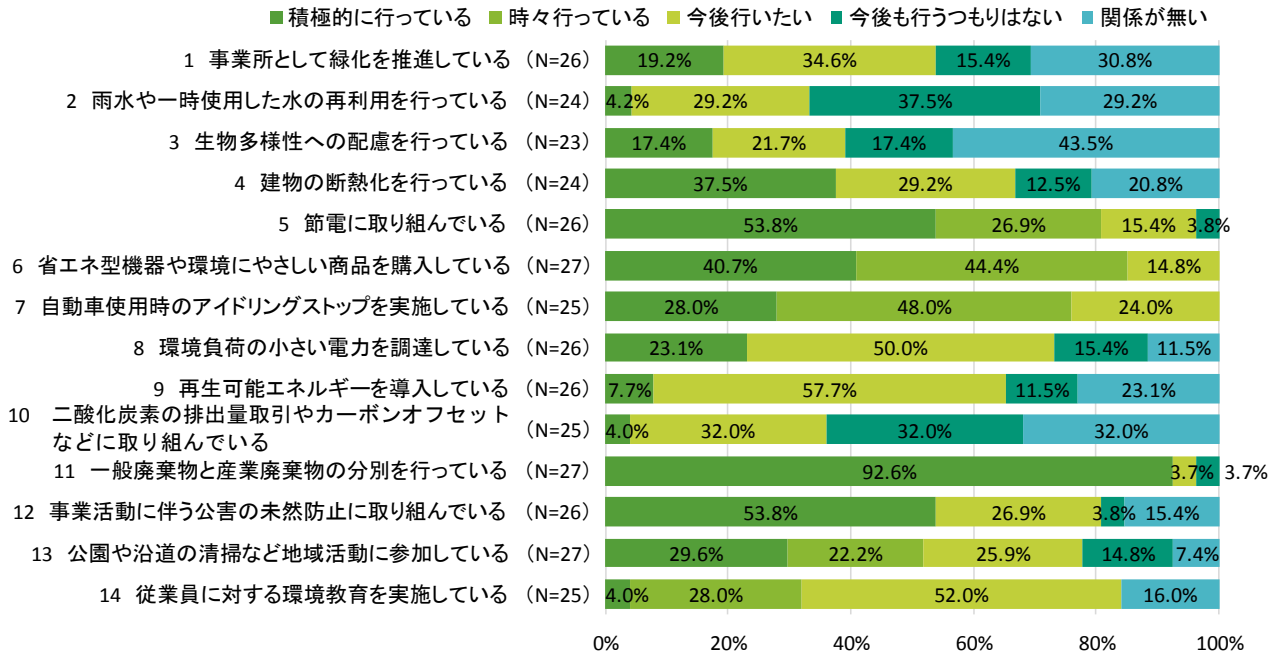


図 2-16 環境保全のための取組の状況（事業者）

第3章 狛江市がめざす環境像と基本目標

3.1 狛江市の環境の現状

狛江市では、第4次基本構想（令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間）において、将来都市像「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を掲げています。この将来都市像には、様々な主体がお互いに連携・協働し、「狛江らしい」「狛江ならではの」の文化をより一層育み、次世代に引き継ぎ、狛江の貴重な財産である自然環境と、いつまでも住み続けたいと感じる良好な住環境、農商工業を通じた活気やにぎわいが共存しているまちづくりを進めていくこと等が想いとして込められています。

武蔵野台地の南の縁、野川や多摩川に挟まれた立地の狛江市は、かつて農地や樹林地が広がる緑豊かな地域であり、「水と緑の狛江」という表現が示すと通りの地域でした。その後、東京都心への交通の便の良さ等を背景として高度経済成長期には宅地化が進みました。その過程で農地や樹林地は減少し、湧水は消滅する等、狛江市の環境は大きく変化しました。現在でも狛江市の人口及び世帯数は増加傾向にあり、平成31（2019）年は平成13（2001）年比でそれぞれ11.9%、21.0%増加となっています。一方で、人口と比較して世帯数の伸びが顕著でありながら、世帯当たりの人員数が減少していることから、市民のライフスタイルも変化していると考えられます。

宅地化によって市内の緑は減少していますが、市内各地の緑や水辺は生きものにとって貴重な生育・生息空間となっており、現状でも多くの動植物が確認されています。地球温暖化の主な要因である温室効果ガス*の狛江市からの排出量は、ここ10年間では増減を繰り返している状況であり、また、家庭部門（一般家庭のエネルギー消費による排出）が全体の56.5%と高い割合を占めていることも狛江市の特徴です。家庭部門の二酸化炭素（以下「CO₂」という。）排出の要因となっているエネルギー消費量は、世帯人員の減少により、世帯当たりの量で見ると減少傾向にあります。廃棄物に関しては、市民一人当たりのごみ排出量は減少し、ごみの資源化も引き続き進んでいます。市内の大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対しては、国や東京都と連携しながら、発生の抑止に努めており、各項目の数値は概ね基準値を下回っている状況です。

また、環境に関する各種取組を推進するため、市民・事業者への環境教育・環境学習や啓発、各主体が連携・協働に向けたイベント開催や仕組みづくりを進めてきましたが、近年は参加者の固定化、新規参加者の減少傾向がみられます。

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

3.2 狛江市がめざす環境像

前計画においては、市民・事業者・行政等全ての主体が、各々の責務を認識するとともに、ともに手を取り合い、人や環境資源を時間的、空間的につなぎながら、多様性を確保しつつ、将来の世代へと受け継いでいくことを理念としました。

本計画においては、環境保全に係る課題の幅が広がり、多様な主体間の連携・協働がより強く求められる現代社会の情勢を踏まえ、前計画で掲げた環境像を引き継ぎ、長期的な視点と継続的な取組によりその実現をめざすこととします。

《狛江市がめざす環境像（基本理念）》

**豊かな環境を
みんなで未来につなぐまち
～水と緑の狛江～**

●豊かな環境

狛江市は、多摩川や野川をはじめとする水辺や緑等環境資源に恵まれたまちであり、それらは市民にも広く受け入れられた象徴的資源となっています。これらの恵みは私たちにとってかけがえのないものであると同時に、将来の世代にとってもなくてはならないものです。

●みんなで未来につなぐまち

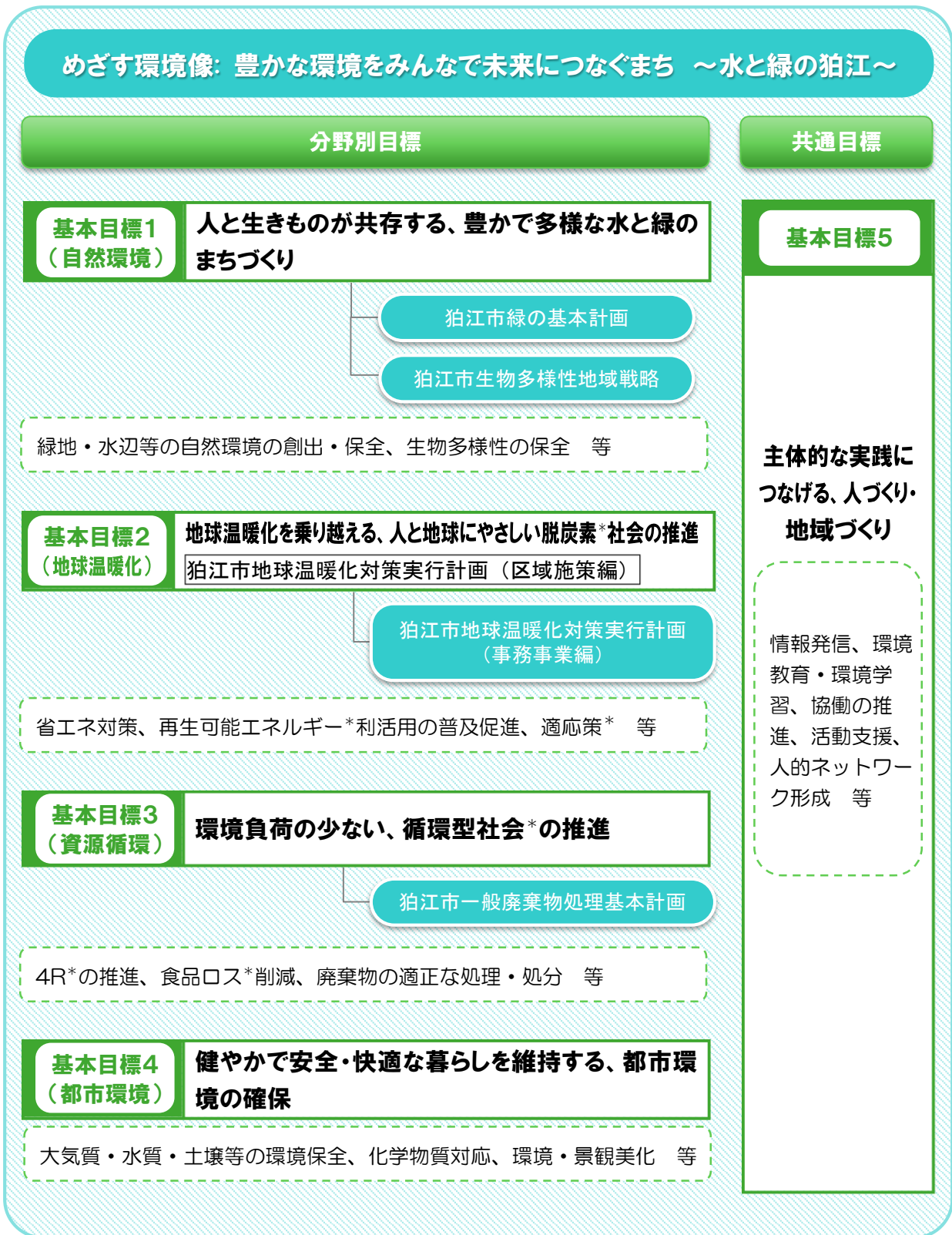
この「豊かな環境」を将来世代に継承していくことは、私たちに課せられた重要な責務です。しかし、地球温暖化の進行等により、狛江の環境を取り巻く状況は厳しさを増しており、この責務を果たしていくためには、狛江市で暮らし働く全ての人が環境保全を自分ごととして捉え、世代や立場を超えて手を携えることができる、「みんなで未来につなぐまち」を実現する必要があります。

●～水と緑の狛江～

本計画では、「豊かな環境をみんなで未来につなぐまち」を実現し、より魅力的でみんなが笑顔で暮らせる持続可能な地域社会「水と緑の狛江」をめざします。

3.3 環境像を実現するための基本目標

狛江市がめざす環境像「豊かな環境をみんなで未来につなぐまち ～水と緑の狛江～」を実現するため、本計画では4つの分野別目標及び各分野にまたがる1つの共通目標を定めます。



「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

3.3.1 分野別目標

本計画で掲げる4つの環境分野別（自然環境、地球温暖化、資源循環、都市環境）目標の詳細は次のとおりです。

基本目標1 （自然環境）

人と生きものが共存する、豊かで多様な水と緑のまちづくり

狛江市の財産である「水と緑」は、市民の暮らしに潤いや安らぎを与えてくれる貴重な資源であるとともに、多くの生きものにとって重要な生息空間でもあります。

そこで、自然環境分野では「人と生きものが共存する、豊かで多様な水と緑のまちづくり」を基本目標とし、「水と緑」の持つ多様な役割や機能を市民全員が共有し、創出・保全及びネットワーク化に取り組みます。

基本目標2 （地球温暖化）

地球温暖化を乗り越える、人と地球にやさしい脱炭素*社会の推進 狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

地球温暖化による気候変動の影響は年々深刻化しており、市民生活や財産、そして命への甚大な影響が懸念されます。

この危機を乗り越えるためには、省エネや低炭素*なエネルギーへの転換等により地球温暖化の進行を緩和するとともに、気候変動に適応した暮らしや働き方を推進する必要があります。

そこで、地球温暖化分野では「地球温暖化を乗り越える、人と地球にやさしい脱炭素社会の推進」を基本目標とし、市民・事業者が生活や仕事のスタイルを見つめ直し、省エネや再生可能エネルギー*活用等の地球温暖化対策に取り組むとともに、気候変動の影響に適応した生活が送れるまちづくりをめざします。

なお、基本目標2は「狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けるものであり、他の環境分野の施策とも連携しながら横断的に推進することとします。

基本目標3 （資源循環）

環境負荷の少ない、循環型社会*の推進

多くの資源を国外に依存している日本にとって、限りある資源の効率的な利用と再生産、廃棄物の排出量の低減と適切な処理による持続可能な循環型社会の推進が急務です。

そこで、資源循環分野では「環境負荷の少ない、循環型社会の推進」を基本目標とし、4R*の推進と適切な廃棄物処理に取り組みます。

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

**基本目標4
(都市環境)****健やかで安全・快適な暮らしを維持する、都市環境の確保**

私たちの健康や快適な暮らしを維持するためには、人間の生存に不可欠な大気、水等を良好に保つとともに、清潔で安全なまちの維持が必要不可欠です。また、歴史や文化に彩られた狛江らしい景観は、生活に彩りを与え、心豊かな暮らしの実現につながります。

そこで、都市環境分野では「健やかで安全・快適な暮らしを維持する、都市環境の確保」を基本目標とし、心身ともに豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。

3.3.2 共通目標

基本目標1～4の達成には、環境保全に主体的に取り組む「人」と「地域」の存在が欠かせません。そこで、全ての環境分野に共通する目標（基本目標5）を次のとおり定めます。

基本目標5**主体的な実践につなげる、人づくり・地域づくり**

狛江市の豊かな環境を未来につなぐためには、狛江市で暮らし働く全ての人が、自らの意思で、前向きに環境保全の取組を実践することが必要不可欠です。

そのためには、一人ひとり自らができることを理解するだけでなく、環境意識をもった人が行動に移すためのきっかけや、一緒に取り組む仲間が必要です。

そこで、本計画の全ての分野に共通して、「主体的な実践につなげる、人づくり・地域づくり」を基本目標とし、環境に関わる教育や学習の推進だけでなく、様々な主体の交流機会や活躍の場を充実させ、一人ひとりが自覚を持って環境保全に取り組むまちをめざします。

第4章 基本目標達成のための環境施策

4.1 施策体系

《狛江市がめざす環境像（基本理念）》
 豊かな環境をみんなで未来につなぐまち
 水と緑の狛江

【基本目標】	【施策の方向性】
基本目標 1 （自然環境） 人と生きものが共存する、豊かで多様な水と緑のまちづくり	1-1 まちの緑の創出
	1-2 まちの緑の保全
	1-3 生きものと共存するまちづくり
狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	
基本目標 2 （地球温暖化） 地球温暖化を乗り越える、人と地球にやさしい脱炭素*社会の推進	2-1 エネルギー効率のよいまち
	2-2 再生可能エネルギー*等の利用促進
	2-3 気候変動の影響への適応
基本目標 3 （資源循環） 環境負荷の少ない、循環型社会*の推進	3-1 ごみ排出量の低減（4R*の推進）
	3-2 適正なごみ処理と資源循環の推進
基本目標 4 （都市環境） 健やかで安全・快適な暮らしを維持する、都市環境の確保	4-1 大気・水質等の保全と騒音・振動等の抑制
	4-2 健全な水循環の回復
	4-3 地域に根ざした生活環境の保全
基本目標 5 主体的な実践につなげる、人づくり・地域づくり	5-1 環境意識の向上
	5-2 環境保全を「実践」する人づくり
	5-3 ネットワークの形成

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

【個別施策】		【重点環境プロジェクト】
1-1-1	彩り豊かな緑の創出・ネットワーク化の推進	重点環境プロジェクト 1 「ちょこっとビオトープ*」による 生物多様性創出プロジェクト
1-1-2	魅力ある身近な公園づくりの推進	
1-2-1	農地の保全	
1-2-2	地域の緑の継承	
1-3-1	自然とまちの調和の推進	
1-3-2	在来の生きものの保全	
1-3-3	生物多様性に関する情報の蓄積と活用の推進	
2-1-1	家庭の省エネルギー促進	重点環境プロジェクト 2 まちまるごと省エネプロジェクト
2-1-2	事業所の省エネルギー促進	
2-1-3	公共交通・徒歩・自転車等での移動促進に向けた環境整備	
2-1-4	市の施設における省エネルギーの推進	
2-2-1	太陽光発電*等の普及促進	重点環境プロジェクト 3 暑い夏も快適で健康に暮らせる まちづくりプロジェクト
2-2-2	エネルギーの多様化と自家消費の推進	
2-2-3	市の施設における再生可能エネルギー*等の導入推進	
2-3-1	地球温暖化に関する情報収集・発信	
2-3-2	暑さ対策の推進	
2-3-3	浸水等による被害防止の推進	
2-3-4	自然環境への影響軽減の推進	
3-1-1	4R*の推進	重点環境プロジェクト 4 みんなで食品ロス削減プロジェクト
3-1-2	プラスチックごみの削減	
3-1-3	食品ロス*の削減	
3-2-1	適正なごみ処理と資源循環の推進	
4-1-1	環境監視・測定の実施	重点環境プロジェクト 5 みんなが笑顔で暮らせる美しいまち プロジェクト
4-2-1	雨水浸透による水循環の回復	
4-2-2	水資源の有効活用	
4-3-1	地域の美化・清掃活動の推進	
4-3-2	マナーの向上による地域環境の確保	
4-3-3	良好な景観づくりの推進	
5-1-1	情報発信、意識啓発の推進	重点環境プロジェクト 6 市民みんなが環境を考え行動するまち プロジェクト
5-1-2	地域や子どもに向けた環境教育の推進	
5-2-1	地域のリーダー的人材の発掘・育成	
5-2-2	市民協働による環境保全の推進	
5-2-3	市民主体の身近な環境保全活動の促進	
5-3-1	主体間のネットワーク化の推進	
5-3-2	広域的連携の推進	

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

4.2 個別施策

4.2.1 分野別目標に基づく環境施策

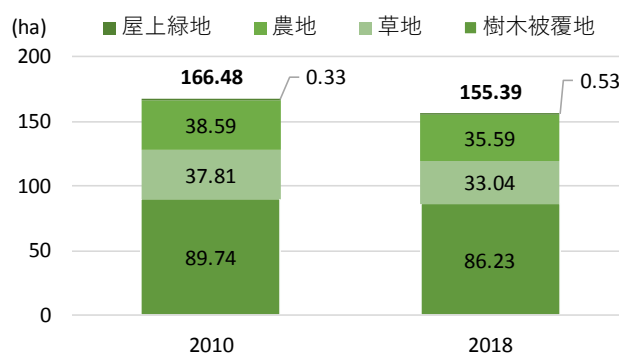
**基本目標 1
(自然環境)**

人と生きものが共存する、豊かで多様な水と緑のまちづくり

(1) 現状

◆ まちの緑の現状

狛江市の緑被地面積は減少傾向にあり、平成 22（2010）年度から平成 30（2018）年度までの9年間で、宅地化等を背景に約 11ha の緑地が減少しました。しかし、農地、草地の減少は、以前と比べて緩やかになりつつあります。

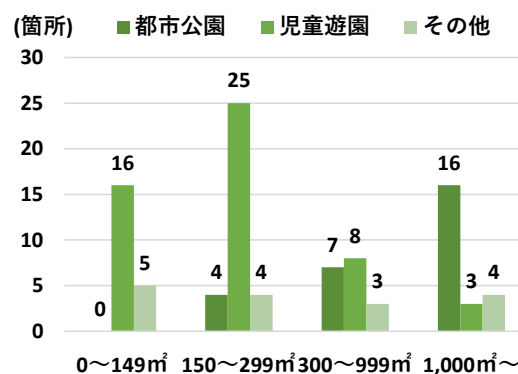


出典：「狛江市緑の基本計画」

図 4-1 狛江市の緑被地面積の推移

狛江市の公園の特徴として、小規模な公園が多く、半数以上が面積 300 m²未満となっています。また、地域によって公園の面積や配置の偏りがみられます。

種別		箇所	面積 (m ²)
都市公園	街区公園	17	17,680.15
	近隣公園	1	12,532.31
	緑地・街区緑地	9	75,868.93
	小計	27	106,081.39
児童遊園		52	16,466.84
合計		79	122,548.23



(平成 31 (2019) 年 4 月 1 日時点)

出典：「狛江市緑の基本計画」

図 4-2 公園整備状況と面積別公園緑地

◆ 生物多様性の現状

私たち人間の生活は、生物多様性から生み出される様々な自然の恵みに支えられています。しかし、人間活動等により多くの動植物が絶滅の危機にあり、また、絶滅速度も加速しているとされていることから、世界共通の喫緊の課題として認識されています。

市内においても数多くの生きものが生育・生息しており、平成29（2017）年と平成30（2018）年に実施した調査では、918種の動植物が確認されました。このうち、国又は東京都のレッドデータブックで希少種に指定されている生きものが67種、外来種*が154種確認されています。多摩川や野川の水辺において多様な生きものが確認されているほか、古くから残る社寺や古墳等の樹林地や、まちなかの公園や緑道、農地等も生きものにとって重要な生息空間となっています。

生物多様性

地球上に生育・生息する生きものは、未知の種も含めると870万種とも3,000万種ともいわれ、未だに全容が分かっていません。この非常に多くの種類の生きものが、異なる環境において、自分たちの生きる場所を見つけ、互いの違いを活かしながらつながり、調和していることを「生物多様性」と呼びます。

生物多様性の国際条約である「生物多様性条約」では、生態系*の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。

■生態系の多様性

樹林や草原、砂漠、湿地等、地球上には土地ごとに異なる地形・気候等の環境条件にあった様々な「生態系」が成立しています。

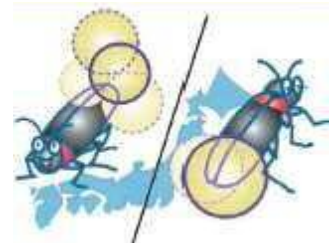
■種の多様性

生態系には“食べる・食べられる”でつながった、数えきれないほどの多くの「種」が暮らしています。国連環境計画（UNEP）が平成23（2011）年に発表した研究報告では、地球上の生物種数は約870万種で、その多くが未知種だとしています。

■遺伝子の多様性

同じ種の生きものでも、一つひとつ「遺伝子」が違い、姿、形、声、行動等の違いがあらわれます。同じ種であっても、長い時間の間には、地域によって別の性質をもつようになった生きものもいます。

例えば、同じゲンジボタルでも、西日本と東日本では発光の間隔が違います。



出典：「狛江市生物多様性地域戦略」「エコシステム」2004年7月（（公財）日本生態系協会）

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(2) 課題

◆ 緑の量の減少抑止と緑の質の確保

緑の量の減少に歯止めをかけるため、新たな緑の創出と既存の緑の保全が課題となっています。中でも、農地の減少の抑止と樹林地や水辺環境の保全に加え、緑の創出・保全における限られた空間、機会を最大限に活用し、「質」の充実を図ることが重要です。

これらの実現には、市民の身近にある緑への関心をさらに高め、連携・協働の機会を創出するとともに、法制度の活用や緑の保全に対する支援の継続・強化が必要となっています。

◆ 自然環境と暮らしが調和した生物多様性の保全

都市圏域にある狛江市では、生物の生息空間の減少や分断、外来種*の増加等が課題となっています。

生きものの生息拠点となっている既存の樹林地や水辺等の保全を図りつつ、市民等との連携・協働により、生物の生息空間となる緑や水辺を身近で増やし、つなげることにより、市全域の生物多様性の保全・向上を図ることが重要です。

また、自然に係る市民活動や自然を利用したレクリエーションが活発である一方で、生物多様性に関する市民の認知度については向上の余地があることから、生物多様性やその重要性に対する認識を高め、地域の自然への理解が深まり、自発的な関わりが広がっていくことが必要です。

(3) 施策の方向性と指標・目標

- ・市民の貴重な財産である緑の創出・保全を図るとともに、緑の持つ様々な役割にも着目し、それらの質を高め、次世代に継承することをめざします。
- ・市民自らによる住宅や地域における身近な緑の創出、身近な公園の魅力向上、狛江らしい風景の一つである農地の保全を進め、市民との連携・協働により市全域が彩り豊かな緑でつながるような緑のネットワークを築いていきます。
- ・生物多様性の重要性等に関する市民の理解・関心を高め、市民をはじめとした多様な主体との連携のもと、市内の自然環境の“持続可能な保全と活用”に取り組みます。
- ・これらの取組を進める上では、身近な緑と併せて、貴重な自然空間である多摩川を有効に利活用し、効果的な施策の展開を図ります。
- ・緑の創出・保全にあたっては、緑の多面的機能（都市景観の向上や都市防災への寄与等）を活用する「グリーンインフラ」の視点をもって取組を進めます。

基本目標 1 では、3つの施策の方向性（1-1 まちの緑の創出、1-2 まちの緑の保全、1-3 生きものと共存するまちづくり）を定め、次ページの表に示す指標により目標の達成状況等の進捗管理を行います。

グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことを言います。市内では、公園や農地、水辺の緑等が有する多様な機能（保水機能、ヒートアイランド抑制、生物多様性保全、CO₂の吸収、学び・体験の提供等）に着目し、その機能を充実・拡張させ、まちづくりに取り込んでいくことが考えられます。

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

施策の方向性	指標	現状 (平成30(2018)年度)	目標 (令和11(2029)年度)
1-1 まちの緑の創出	地点別平均緑視率	19.9%	25.0% ^{※1}
	月に1回以上公園を利用する市民の割合	47.0%	60.0%
1-2 まちの緑の保全	生産緑地地区面積	31.19ha	現状維持 ^{※2} (特定生産緑地を含む)
	民有地の樹林地面積 ^{※3}	10.7ha	現状維持
1-3 生きものと共存するまちづくり	市内における指標種の生息状況	20種の指標種 ^{※4} の生息確保 (平成31(2019)年度)	現状維持
	「生物多様性」の意味を知っている市民の割合	30.5%	51%以上

※1 緑が多いと感じる人の割合が高くなるとされる緑視率の値

※2 公園化する部分を除く

※3 樹冠面積300㎡以上の樹林地のうち、土地利用現況調査に基づく土地利用が社寺、商業地、独立住宅、集合住宅、併用住宅、工業地、農用地、その他未利用地に区分される土地にある樹林地

※4 26ページ参照

緑視率

緑視とは、人の目に映る緑の量で、立面的な視野内に占める緑の量の割合を緑視率といいます。人々の緑に対する満足度や、意識量の把握手段として用いられ、人間の普通の視野の範囲で撮影した写真等を用い、その中に占める樹木等の緑の面積が占める割合を集計しています。

現状の狛江市内78地点の平均緑視率は19.9%です。類似調査を実施している他の市区との比較から、狛江市内の平均緑視率は中程度に位置していますが、緑被率（植物の緑によって覆われた土地の面積の割合）が狛江市と同程度の武蔵野市、やや低い杉並区に比べて、狛江市の平均緑視率は低い状況です。



注) 赤で着色された部分が緑視

出典：「狛江市緑の基本計画」

図 4-3 市内の緑視率が高い地点（左）と低い地点（右）の例

指標種

「狛江市生物多様性地域戦略」では、動植物の生育・生息空間の質を確保するための目標として、狛江市の都市生態系*を構成する水辺・樹林地・草地等で生息が確認されている動物から、それぞれの生態系の頂点に立つ肉食の種、生活圏域が広域にわたる種、ヨシ原や礫河原・草原等特定の環境を必要とする種、誰もが見つけやすい種という視点で「指標種」を計20種選定し、その生息が継続的に確認されることをめざします。

■水辺の指標種（11種）

チョウゲンボウ 	ホンドイタチ 	カワセミ 	ヒバリ 	オオヨシキリ 
ツバメ 	ニホンアマガエル 	カワラバッタ 	ドジョウ 	アカトンボの仲間 
ハグロトンボ 				

■緑の多いまちなかの指標種（9種）

ツミ 	ホンドタヌキ 	アブラコウモリ 	モズ 	ツバメ 
ヒガシニホトカゲ 	ニホンミツバチ 	ナナフシモドキ 	ヒグラシ 	

出典：「狛江市生物多様性地域戦略」

「」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(4) 個別施策と具体的な取組

市の個別施策と具体的な取組は、次のとおりです。

施策の方向性 1-1 まちの緑の創出

個別施策	具体的な取組
1-1-1 彩り豊かな緑の創出・ネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設における緑の創出 ● 民間施設における緑の創出 ● 緑のネットワークの形成 ● 接道部緑化の推進
1-1-2 魅力ある身近な公園づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園、緑地等の整備 ● 身近な公園の機能再編 ● 市民・地域主体の公園管理 ● 安心して利用できる公園づくり

施策の方向性 1-2 まちの緑の保全

個別施策	具体的な取組
1-2-1 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度や多面的機能を活かした農地の保全 ● 市民交流による農地の保全 ● 地域で支える農業の展開による農地の保全 ● 多摩川流域で支える農業の展開による農地の保全
1-2-2 地域の緑の継承	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹林地の保全と活用 ● 保存樹木等の保全と管理支援 ● 特別緑地保全地区*や古墳の保全 ● 多摩川・野川の環境保全

施策の方向性 1-3 生きものと共存するまちづくり

個別施策	具体的な取組
1-3-1 自然とまちの調和の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発行為等における生きものへの配慮の推進 ● 身近な生きものとの共存推進 ● 公共緑地における生きものにも配慮した維持管理 ● 生きものに配慮した空間づくりの推進
1-3-2 在来の生きものの保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 希少種の保全 ● 外来種*対策の推進
1-3-3 生物多様性に関する情報の蓄積と活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の実態把握・調査の実施 ● 自然資源を活かした産業の振興 ● 自然資源を活かしたレクリエーション・イベント等の推進

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

基本目標 2
(地球温暖化)

地球温暖化を乗り越える、人と地球にやさしい脱炭素*社会の推進
 狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

(1) 現状

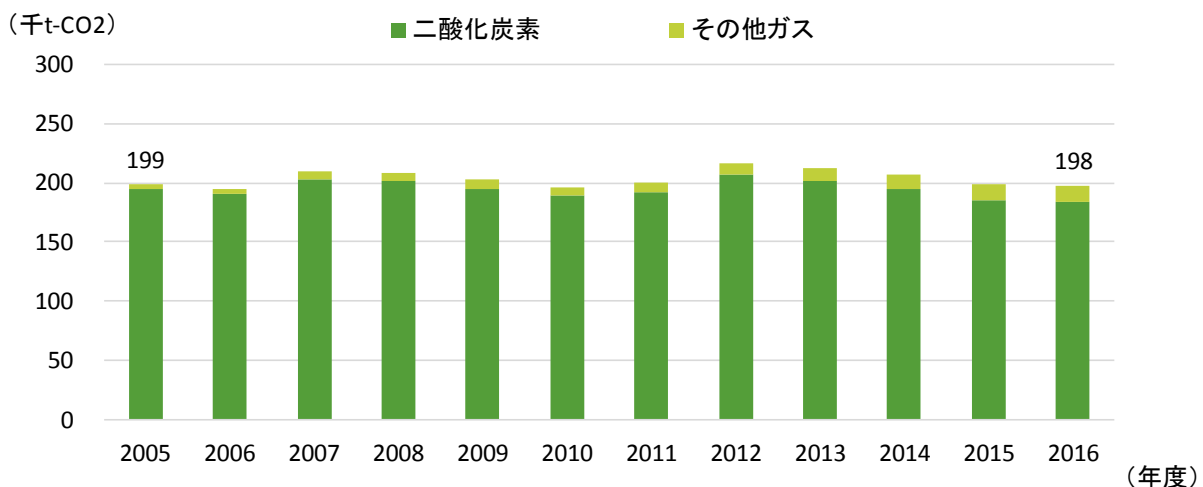
◆ 地球温暖化の現状

国連の気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次評価報告書では、地球温暖化は確実に進行し、人間による産業活動等に伴う温室効果ガス*の排出が要因であることは明らかであると示されています。

世界の平均気温は、明治 13 (1880) 年から平成 24 (2012) 年までに 0.85℃上昇しており、日本の平均気温も過去 100 年間で約 1.19℃上昇しています。さらに、IPCC の報告では、世界的なさらなる気温上昇が予測され、日本では 21 世紀末には現在よりも 3.3℃～4.9℃高くなると予測されています。

◆ 狛江市の温室効果ガス排出量の現状

地球温暖化の主な要因である温室効果ガスの狛江市からの排出量は、平成 17 (2005) 年度が 199 千 t-CO₂ であるのに対し、平成 28 (2016) 年度は 198 千 t-CO₂ (平成 17 (2005) 年度比 0.5%減) となっています。温室効果ガス排出量の 90%以上は CO₂ が占めています。

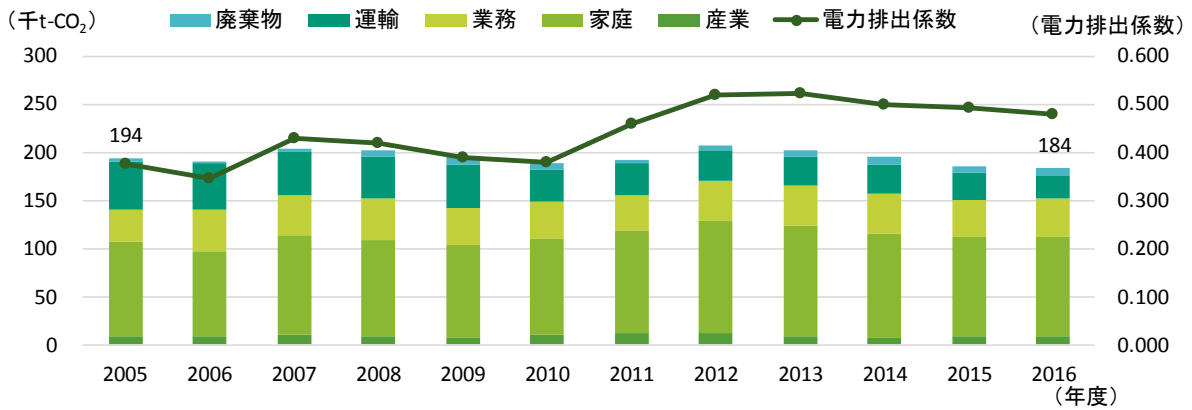


出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量

図 4-4 狛江市の温室効果ガス排出量の推移

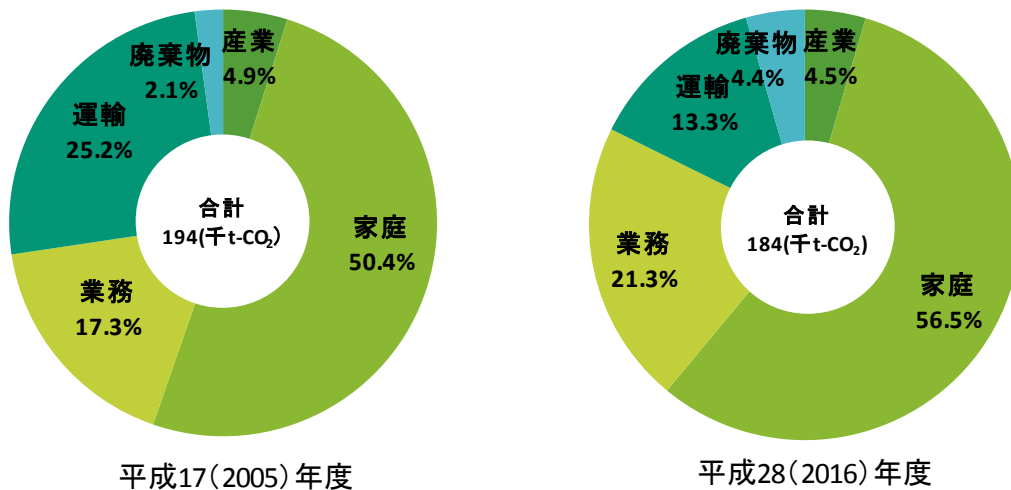
CO₂ 排出量を部門別にみると、産業部門、運輸部門の割合が減少する一方で、家庭部門、業務部門の割合が増加傾向にあります。平成 28 (2016) 年度における部門別 CO₂ 排出量の割合は家庭部門が最も大きく全体の 56.5%を占めており、次いで業務部門が 21.3%を占めています。また、電気の使用に大きく依存する家庭部門の排出量は、電気事業者の排出係数*の変動に伴って大きく変動する傾向があります。

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量

図 4-5 狛江市の部門別 CO₂ 排出量の推移



※端数処理の関係上、合計値が 100.0%とならない場合があります。

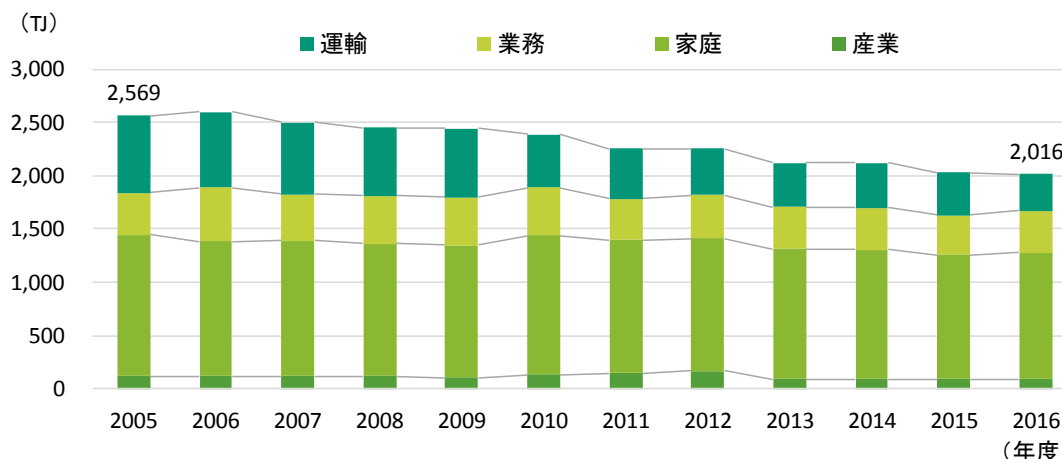
出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量

図 4-6 狛江市の部門別 CO₂ 排出割合の推移

CO₂ 排出量の大部分はエネルギーの消費に由来します。狛江市のエネルギー消費量は減少傾向にあり、平成 28 (2016) 年度のエネルギー消費量は 2,016TJ*となっています。

部門別では、産業部門、運輸部門が減少傾向であり、家庭部門、業務部門は近年ほぼ横ばいで推移しています。平成 28 (2016) 年度時点で、狛江市でエネルギー消費量が最も多い部門は家庭部門であり、総消費量の 59.0%を占めています。

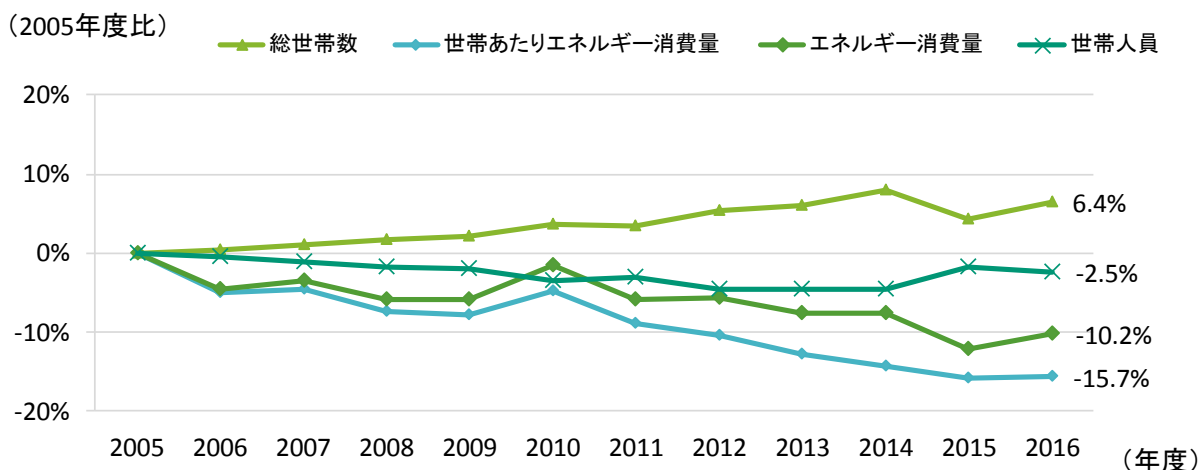
「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量

図 4-7 狛江市の部門別エネルギー消費量の推移

狛江市のエネルギー消費の過半数を占める家庭部門のエネルギー消費量は、総世帯数が現在も増加傾向であるにもかかわらず、平成 17（2005）年度以降はやや減少傾向で推移しています。世帯当たりエネルギー消費量でみると、総消費量以上に減少傾向にあります。その背景として、世帯人員の減少が考えられます。



出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量

図 4-8 狛江市の家庭部門エネルギー消費量と世帯数の関係

◆ 省エネ行動に関する現状

狛江市では、地球温暖化対策として、市民・事業者に対する省エネの普及啓発をはじめ、街灯の LED* 化や庁内における電気自動車* の導入、カーシェアリングの実施等の取組を率先的に進めてきました。

その結果、節電や公共交通機関の活用等、日常生活における省エネ行動は多くの市民・事業者に定着しています。意識調査によると、節電を実施している割合は市民の 94%、事業者の 81% にもなります。また、家電等の購入時に省エネ型の製品を選ぶ市民も増えており、意識調査によると、市民の 64%、事業者の 85% となっています。

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

◆ 再生可能エネルギー*の導入に関する現状

狛江市では、市民・事業者に対しての各種普及啓発や、市の施設への率直的な導入により、太陽光発電*をはじめとした再生可能エネルギーの導入を促進してきました。その結果、固定価格買取制度等の後押しもあり、市内における太陽光発電の導入量は大幅に増加しました。固定価格買取制度による一般家庭向けの10kW未満の太陽光発電導入件数は、平成26(2014)年4月時点の件数が475件、導入容量が1,661kWであったのに対し、平成30(2018)年12月には件数が677件、導入容量が2,524kWまで増加しました。

また、電力の自由化が進んだことにより、市民・事業者が、再生可能エネルギーに由来した電気を選ぶことも可能となっています。

固定価格買取制度による狛江市の太陽光発電導入件数

時期	太陽光発電（導入件数）			太陽光発電（導入容量）		
	10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上 500kW未満	10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上 500kW未満
平成26(2014)年 4月	475件	14件	1件	1,661kW	209kW	80kW
平成30(2018)年 12月	677件	41件	1件	2,524kW	658kW	80kW

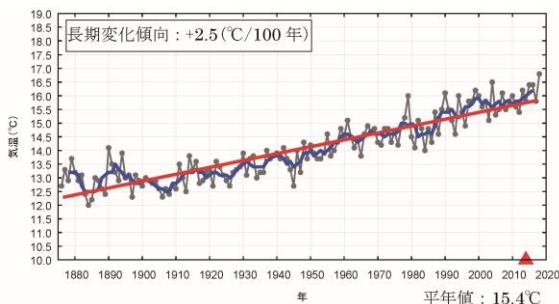
出典：「経済産業省固定価格買取制度ホームページ」（経済産業省）

◆ 地球温暖化の進行による影響

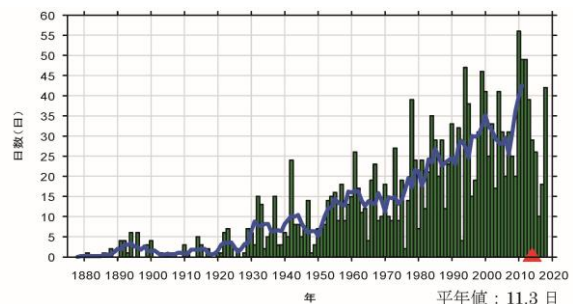
東京管区気象台の観測結果によると、都内の平均気温はこれまでの100年で約2.5℃上昇しており、熱帯夜（夜間の最低気温が25℃以上）の増加や冬日の減少等が顕著です。

都内の気象に係る今後100年間の将来予測では、平均気温が約4℃上昇することや、滝のように降る雨の発生が2倍、猛暑日（日最高気温が35℃以上）が年間で40日増加することが予測されています。

これらの地球温暖化の影響は、夏の暑さによる健康被害や局地的・短期的な豪雨災害等を通じて、狛江市の市民生活においても実感できるレベルになりつつあります。地球温暖化の適応策*に関する関連動向として、平成30(2018)年の「気候変動適応法」の施行に伴い、各自治体において「適応策」についても、検討・推進していくことが求められています。



【年平均気温の経年変化】



【熱帯夜日数の経年変化】

出典：「気候変化レポート2018 ー関東甲信・北陸・東海地方ー」東京管区気象台

図4-9 東京管区気象台における気候変動に関する観測結果

*が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(2) 課題

◆ 温室効果ガス*排出量の一層の削減

地球温暖化の進行を緩和するためには、市内から発生する温室効果ガスの一層の削減が必要となっています。特に、狛江市では家庭部門と業務部門における削減が必須であり、市民一人ひとりの主体的な取組が必要となっています。

また、国際社会や日本の動向を踏まえ、狛江市としての新たな温室効果ガス排出量の削減目標を定めるとともに、その達成に向けて一層の取組強化が求められています。

◆ 家庭や事業所における省エネの徹底

日常生活における省エネ行動には、まだ工夫の余地が残されています。そのため、取組の効果もセットにした普及啓発等を推進し、一人ひとりの主体的な取組を促すことが必要です。

また、エネルギー消費の大幅な削減には、家電製品や設備、自動車等の省エネ型機器への転換が効果的であることから、家計へのメリットや正しい選び方等を周知することが重要です。

◆ 太陽光発電*をはじめとした再生可能エネルギー*等の継続的な導入拡大

市内の太陽光発電については、固定価格買取制度による買取価格の低下等の影響もあり、近年は新規導入がやや停滞しています。しかし、再エネ賦課金等の影響もあり、蓄電池等と組み合わせた自家消費型の太陽光発電は、電気代の節約につながる設備として位置付けが変わりつつあります。

このような太陽光発電に対する正しい認識を普及させつつ、今後も継続的に太陽光発電の導入拡大を促す必要があります。

また、水素エネルギー*をはじめとした新技術の普及や、エネルギー選択の幅が広がりを見せる中で、これらを視野に入れた検討が求められています。

◆ 気候変動に備えた計画的な適応策*の推進

地球温暖化による影響は、今後ますます深刻化することが想定されることから、市民の健康や財産を守るため、一人ひとりに自衛意識を定着させるとともに、適切なインフラ整備を計画的に推進することが重要です。

そのためには、防災や健康、福祉等の様々な分野と連携しながら、全ての市民に暑さや災害に対する正しい対処方法や正確な情報を提供していく必要があります。

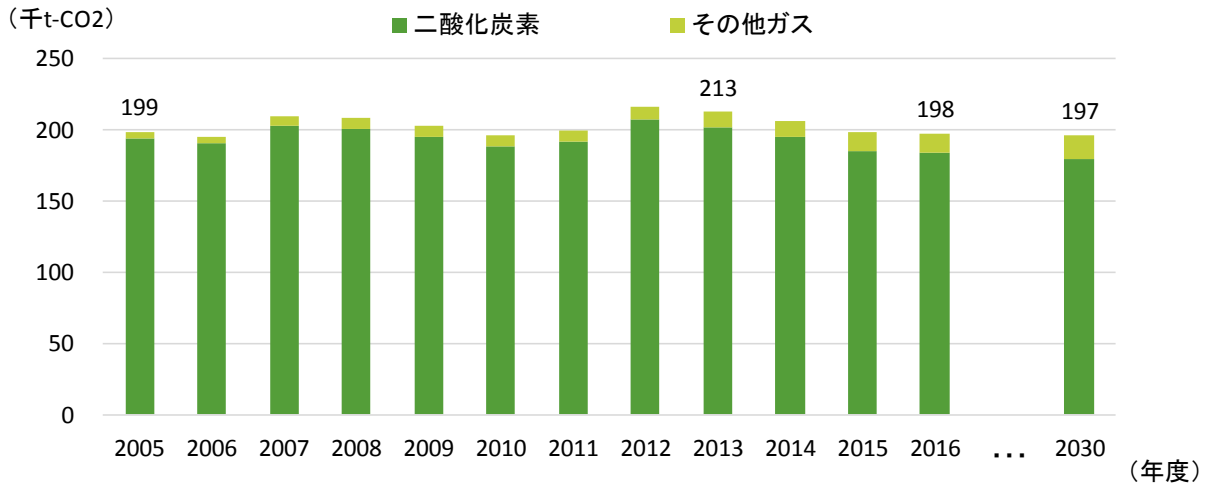
「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(3) 温室効果ガス*排出量削減目標

◆ 狛江市の温室効果ガス排出量の将来推計

狛江市の令和12(2030)年度時点での温室効果ガス排出量は、このまま追加的な地球温暖化対策を実施しない場合、人口の減少等*により、現状よりやや減少すると予測されます。

※「狛江市人口ビジョン」(平成28(2016)年2月)より

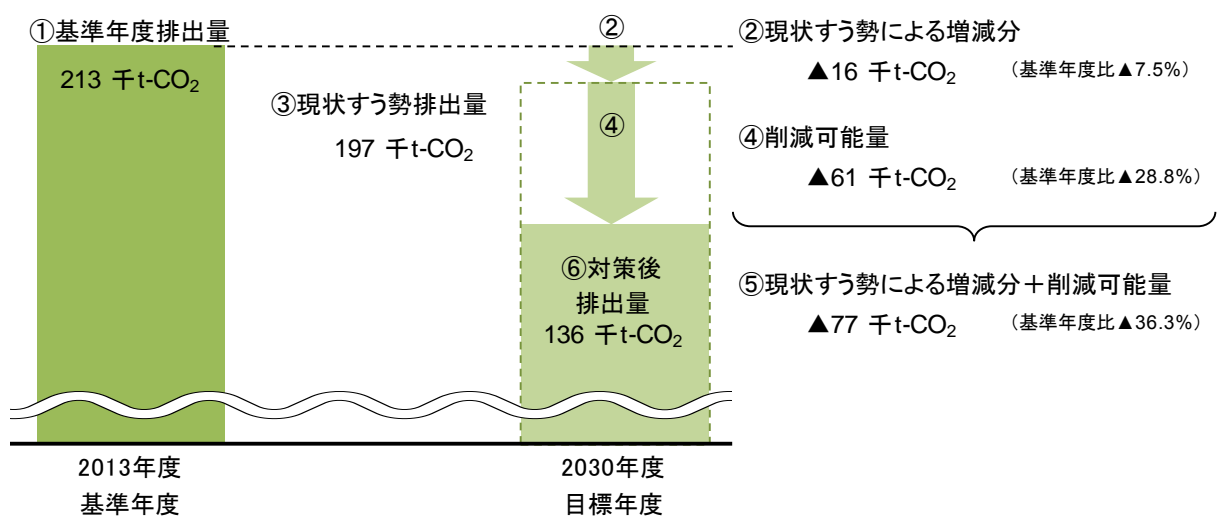


出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量を基に推計

図 4-10 狛江市の温室効果ガス排出量の将来推計結果

◆ 狛江市における温室効果ガス排出量の削減可能量

今後、国・都・市が連携して、あらゆる地球温暖化対策を計画どおり進めることができた場合、狛江市における温室効果ガス排出量は、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比約36.3%の温室効果ガス排出削減を見込むことができます。



※端数処理の関係上、合計値が100.0%とならない場合があります。

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」多摩地域温室効果ガス排出量を基に推計

図 4-11 狛江市の温室効果ガス排出削減可能量の推計結果

「」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

◆ 狛江市の温室効果ガス*排出量の削減目標

狛江市の温室効果ガス排出量を取り巻く状況や、将来排出量及び削減可能量の推計結果に基づき、市域の温室効果ガス排出削減目標を次のとおり掲げます。

中期目標は、市域の将来の排出削減可能量（36.3%）に対して、推計の不確実性や目標達成の確実性を考慮し、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比36%の削減、長期目標は日本の長期目標と整合を図り令和32（2050）年度に80%削減とします。

温室効果ガスの排出削減目標

<中期目標>

温室効果ガス排出量を令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比**36%**削減

<長期目標>

温室効果ガス排出量を令和32（2050）年度に**80%**削減

(4) 施策の方向性と指標・目標

- ・市民・事業者への普及啓発等を通じて、市民等が自然に省エネ型で快適な生活へと転換する社会をめざします。
- ・電力自由化をはじめとした社会情勢の変化や技術進展等も踏まえ、温室効果ガスの削減に効果的な対策を講じます。
- ・今後ますます顕在化する気候変動による暮らしへの影響に備えて、市民の健康や安心・安全を維持できる適応策*を推進します。

基本目標2では、3つの施策の方向性（2-1 エネルギー効率のよいまち、2-2 再生可能エネルギー*等の利用促進、2-3 気候変動の影響への適応）を定め、下表に示す指標により目標の達成状況等の進捗管理を行います。

施策の方向性	指標	現状 (平成30(2018)年度)	目標 (令和11(2029)年度)
2-1 エネルギー効率のよいまち	市内のエネルギー消費量	2,016TJ* (平成28(2016)年度)	1,400TJ (令和12(2030)年度)
2-2 再生可能エネルギー等の利用促進	太陽光発電*設備、家庭用燃料電池*等に対する市の助成金交付事業の利用件数(累計)	284件	1,000件 (100件/年)
2-3 気候変動の影響への適応	熱中症による市内の搬送者数	50人	50人以下

*が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(5) 個別施策と具体的な取組

市の個別施策と具体的な取組は、次のとおりです。

施策の方向性 2-1 エネルギー効率のよいまち

個別施策	具体的な取組
2-1-1 家庭の省エネルギー促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活における省エネ行動の促進 ● 家電製品や自家用車等の購入時における省エネ型機器の選択促進 ● 住宅へのエネルギーマネジメントシステム*の導入促進 ● 住宅の新築時又は改修時の省エネ化の促進
2-1-2 事業所の省エネルギー促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常業務における省エネ行動の促進 ● OA 機器や照明、空調設備、車両等の購入時における省エネ型機器選択の促進 ● 事業所等へのエネルギーマネジメントシステムの導入促進 ● 事業所等の新築時又は改修時の省エネ化の促進 ● 環境に配慮した経営の促進
2-1-3 公共交通・徒歩・自転車等での移動促進に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通の利便性向上の推進 ● 徒歩・自転車で移動しやすい道路整備 ● 徒歩移動・自転車利用等の副次的効果（自然と親しむ、健康増進等）に着目した普及啓発
2-1-4 市の施設における省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の省エネ行動の推進 ● 市の施設における照明、空調設備、OA 機器等の省エネ型機器への転換の推進 ● 市の施設におけるエネルギーマネジメントシステムの導入推進 ● 公用車の次世代自動車*への転換

施策の方向性 2-2 再生可能エネルギー*等の利用促進

個別施策	具体的な取組
2-2-1 太陽光発電*等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅や事業所等への太陽光発電等の導入促進 ● 市民・事業者との連携・協働による太陽光発電等の導入手法に関する検討 ● 各種制度に関する情報提供の推進
2-2-2 エネルギーの多様化と自家消費の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃料電池*車や燃料電池（家庭用燃料電池*：エネファーム、事業所用燃料電池等）の導入促進 ● 蓄電池やV2H（電気自動車*や燃料電池車から建物に電気を供給できるシステム）の導入促進 ● 市民・事業者に対する低炭素*な電力の活用促進 ● 水素エネルギー*に係るインフラ整備や流通体制の構築に関する研究

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

2-2-3 市の施設における再生可能エネルギー*等の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 新設又は大規模改修を行う公共施設における再生可能エネルギーの導入検討 ● 新設又は大規模改修を行う公共施設における自然光や風を取り込んだ構造等の検討 ● 既存の太陽光発電*設備の有効活用の検討（蓄電池との組合せによる自家消費型システムの構築、更新・維持管理等における民間活力の検討等）
--------------------------------	--

施策の方向性 2-3 気候変動の影響への適応

個別施策	具体的な取組
2-3-1 地球温暖化に関する情報収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関・市民等との連携・協働によるモニタリングの推進 ● 地球温暖化の現状や将来予測等の情報発信
2-3-2 暑さ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅・事業所・市の施設等における壁面緑化*、屋上緑化*、緑のカーテン*の推進 ● 公共空間における暑さ対策の推進（街路樹の活用、クールミストの設置、保水性舗装の推進等） ● 市の施設の活用や民間事業者との連携・協働によるクールシェアの推進 ● 熱中症の予防や処置に関する情報の発信
2-3-3 浸水等による被害防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水ハザードマップ*等による日常的な注意喚起の推進 ● 緊急時の体制の充実
2-3-4 自然環境への影響軽減の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 生態系*の変化に関するモニタリングの実施 ● 街路樹等の^{ひんすい}灌水における市民協働の推進（湯水時の水やり等への協力）

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

基本目標3
(資源循環)

環境負荷の少ない、循環型社会*の推進

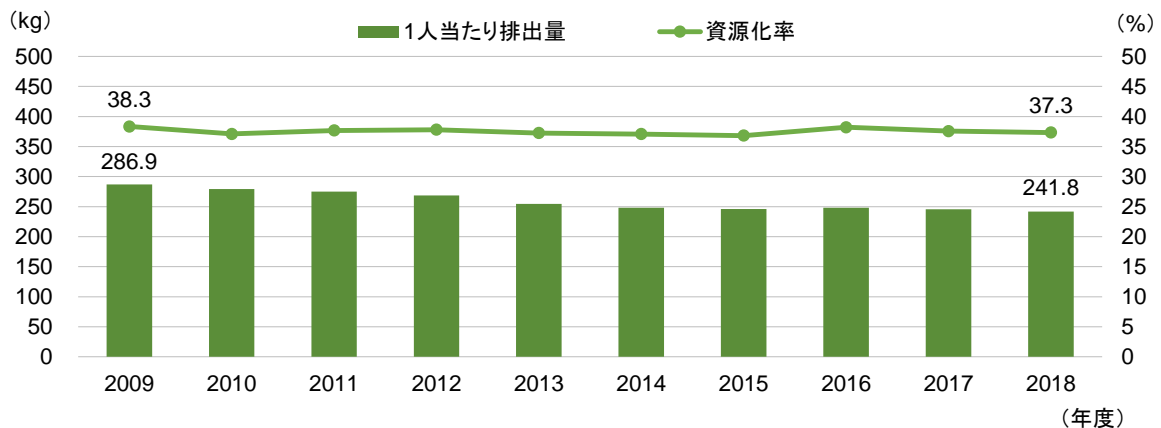
(1) 現状

◆ ごみ排出量の現状

平成17(2005)年の可燃ごみ・不燃ごみのごみ袋有料化以降、市民一人当たりのごみ排出量は減少傾向にある一方、事業系のごみについては、微増傾向にあります。

また、狛江市では使用済小型家電からの有用な金属類のリサイクルや集団回収等により、ごみの資源化を進めています。

近年、プラスチック製のボトルやレジ袋等のプラスチック製品が、波や紫外線に晒され、劣化することで発生するマイクロプラスチックが海洋ごみとして大きな社会問題となっています。令和元(2019)年のG20サミットにて、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32(2050)年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されています。狛江市では、ペットボトルを除く容器包装プラスチックについては、可燃ごみとしてエネルギーリカバリー*しています。



出典：「統計こまえ」「狛江市清掃概要」

図 4-12 狛江市の一人当たりのごみ排出量と資源化率*

◆ ごみ処理と資源循環の現状

狛江市では、ごみ・資源物の安定的かつ効率的な処理に向けて、平成29(2017)年度にビン・缶リサイクルセンターの大規模改修を実施しました。中間処理施設であるクリーンセンター多摩川については、竣工以降、定期的な修繕により安定稼動を行ってきました。

また、最終処分場における狛江市分の埋立処分量は、エコセメント事業等により、ゼロを継続しています。

「」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(2) 課題

◆ 排出ごみ全体のさらなる削減と新たなごみの発生への対応

廃棄物の減量に向けて、引き続き市民・事業者・行政が連携・協働して4R*の取組を推進することが求められています。

また、令和元（2019）年に「食品ロス*の削減の推進に関する法律」が施行されことを踏まえ、食品ロスの削減への取組を強化する必要があります。

また、プラスチックごみについては、温室効果ガス*削減に配慮しつつ、排出抑制に向けた取組が求められています。

◆ 安全・安定的なごみ処理の実行

クリーンセンター多摩川については、竣工後 20 年を経過しており、今後大規模修繕を行う必要があります。

(3) 施策の方向性と指標・目標

- 4R の取組を進め、廃棄物の発生抑制*を図り、廃棄物の減量と資源の有効活用を促進します。
- 市民・事業者・行政が連携・協働し、安全で安定的かつ継続的な廃棄物処理施策を推進します。

基本目標 3 では、2 つの施策の方向性（3-1 ごみ排出量の低減（4R の推進）、3-2 適正なごみ処理と資源循環の推進）を定め、下表に示す指標により目標の達成状況等の進捗管理を行います。

施策の方向性	指標	現状 (平成 30 (2018) 年度)	目標 (令和 11 (2029) 年度)
3-1 ごみ排出量の低減 (4R の推進)	市民一人当たりの年間 ごみ排出量	241.8kg/人	232.6kg/人
3-2 適正なごみ処理と 資源循環の推進	資源化率*	37.3%	39.0%

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(4) 個別施策と具体的な取組

市の個別施策と具体的な取組は、次のとおりです。

施策の方向性 3-1 ごみ排出量の低減(4R*の推進)

個別施策	具体的な取組
3-1-1 4Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者が共感でき、ごみの排出抑制につながるマイバッグ等の普及啓発の実施 ● 生産者・流通業者等の事業者が拡大生産者責任に基づき行う発生回避・発生抑制*の促進 ● 情報発信、地域での監視等を通じたごみ出しにおける正しい分別の促進 ● リユース促進に向けた情報提供と仕組みの検討 ● 日常生活における買い方、使い方、処分の仕方の見直しの普及啓発促進
3-1-2 プラスチックごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> ● レジ袋の使用抑制等によるワンウェイプラスチックの使用削減の促進 ● 石油由来プラスチック代替品の利用促進 ● 市の施設やイベントにおける石油由来プラスチック代替品(ごみ袋、食器等)の率先利用
3-1-3 食品ロス*の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 食材の使い切りや食べ残し防止等に関する普及啓発 ● フードバンク活動への協力 ● 市内飲食店や小売店との連携・協働による食品ロスの削減(小盛りメニューの推進等)

施策の方向性 3-2 適正なごみ処理と資源循環の推進

個別施策	具体的な取組
3-2-1 適正なごみ処理と資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺環境に配慮した安全で安定的な中間処理及び最終処分の実施 ● クリーンセンター多摩川の大規模修繕

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

基本目標 4
(都市環境)

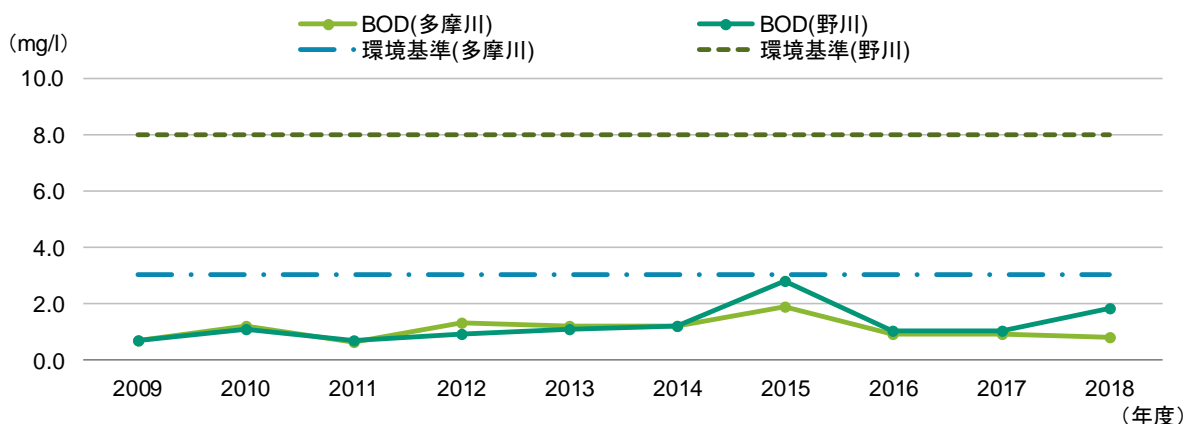
健やかで安全・快適な暮らしを維持する、都市環境の確保

(1) 現状

◆ 公害対策の現状

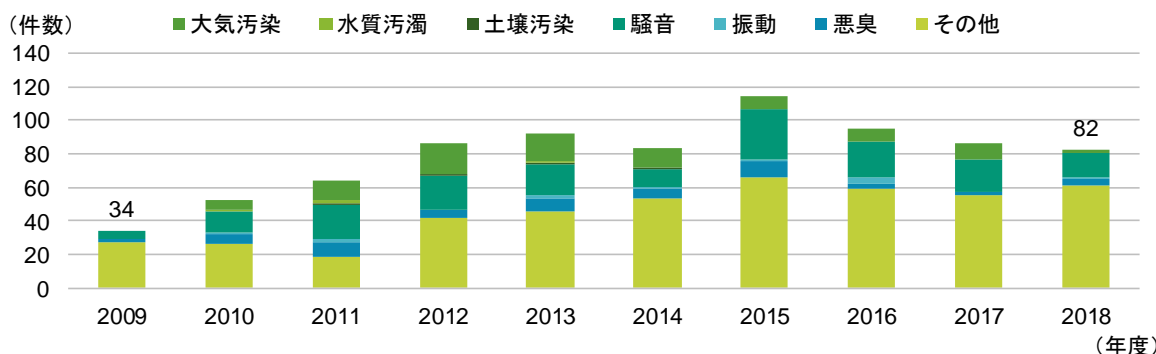
狛江市では、市内の大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対しては、国や東京都と連携しながら発生を抑止に努めており、多摩川・野川の水質、市内の騒音レベルは、概ね基準値を下回る結果となっています。また、公害苦情件数も近年減少傾向にあります。

空間放射線量についても定期的に測定しており、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告の目安を大幅に下回る結果が続いています。



出典：「狛江のかんきょう」

図 4-13 河川のBOD*（生物化学的酸素要求量）の推移



出典：「狛江のかんきょう」

図 4-14 市内における公害苦情件数

◆ 水循環の現状

都市化の進展や地球温暖化等に伴う気候変動により局所的な集中豪雨が増加する等、都市型水害が各地で問題となっています。

狛江市では、健全な水循環を回復するために、官民の事業を問わず雨水流出抑制施設の設置の推進や雨水管渠の整備を進めています。

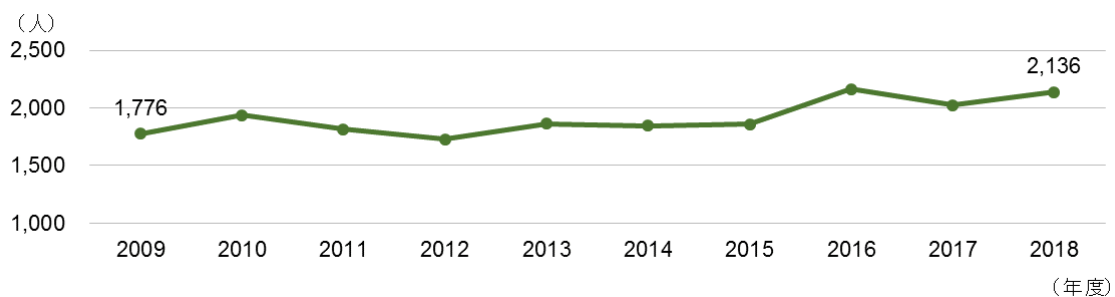
「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

また、水循環に関する関連動向として、平成26(2014)年施行の「水循環基本法」に基づき、国レベルで水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進が開始されています。

◆ 市民の生活環境の現状

市内においては、美化・清掃活動の定着、不法投棄の減少等、地域の生活環境の保全に向けた取組の着実な成果がみられます。その一方で、最近では美化活動等のイベントにおける参加者がやや固定化する傾向にあります。

また、地域環境の美化に向けて、路上喫煙・歩きタバコに対する取組を進めています。狛江市では、平成27(2015)年に「狛江市路上喫煙等の制限に関する条例」を施行し、平成30(2018)年には路上喫煙・歩きタバコに対する罰則規定を設ける条例改正を行いました。



出典：「狛江のかんきょう」

図 4-15 多摩川統一清掃の参加者数の推移

(2) 課題

◆ 公害の抑制と公害発生への早急な対応

公害問題は、市民の健康・安全・生活環境に大きく関わる問題であり、発生の抑制と早急な対応が課題となっています。

狛江市内では、維持されることが望ましいとされる基準を概ね下回っているものの、引き続き環境負荷の低減や、市民の健康・安全の確保のために、観測・測定を実施することに加え、公害の発生原因となりうる関連事業者・行為への監督・指導等を実施していくことが求められます。

◆ 健全な水循環の回復

雨水の下水道及び河川への流出抑制による都市型水害リスクの軽減や、適正な水循環を促すために、雨水浸透ます*や雨水貯留槽等の雨水流出抑制施設の設置、雨水管渠の整備を進めるとともに、水循環の重要性に関する啓発を継続的に行っていく必要があります。

「」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

◆ 市民意識の向上による適切な生活環境の保全

市内の快適な生活環境を維持していくため、美化・清掃活動の継続的な開催や、不法投棄に対する市民の意識向上、良好な住環境・景観の確保が課題となっています。

そのため、従来から行われている美化・清掃活動への市民・事業者のさらなる参加促進や、住環境・景観維持に対する啓発・指導に取り組むことが求められます。

また、今後国や都の受動喫煙対策を受け、屋外の喫煙行為、たばこのポイ捨てが増えることが想定されることから、その対策も含め、継続的な取組が必要です。

(3) 施策の方向性と指標・目標

- 国や東京都、周辺自治体等と連携し、引き続き生活環境項目の監視等に取り組みながら、良好な都市環境（大気質、水質等）を維持します。
- 定着しつつある市内の景観保全や環境美化の意識のさらなる浸透・拡大をめざします。
- 文化や歴史的な背景も踏まえて、狛江らしい環境を創出・保全します。

基本目標 4 では、3 つの施策の方向性（4-1 大気・水質等の保全と騒音・振動等の抑制、4-2 健全な水循環の回復、4-3 地域に根ざした生活環境の保全）を定め、下表に示す指標により目標の達成状況等の進捗管理を行います。

施策の方向性	指標	現状 (平成 30 (2018) 年度)	目標 (令和 11 (2029) 年度)
4-1 大気・水質等の保全と騒音・振動等の抑制	環境基準*の達成状況	全項目達成 (河川の水質に係る大腸菌群数の項目を除く)*1	現状維持
4-2 健全な水循環の回復	雨水浸透ます*の設置件数（累計）	8,186 基	8,736 基(50 基/年)
4-3 地域に根ざした生活環境の保全	美化・清掃活動の参加者数	3,251 人*2	3,500 人以上
	不法投棄への対処件数	75 件	70 件以下
	路上喫煙の指導件数	7.3 件/日	3 件/日以下

※1 大腸菌群数については、元来土壌や水中に生息する菌種や非糞便性の菌種も含まれることから、糞便汚染の指標としての適切性が国の中央環境審議会において議論されている。

※2 多摩川統一清掃、野川美化清掃、クリーン大作戦の参加者数

(4) 個別施策と具体的な取組

市の個別施策と具体的な取組は、次のとおりです。

施策の方向性 4-1 大気・水質等の保全と騒音・振動等の抑制

個別施策	具体的な取組
4-1-1 環境監視・測定の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・都・市民等との連携・協働による大気、水質、騒音、振動等の継続的な監視・測定の実施 ● 事業者による土壌汚染や有害物質使用、河川等への排水に関する監督・指導の実施 ● 建物解体時のアスベスト対策に関する監督・指導の実施 ● 放射線量の継続的なモニタリングの実施

施策の方向性 4-2 健全な水循環の回復

個別施策	具体的な取組
4-2-1 雨水浸透による水循環の回復	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水浸透施設や浸透舗装等の整備
4-2-2 水資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水・中水利用、節水行動の促進 ● 地下水利用に関する監督・指導の実施

施策の方向性 4-3 地域に根ざした生活環境の保全

個別施策	具体的な取組
4-3-1 地域の美化・清掃活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 多摩川統一清掃・野川美化清掃等への参加促進 ● 町会・自治会や団体による美化・清掃活動の促進
4-3-2 マナーの向上による地域環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 不法投棄防止のための普及啓発活動の推進 ● 地域との連携・協働による不法投棄抑止の取組の推進 ● 路上喫煙等による迷惑行為の対策推進
4-3-3 良好な景観づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境に配慮した住環境の創出と確保 ● 粕江らしい歴史・文化を活かした景観の次世代への継承

4.2.2 共通目標に基づく環境施策

基本目標 5

主体的な実践につなげる、人づくり・地域づくり

(1) 現状

◆ 市民の環境意識の現状

狛江市では、これまでに環境保全の普及啓発に向けた様々なイベントや啓発、環境学習・環境教育に取り組んできました。多くの市民が参加する一方で、参加者の固定化、新規参加者の減少傾向が見られます。

しかし、市民意識調査によると、「環境を守るために、私たちも常に努力すべきである」という考えに対し、70代以上の高齢世代や30～40代の子育て世代のそれぞれ半数近くが強く思うと回答しており、環境意識が高い傾向が見られます。

◆ 市民・市民団体の活動の現状

環境保全活動等への市民の参加状況は、近年やや停滞している傾向があります。

また市内では、複数の市民団体等が緑化活動や美化・清掃活動等の活動をしていますが、メンバーの高齢化や新規加入の減少等により、活動が停滞又は縮小している団体も見られます。

◆ 多様な主体の交流・連携の現状

狛江市では、緑、低炭素*・エネルギーの各分野について、それぞれ市民ワーキンググループを設置し、環境保全に関心の高い市民間の交流を促進しています。

また、多摩川流域の他自治体等との交流・連携を通じて、流域全体の環境保全や市民の環境学習・環境教育等を推進しています。

(2) 課題

◆ 子ども及び子どもを通じた家庭への普及啓発と無関心層の取込み

環境活動の継続的な実施とさらなる市民参加の拡大のため、子どもの頃からの環境保全意識の早期定着や、子どもを通じた家庭への普及啓発、環境への無関心層の取り込みが課題となっています。こうした層への働きかけには、子どもたちへの環境教育や、若い世代をターゲットにした啓発の実施、健康福祉、観光やスポーツ等の他分野との連携による「ついで」「ながら」の普及啓発の機会を増やすことが重要となります。

◆ 地域のリーダーの確保や市民協働活動を推進するための活動環境の充実

市民・事業者が継続的に活動し、また、取組を拡大していくにあたって、地域のリーダーの確保や、市民協働活動を推進するための活動環境の充実が課題となっています。

そのため、市内で核となって活動する人材を育成し、市民参加型、各主体連携型の環境保全活動を浸透させていく必要があります。

「」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

◆ 連携のきっかけや連携相手の確保

平成30(2018)年8月に実施した市民・事業者及び関係団体への意識調査(アンケート)によると、多くの市民団体が技術不足や外部との連携不足等により、単体での活動の継続又は活動の拡充が困難と感じる傾向があり、団体間のネットワークや市・事業者等との連携の充実、さらには大学や事業者、近隣自治体との連携強化等による活動の活性化が望まれています。

(3) 施策の方向性と指標・目標

- ・ 狛江市の将来を担う子どもや子育て世代に着目し、他分野との連携・協働による普及啓発の機会を増やし、環境保全意識の早期定着と若い世代の参加拡大に取り組みます。
- ・ また、環境の各分野間で活動する市民団体等の横断的な連携・協働を深め、活動主体の裾野の拡大に取り組みます。

基本目標5では、3つの施策の方向性(5-1 環境意識の向上、5-2 環境保全を「実践」する人づくり、5-3 ネットワークの形成)を定め、下表に示す指標により目標の達成状況等の進捗管理を行います。

施策の方向性	指標	現状 (平成30(2018)年度)	目標 (令和11(2029)年度)
5-1 環境意識の向上	環境を守るために積極的に活動したいと考える市民の割合	77.5% ^{※1}	90%以上
5-2 環境保全を「実践」する人づくり	市民参加型の環境保全活動への延べ参加者数	4,455人 ^{※2}	5,000人以上
5-3 ネットワークの形成	多様な主体が参加する会議・イベント等の開催回数	16回 ^{※3}	20回以上

※1 平成30(2018)年度に実施した市民意識調査において、「環境を守るために積極的に活動したい」に「強く思う(21.0%)」「思う(56.5%)」と回答した市民の合計

※2 アドプト制度*による美化・清掃活動への延べ参加者数

※3 環境に関する協働事業数

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

(4) 個別施策と具体的な取組

市の個別施策と具体的な取組は、次のとおりです。

施策の方向性 5-1 環境意識の向上

個別施策	具体的な取組
5-1-1 情報発信、意識啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の媒体を通じた情報発信の推進 ● 情報発信手段の多様化・効率化の検討（副次的効果として健康、福祉、防災、観光等と連携した情報発信、SNSの活用、外国人向けの情報発信手段等） ● 環境月間の推進
5-1-2 地域や子どもに向けた環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な社会づくりに向けた教育推進校への指導・助言 ● 学校教育における生物多様性の学習推進 ● 小学生環境サミットの実施 ● 環境に関する講座やイベント等の実施 ● 市民団体や事業所等への出張講座（まなび講座）の実施 ● 自然体験ができる場づくりの充実

施策の方向性 5-2 環境保全を「実践」する人づくり

個別施策	具体的な取組
5-2-1 地域のリーダー的人材の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ● エコパートナーシップ*との連携強化と拡充の検討
5-2-2 市民協働による環境保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民参加型の環境保全活動の推進 ● 市民・事業者との連携・協働による環境保全活動の推進（市民協働事業提案制度の活用等）
5-2-3 市民主体の身近な環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民・事業者による環境保全活動の支援 ● 環境表彰制度等の実施による環境活動の普及啓発

施策の方向性 5-3 ネットワークの形成

個別施策	具体的な取組
5-3-1 主体間のネットワーク化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民団体間での情報共有・意見交換の場づくりの検討 ● ワーキンググループ等による取組の推進 ● 大学、企業等、多様な主体との連携・交流の推進
5-3-2 広域的連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や都、多摩川流域自治体等との情報共有や意見交換の実施 ● 多摩川流域自治体等との交流事業の推進（体験型学習、環境人材交流、小菅産木材の活用等） ● 近隣自治体等との連携方策の研究

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

第5章 重点環境プロジェクト

5.1 重点環境プロジェクトの考え方

5.1.1 重点環境プロジェクトの位置付け

本計画では、「第4章 基本目標達成のための環境施策」の中から、特に市民・事業者と連携・協働しながら優先的に取り組むべき施策と取組を抽出・パッケージ化し、「重点環境プロジェクト」として位置付けることとします。

5.1.2 重点環境プロジェクトの選定方針

本計画における重点環境プロジェクトは、次の方針に基づき選定しました。

<重点環境プロジェクトの選定方針>

- **基本目標ごとに概ね1つのプロジェクトを選定**
本計画で掲げる施策を偏りなく推進していくことを目的として、基本目標1つにつき概ね1つのプロジェクトを選定します。
- **環境保全の効果が高い取組を選定**
取組効果により本計画が掲げる目標達成に大きく貢献すると考えられるプロジェクトを選定します。
- **粕江市の環境特性に沿った取組を選定**
粕江市の有する環境資源、市民意識・活動の傾向等を踏まえ、これらの特性に沿ったプロジェクトを選定します。
- **市民・事業者・行政等の多様な主体が連携・協働する取組を選定**
環境保全効果の向上と市全体の気運醸成を図るため、市民・事業者・行政等の多様な主体の連携・協働を促すプロジェクトを選定します。
- **継続的な波及効果が期待できる取組を選定**
取組効果が一時的・限定的ではなく、継続的に波及効果が期待されるプロジェクトを選定します。

5.2 6つの重点環境プロジェクト

前述の選定方針に基づき、6つの重点環境プロジェクトを選定しました。



重点環境プロジェクト 1 「ちょこっとビオトープ*」による生物多様性創出プロジェクト

◆ 背景

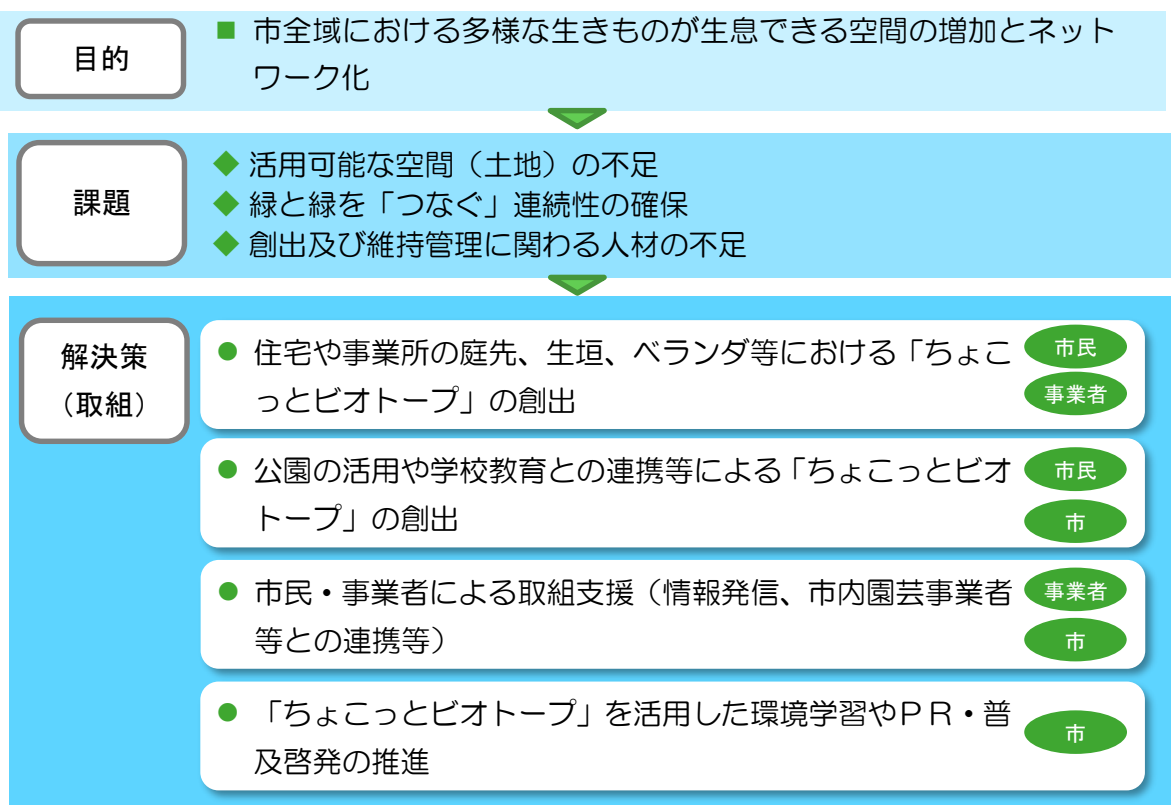
都市圏域である狛江市で、市全域における生物多様性の創出・保全を推進するためには、住宅の庭先や事業所、身近な公園、学校等のちょっとした空間を活用する等の工夫により、多様な生きものが生息できる場所を増やしていくことが重要です。

◆ 概要

本プロジェクトでは、小規模なスペースに多様な生きものが生息できる工夫を取り入れた空間を「ちょこっとビオトープ」として、市民・事業者との連携・協働により創出に取り組みます。

◆ 効果

「ちょこっとビオトープ」は、生きものに余り関心がない人でもガーデニングの延長として楽しみながら取り組むことができ、生物多様性に係る取組への市民参画の幅を広げるとともに、認知向上につながることを期待されます。また、その数を増やしていくことで、市内に点在する緑を「つなぐ」効果も期待できることから、緑のネットワーク化の促進の観点からも、重点的に普及させていくこととします。



「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

■ プロジェクトの進行管理指標	現状 (平成 30 (2018) 年度)	目標 (令和 11 (2029) 年度)
市内における指標種の生息状況	20 種の指標種*の生息確保 (平成 31 (2019) 年度)	現状維持
「生物多様性」の意味を知っている市民の割合	30.5%	51%以上

※ 26 ページ参照

■ 関連施策	
1-3 生きものと共存するまちづくり	1-3-1 自然とまちの調和の推進
	1-3-2 在来の生きものの保全

「ちょこっとビオトープ*」

正式に定義づけられた言葉ではありませんが、公園や校庭、庭の片隅のちょっとした小さな空間で創出することができる「ビオトープ」（生き物の生息空間）を「ちょこっとビオトープ」と呼んでいます。

例えば、石を積み上げた「ちょこっとビオトープ」を作ることによって、石の隙間にトカゲや昆虫等、様々な生きものが生息できます。また、広場の一部を囲った「ほったらかし草むら」を作ることによって、バッタの仲間を中心に、様々な昆虫やそれを餌にする生きものが生息できます。

カナヘビをはじめ小さな生きものたちが、石の上でひなたぼっこしたり、天敵から隠れたりする空間です。



バッタやコオロギ、カマキリの仲間などが、餌をさがしたり、天敵に見つからないように隠れたりする空間です。



西河原公園、平成 30 (2018) 年 7 月撮影

図 5-1 「ちょこっとビオトープ」の例

*が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。



重点環境プロジェクト 2 まちまるごと省エネプロジェクト

◆ 背景

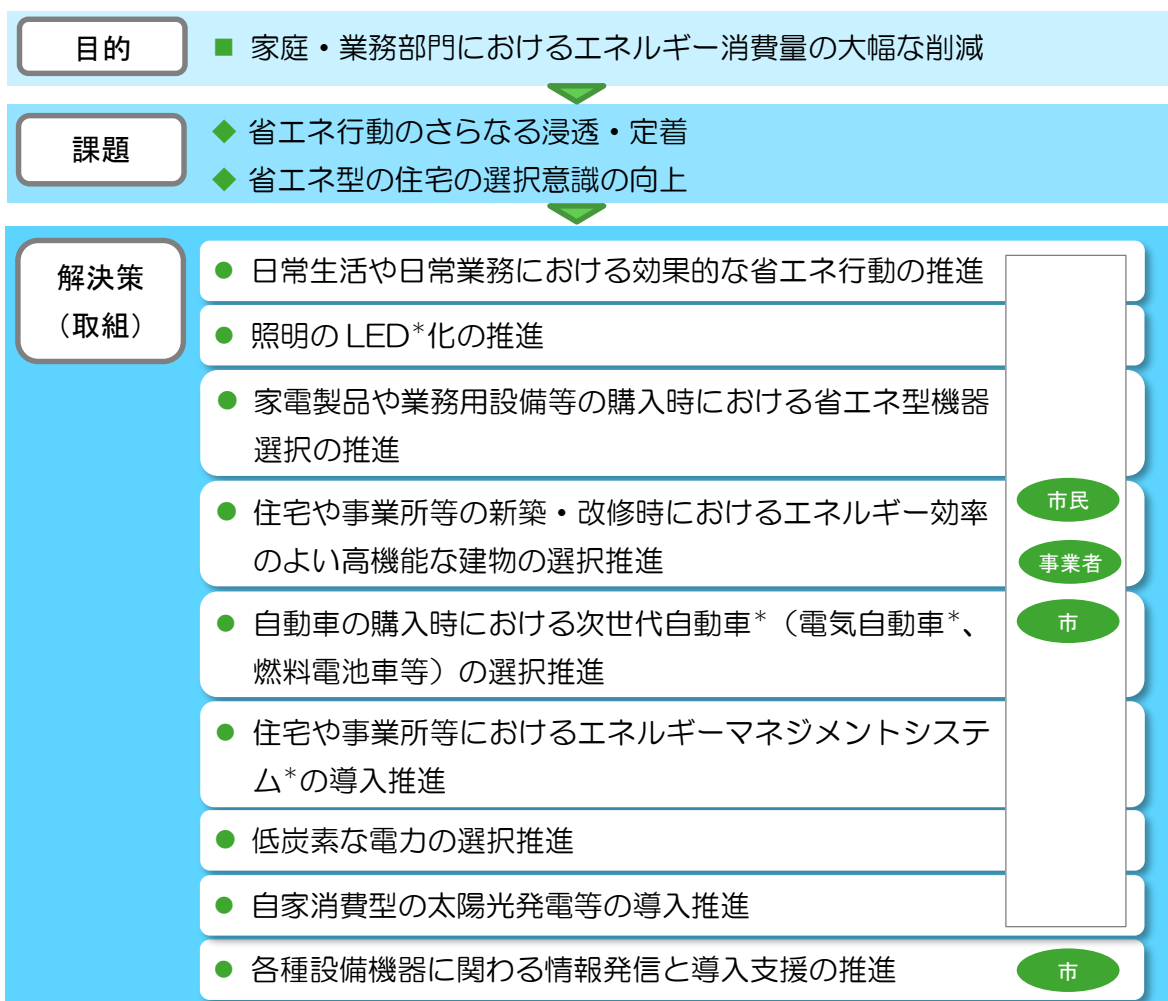
狛江市の温室効果ガス*排出量の半分以上は家庭部門に由来しており、業務部門も合わせると市域の温室効果ガス排出量の8割近くを占めることから、これらの部門における温室効果ガスの排出削減は大きな課題となっています。

◆ 概要

本プロジェクトでは、市民・事業者の省エネ意識は高い水準にあることを踏まえ、暮らしの快適性や健康を維持しながら大きな効果が得られるより質の高い省エネ行動へのステップアップを促進します。具体的には、住宅の新築又は改築時、家電製品や設備、自動車等の購入時において、省エネ型機器を積極的に選択するための啓発を充実させ、市内で暮らし働く人が、当たり前のように省エネ型の行動や製品等を選ぶことができるまちをめざします。

◆ 効果

市民・事業者が、自然と省エネ型の行動や製品等を選ぶことで、温室効果ガスのさらなる排出削減が期待されます。



*が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

■ プロジェクトの進行管理指標	現状 (平成 28 (2016) 年度)	目標 (令和 12 (2030) 年度)
市内のエネルギー消費量	2,016TJ*	1,400TJ

■ 関連施策	
2-1 エネルギー効率のよいまち	2-1-1 家庭の省エネルギー促進
	2-1-2 事業所の省エネルギー促進
2-2 再生可能エネルギー*等の利用促進	2-2-1 太陽光発電*等の普及促進
	2-2-2 エネルギーの多様化と自家消費の推進

市民向けセミナーによる省エネの啓発

狛江市では、市民への省エネの啓発を目的として、外部講師を招いて省エネをテーマとしたセミナーを開催しています。

令和元（2019）年7月には、東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）の講師を招き、家庭のエネルギー消費の実態や、普段の生活で取り組める省エネ対策等について、楽しく学べる機会をつくりました。



令和元（2019）年7月撮影

図 5-2 省エネをテーマとした市民向けセミナーの様子

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。



重点環境プロジェクト 3 暑い夏も快適で健康に暮らせるまちづくりプロジェクト

◆ 背景

地球温暖化の影響による気候変動は、夏の猛暑や短時間の集中豪雨等の形で市民の生活を脅かすレベルにまで進行しており、その影響は今後もますます強まると予測されています。

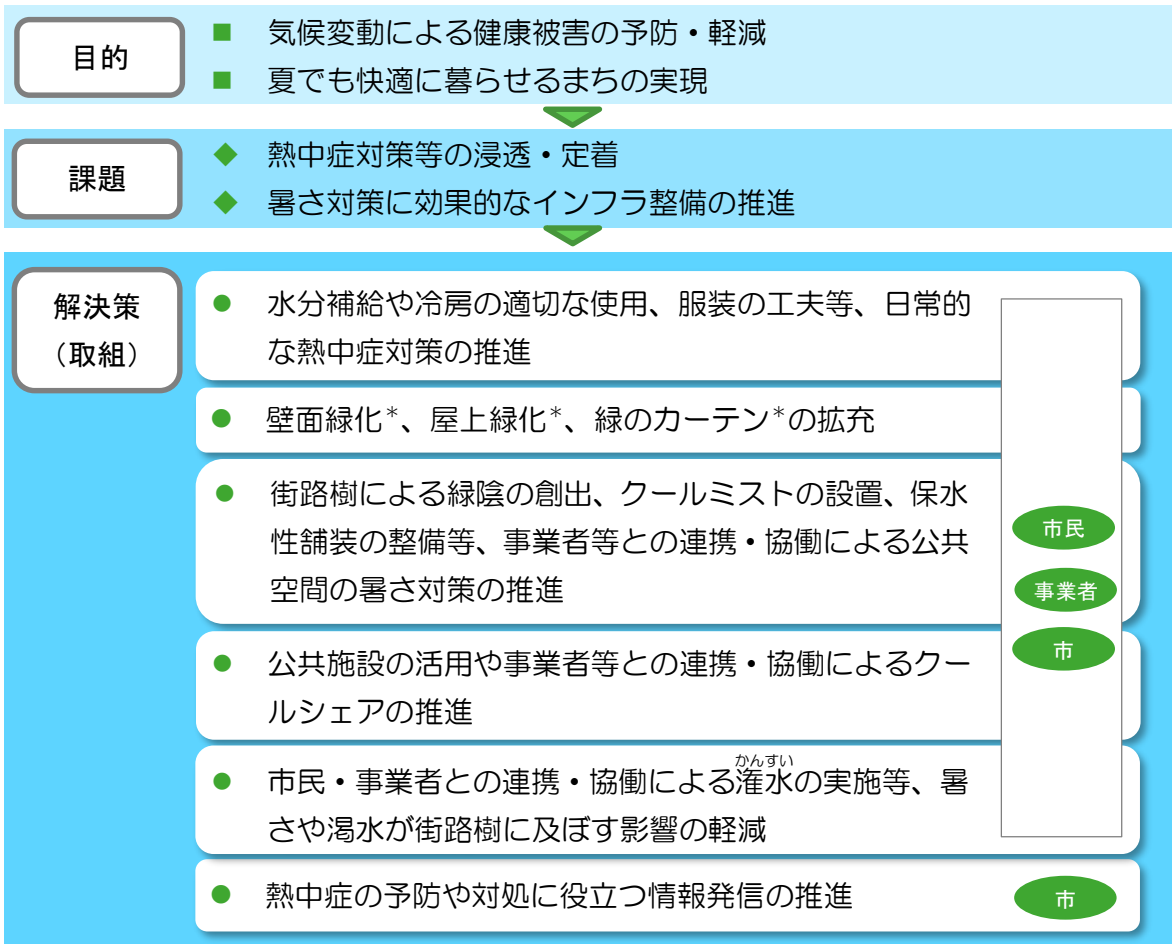
そのため、地球温暖化に“備える”取組の重要性が格段に高まっており、健康被害、浸水被害、農業被害等、様々な側面から将来の気候変動への影響に適応していく必要があります。中でも、夏の暑さによる熱中症等の健康被害は、年々深刻さを増しており、喫緊の課題となっています。

◆ 概要

本プロジェクトでは、熱中症等の予防や発症時の適切な対応のみならず、暑さ対策に効果的なインフラの整備や緑の活用等を推進します。また、実感しやすい暑さ対策に重点的に取り組むことで、適応策*が優先課題であることをまちづくりに関わる様々な主体と共有し、着実な実現をめざします。

◆ 効果

暑さによる日常生活への制約を最小化し、夏でも快適な生活が送れるようなまちになることが期待されます。



「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

■ プロジェクトの進行管理指標	現状 (平成 30 (2018) 年度)	目標 (令和 11 (2029) 年度)
熱中症による市内の搬送者数	50 人	50 人以下

■ 関連施策	
2-3 気候変動の影響への適応	2-3-1 地球温暖化に関する情報収集・発信
	2-3-2 暑さ対策の推進

えきまえ広場のミストシャワー

狛江市では、狛江駅北口においてにぎわいを創出する広場として、平成 30 (2018) 年度に「えきまえ広場」を開設しました。

えきまえ広場の一角にはミストシャワーを設置しており、ボタンを押すと 30 秒程度、ミスト状の水が噴霧されるようになっています(夏季のみ稼働)。



出典：狛江市ホームページ

図 5-3 狛江駅前の「えきまえ広場」の全景と設置されているミストシャワー

熱中症予防スポット

狛江市では、市内の各公共施設を「熱中症予防スポット」として開放しており、熱中症予防のための一時的な休憩場所として気軽にお立ち寄りいただけるようにしています。

また、市内有料老人ホーム等においても、施設のご協力を得て、高齢者向けの熱中症予防スポットを設置しています。

市内の熱中症予防スポット一覧
(平成 31 (2019) 年度現在)

公共施設
市役所、あいとぴあセンター、 ピン・缶リサイクルセンター、 各地域センター、各公民館、 市民総合体育館、こまえくぼ 1234
その他協力施設 (39 箇所)
地域包括支援センター、有料老人 ホーム、薬局、郵便局等



出典：狛江市ホームページ

図 5-4 熱中症予防スポットに掲げられている目印

重点環境プロジェクト 4 みんなで食品ロス*削減プロジェクト

◆ 背景

使用可能な食材の使い残しや食べ残しは、ごみの処理に伴う環境負荷やコストの増大という問題を引き起こしています。同時に、食品の生産・流通・販売の様々な過程において多くの資源の無駄を生じさせることにもつながっており、社会的な問題となっています。

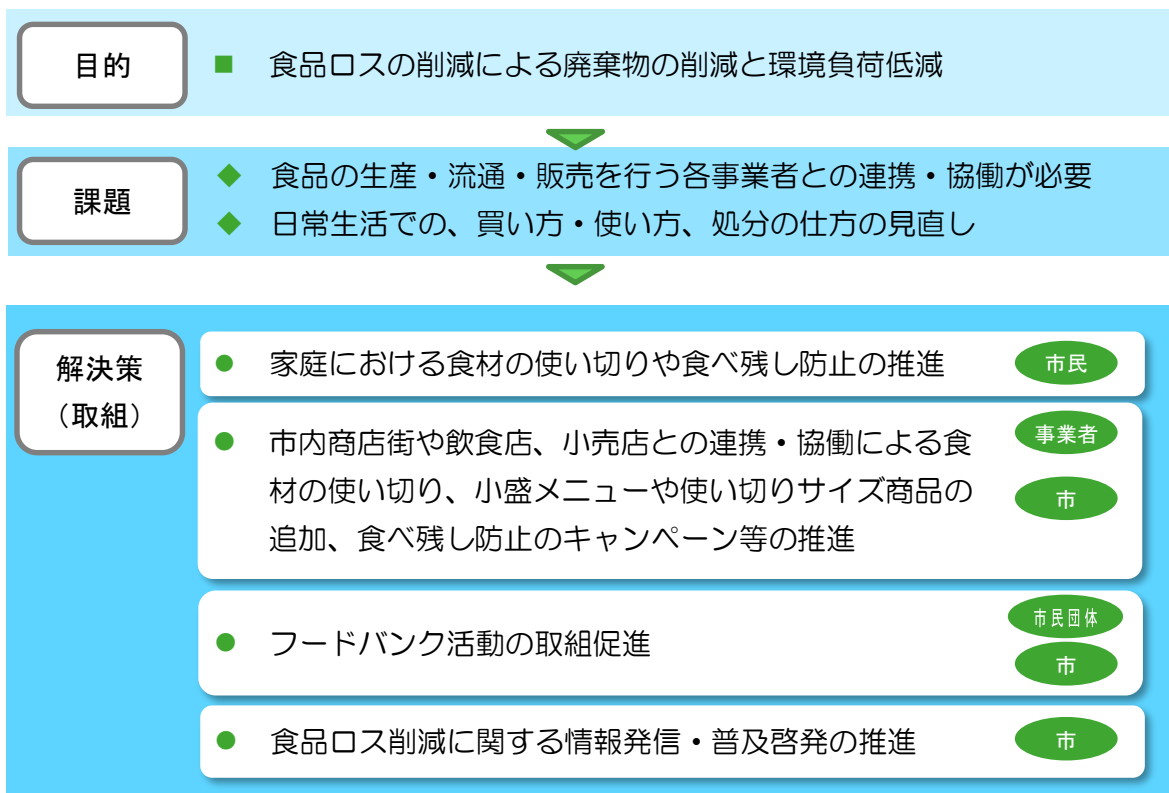
食品ロスを削減するためには、市民一人ひとりの生活における取組が重要ですが、外食や中食（家庭外で調理された食品を購入して食べる食事の形態）にも依存しがちな現代社会の市民の食生活を踏まえると、飲食店や小売店等の事業者における取組が求められています。

◆ 概要

本プロジェクトでは、市民・事業者に対し、食品ロス削減に向けた働きかけや連携・協働を提案することにより、各主体が一体となって市民生活レベル・事業活動レベルの両面において食品ロスの削減に取り組みます。

◆ 効果

流通事業者・飲食物提供者・消費者がそれぞれ当事者意識を持って行動することで、市内の食品ロスの削減につながることが期待されます。



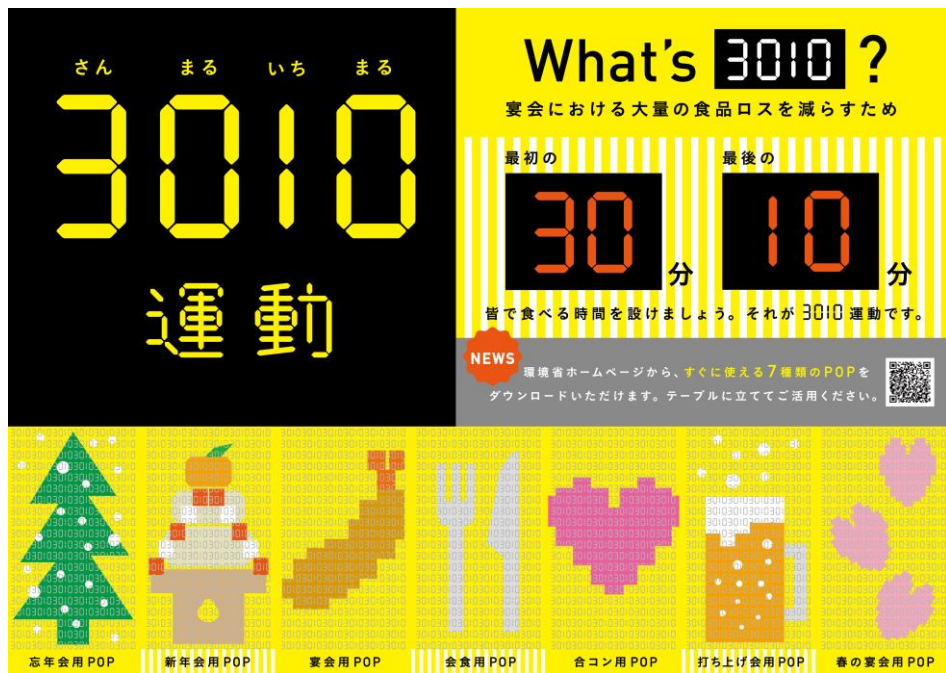
「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

■ プロジェクトの進行管理指標	現状 (平成 30 (2018) 年度)	目標 (令和 11 (2029) 年度)
市民一人当たりの年間ごみ排出量	241.8kg/人	232.6kg/人

■ 関連施策	
3-1 ごみ排出量の低減 (4R*の推進)	3-1-3 食品ロス*の削減

さんまるいちまる
3010運動

さんまるいちまる
3010運動とは、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後 30 分間は席を立たずに料理を楽しみましょう、お開き 10 分前になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスを削減する取組です。
職場や知人との宴会から始めていただき、一人ひとりが「もったいない」を心がけ、楽しく美味しく宴会を楽しみましょう。



出典：環境省ホームページ

図 5-5 食品ロス削減のための「さんまるいちまる 3010 運動」啓発用ポップ

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。



重点環境プロジェクト 5 みんなが笑顔で暮らせる美しいまちプロジェクト

◆ 背景

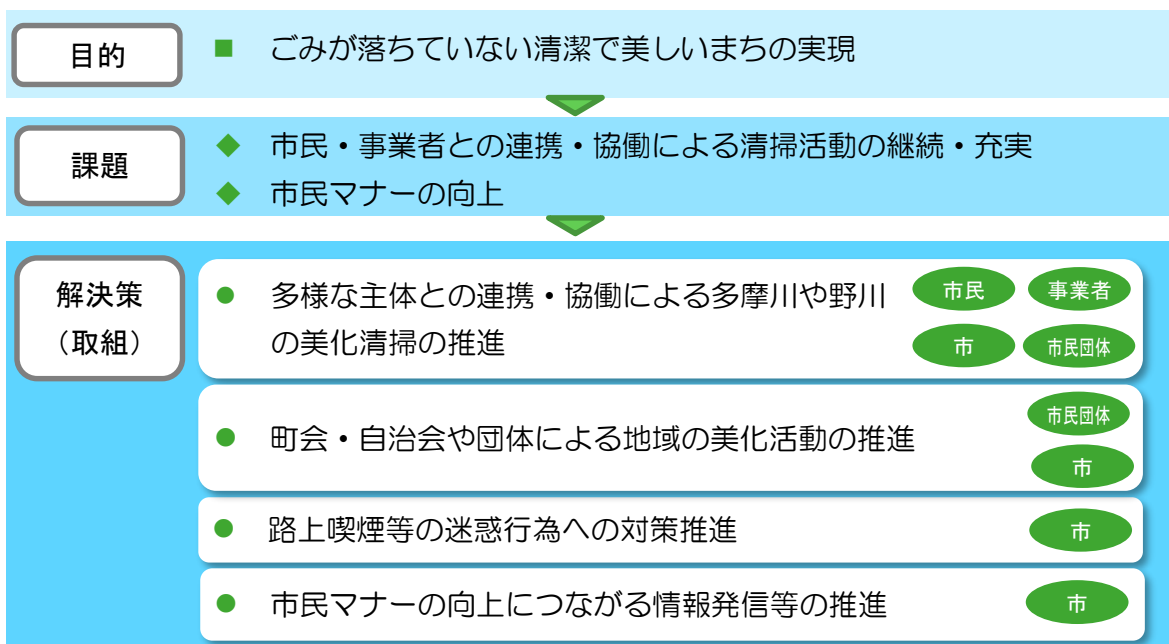
私たちの身のまわりにある道路や公園、河川等の公共空間の環境を適切に維持するためには、行政による管理だけではなく、地域の美化・清掃活動や、住民のマナー遵守等、市民・事業者との連携・協働が重要となります。

◆ 概要

本プロジェクトでは、市民・事業者との連携・協働の強化による美化活動やマナー啓発を通じて、地域の美化に努めます。

◆ 効果

ごみが公共空間に落ちていない、きれいなまちになるとともに、市民・事業者との連携・協働の強化が期待されます。



■ プロジェクトの進行管理指標	現状 (平成 30 (2018) 年度)	目標 (令和 11 (2029) 年度)
美化・清掃活動の参加者数	3,251 人 [※]	3,500 人以上
路上喫煙の指導件数	7.3 件/日	3 件/日以下

※ 多摩川統一清掃、野川美化清掃、クリーン大作戦の参加者数

■ 関連施策	
4-3 地域に根ざした生活環境の保全	4-3-1 地域の美化・清掃活動の促進
	4-3-2 マナーの向上による地域環境の確保

多摩川統一清掃

狛江市美化運動推進実行委員会と狛江市では、多摩川をきれいな川・親しまれる川にするために、多摩川河川敷の一斉清掃を毎年実施しています。

近年では2,000人超の市民が参加しており、市内を代表する美化・清掃活動の一つとなっています。



平成31(2019)年4月撮影

図5-6 多摩川統一清掃の様子

路上喫煙等の制限

狛江市では、喫煙マナーの向上を図り、喫煙者と非喫煙者が協力し合い、相互が共存できる安全で快適な地域環境を確保するため、「狛江市路上喫煙等の制限に関する条例」を制定しました(平成27(2015)年4月施行)。

同条例では、路上喫煙、歩行喫煙及びたばこのポイ捨てによって生じる危険や迷惑を防止するための必要な事項を定めています。

狛江駅周辺と和泉多摩川駅周辺の2箇所を路上喫煙等制限重点地区に指定し、市が特別に指定した喫煙場所以外での路上喫煙は禁止しています。

**ルールを知りマナーを守ると
まちはもっと住みやすくなる**

狛江市路上喫煙等の制限に関する条例
(平成30年7月 改正)

**重点地区で路上喫煙・歩きたばこを行うと
指導・勧告の対象となり、悪質な場合は
2万円以下の過料を科します!**

たばこを吸う人・吸わない人が共存できる地域環境を目指しましょう!

路上喫煙等制限重点地区

狛江駅周辺重点地区
和泉多摩川駅周辺重点地区

市内全域
歩きたばこ・ポイ捨て禁止
適正に管理された喫い入れがない場所での路上喫煙も禁止です!

重点地区
重点地区において、市が特別に指定した
喫煙場所以外での**路上喫煙禁止**
指導員が巡回し、違反者に指導をします!

【お問合せ】狛江市環境部環境政策課環境係 狛江市和泉本町1-1-5 電話03(3430)1111(代表)

図5-7 狛江市路上喫煙等の制限に関する条例の概要チラシ

■ プロジェクトの進行管理指標	現状 (平成 30 (2018) 年度)	目標 (令和 11 (2029) 年度)
市民参加型の環境保全活動への延べ参加者数	4,455 人*	5,000 人以上

※ アドプト制度*による美化・清掃活動への延べ参加者数

■ 関連施策	
5-1 環境意識の向上	5-1-1 情報発信、意識啓発の推進 5-1-2 地域や子どもに向けた環境教育の推進
5-2 環境保全を「実践」する人づくり	5-2-2 市民協働による環境保全の推進 5-2-3 市民主体の身近な環境保全活動の促進

イルミネーションを活用した次世代自動車*の啓発イベント

平成 31 (2019) 年 2 月、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の「市民協働型温暖化対策実行計画推進研究会」が中心となり、狛江市の協力のもと、狛江駅の駅前にて次世代自動車（燃料電池*車）の啓発イベントを実施しました。

イベントでは、燃料電池車が発電した電気を利用して駅前のイルミネーションの一部を点灯する演出も行いました。付近を通りがかった人々が、自動車の展示やイルミネーションの点灯を通じて、燃料電池車が環境に配慮した自動車であることや、非常時の電源としても活用できることを、「ついで」・「ながら」に知ることができるようになりました。



平成 31 (2019) 年 2 月撮影
図 5-8 狛江駅前での次世代自動車の啓発イベントの様子

こま eco 通信

「こま eco 通信」とは、狛江市や市民が環境に関する取組やイベント情報を発信するために発行している環境広報誌です。平成 28 (2016) 年 5 月に創刊し、年に 3 回の頻度で発行しています。

これまでに、こまエコまつりの開催案内やアドプト制度の紹介、こまえリサイクル展示会などの情報を発信してきました。



図 5-9 こま eco 通信 vol.11 表紙
(令和元年 10 月発行)

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

第6章 計画の推進

6.1 推進体制

本計画の推進にあたっては、狛江市環境基本条例第10条に基づき、本計画に掲げる施策の推進に必要な具体的取組を示す「狛江市環境保全実施計画」を策定し、概ね3年ごとに見直しを行っていきます。

また同時に、関連部署で構成する庁内組織での議論や、多様な市民参加の組織との連携・協働により、分野横断的かつ市民目線、専門の見地等の多角的視点に立った取組推進をめざします。

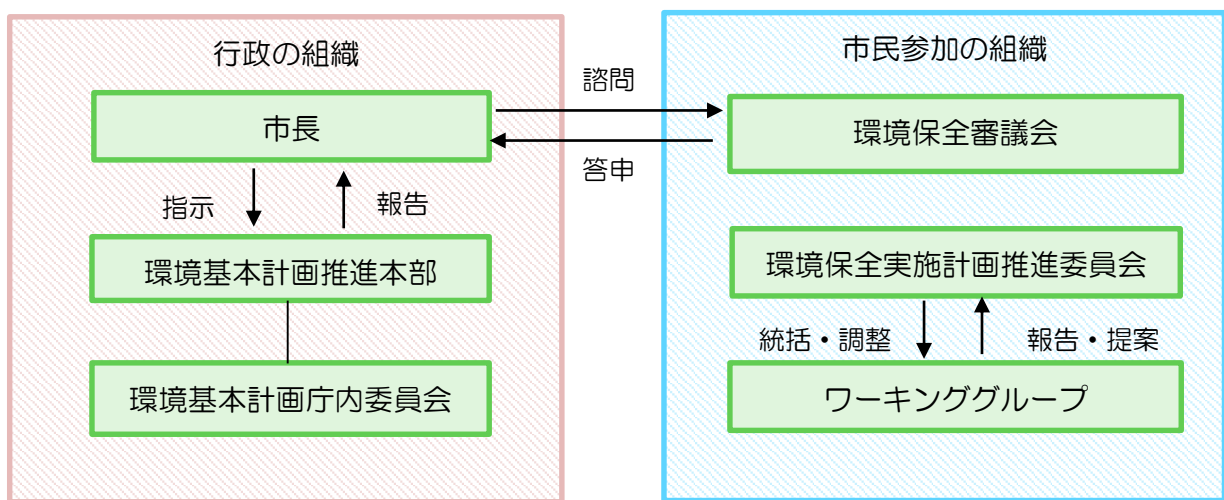


図 6-1 狛江市環境基本計画の推進体制

各推進組織の役割と構成員

組織		役割	構成員
行政の組織	環境基本計画推進本部	本計画の総合的な推進を図るため、環境行政全般の全庁的な調整及び進行管理を行う	副市長（本部長） ・部長職
	環境基本計画庁内委員会	本計画の検討及び施策の推進に関する、庁内関係部署の調整を行う	環境施策関連部署の課長職
市民参加の組織	環境保全審議会	環境基本条例の規定に基づく市長の附属機関として、本計画を含め、環境の保全等についての基本的事項について調査・審議を行う	市民・事業者・学識経験者・市職員
	環境保全実施計画推進委員会	環境保全実施計画に掲げる取組について、市民・事業者・行政の連携・協働により、パートナーシップの構築を図りながら実践する	市民・事業者・学識経験者・市職員
	ワーキンググループ	環境保全を推進するために必要な調査研究、実践活動を行うとともに、市民に広く活動の普及を図る	市民・事業者

6.2 進捗管理

本計画の進捗管理については、施策の方向性及び重点環境プロジェクトごとに掲げた指標の値を毎年度把握した上で、目標達成に向けた進捗状況を点検・評価し、本計画の進捗状況の報告書である「狛江のかんきょう」で公表します。なお、進捗管理に用いる指標・目標については、施策の実施状況や社会環境の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

また、本計画の基本目標2及び関連施策は「狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」として位置付けているため、指標とは別に温室効果ガス*の排出量についても毎年度把握し、削減目標の達成状況を点検・評価します。

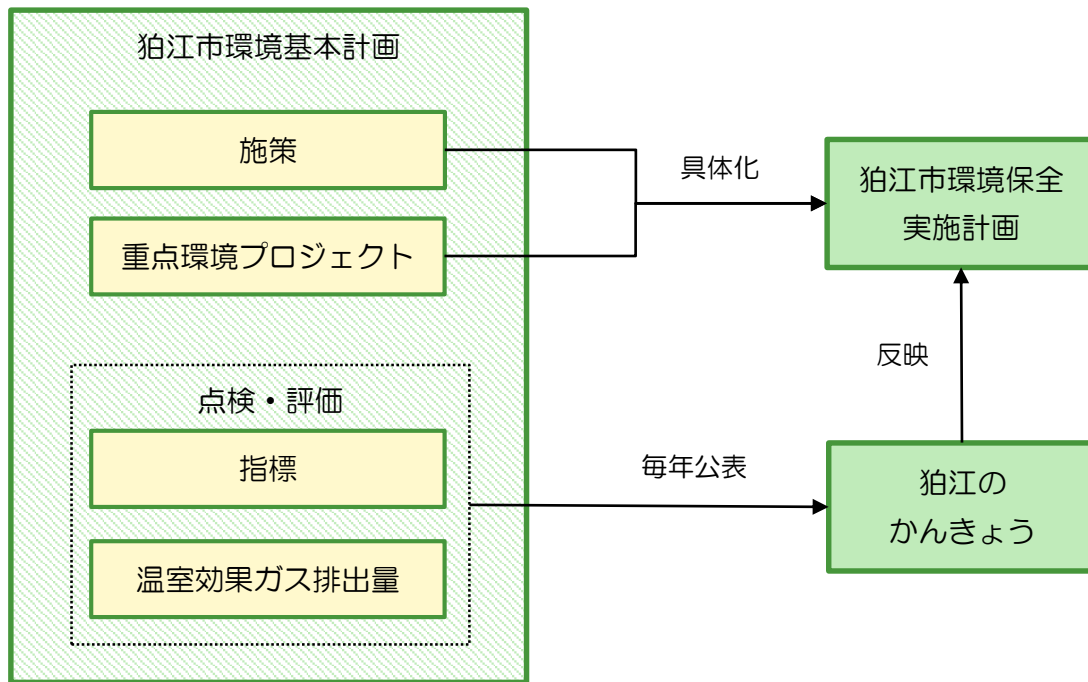


図 6-2 狛江市環境基本計画の進捗管理方法

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

6.3 指標・目標

本計画の進捗管理として、把握し点検・評価する指標・目標は次のとおりです。

施策の方向性	指標	現状 (平成30(2018)年度)	目標 (令和11(2029)年度)
1-1 まちの緑の創出	地点別平均緑視率	19.9%	25.0%※1
	月に1回以上公園を利用する市民の割合	47.0%	60.0%
1-2 まちの緑の保全	生産緑地地区面積	31.19ha	現状維持※2 (特定生産緑地を含む)
	民有地の樹林地面積※3	10.7ha	現状維持
1-3 生きものと共存するまちづくり	市内における指標種の生息状況 重点環境プロジェクト 1	20種の指標種※4 の生息確保 (平成31(2019)年度)	現状維持
	「生物多様性」の意味を知っている市民の割合 重点環境プロジェクト 1	30.5%	51%以上
2-1 エネルギー効率のよいまち	市内のエネルギー消費量 重点環境プロジェクト 2	2,016TJ* (平成28(2016)年度)	1,400TJ (令和12(2030)年度)
2-2 再生可能エネルギー*等の利用促進	太陽光発電*設備、家庭用燃料電池*等に対する市の助成金交付事業の利用件数(累計)	284件	1,000件 (100件/年)
2-3 気候変動の影響への適応	熱中症による市内の搬送者数 重点環境プロジェクト 3	50人	50人以下
3-1 ごみ排出量の低減(4R*の推進)	市民一人当たりの年間ごみ排出量	241.8kg/人	232.6kg/人
3-2 適正なごみ処理と資源循環の推進	重点環境プロジェクト 4		
	資源化率*	37.3%	39.0%
4-1 大気・水質等の保全と騒音・振動等の抑制	環境基準*の達成状況	全項目達成 (河川の水質に係る大腸菌群数の項目を除く)※5	現状維持
4-2 健全な水循環の回復	雨水浸透ます*の設置件数(累計)	8,186基	8,736基(50基/年)

※1 緑が多いと感じる人の割合が高くなるとされる緑視率の値

※2 公園化する部分を除く

※3 樹冠面積300㎡以上の樹林地のうち、土地利用現況調査に基づく土地利用が社寺、商業地、独立住宅、集合住宅、併用住宅、工業地、農用地、その他未利用地に区分される土地にある樹林地

※4 26ページ参照

※5 大腸菌群数については、元来土壌や水中に生息する菌種や非糞便性の菌種も含まれることから、糞便汚染の指標としての適切性が国の中央環境審議会において議論されている。

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

施策の方向性	指標	現状 (平成30(2018)年度)	目標 (令和11(2029)年度)
4-3 地域に根ざした生活環境の保全	美化・清掃活動の参加者数 重点環境プロジェクト5	3,251人 ^{※6}	3,500人以上
	不法投棄への対処件数	75件	70件以下
	路上喫煙の指導件数 重点環境プロジェクト5	7.3件/日	3件/日以下
5-1 環境意識の向上	環境を守るために積極的に活動したいと考える市民の割合	77.5% ^{※7}	90%以上
5-2 環境保全を「実践」する人づくり	市民参加型の環境保全活動への延べ参加者数 重点環境プロジェクト6	4,455人 ^{※8}	5,000人以上
5-3 ネットワークの形成	多様な主体が参加する会議・イベント等の開催回数	16回 ^{※9}	20回以上

※6 多摩川統一清掃、野川美化清掃、クリーン大作戦の参加者数

※7 平成30(2018)年度に実施した市民意識調査において、「環境を守るために積極的に活動したい」に「強く思う(21.0%)」「思う(56.5%)」と回答した市民の合計

※8 アドプト制度*による美化・清掃活動への延べ参加者数

※9 環境に関する協働事業数

「*」が付いた用語は、資料編に用語解説を記載しています。

資料編

資料 1. 参考資料

資料 1.1 用語解説	65
資料 1.2 関係例規	69

資料 2. 計画の策定経緯

資料 2.1 環境基本計画の策定体制	80
資料 2.2 環境基本計画改定の検討経過	80
資料 2.3 委員名簿	82
資料 2.4 パブリックコメント及び市民説明会	84
資料 2.5 ワークショップの概要	85
資料 2.6 市民・事業者及び関係団体への意識調査（アンケート）	88

資料1. 参考資料

資料 1.1 用語解説

アルファベット／数字

BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称で、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標であり、10mg/L 以上で悪臭の発生等がみられる。

COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略称で、水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量のこと。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標であり、COD の値が大きいほど水中の有機物が多いことを示し、水質汚濁の程度も大きいことになる。

LED

発光ダイオード（Light Emitting Diode）と呼ばれる半導体素子のこと。発光ダイオードを使用した照明器具は、白熱灯や蛍光灯に比べ、長寿命で電力消費も少ないことが特徴。

TJ

テラ・ジュールの略号。テラは 10 の 12 乗のことで、ジュールは熱量単位。

4R

ごみの減量に有効とされる、頭文字がRで始まる次の4つの行動のこと。

Refuse（リフューズ） 発生回避 ごみになるものを買わない、断ること

Reduce（リデュース） 排出抑制 ごみの量を減らすこと

Reuse（リユース） 再使用 使ったものを廃棄せずにそのまま使うこと

Recycle（リサイクル） 再生利用 使ったものを資源として再利用すること

ア 行

アドプト制度

市民団体や企業等の団体が、市が管理する道路や公園等の公共施設等の特定の範囲において、清掃及び美化活動を行う制度のこと。

雨水浸透ます

降った雨水を地中に浸透させる施設のひとつ。底面に砕石を充填し、集水した雨水をその底面から地中に浸透させる枡（ます）。

エコパートナーシップ制度

環境保全に関する取組を推進するため、環境保全に取り組む市民をエコパートナーとして認定する制度のこと。

エネルギーマネジメントシステム（EMS）

電力の使用状況の可視化や、節電の調整を行うシステムのこと。

エネルギーリカバリー

廃棄物を焼却することで発生する熱エネルギーを回収して、発電等に利用すること。

屋上緑化

建築物の屋上部分を緑化すること。これにより、ヒートアイランド現象の緩和や、室内温度上昇の軽減等による省エネルギー効果、都市における自然的環境の創出といった効果が期待できる。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。温室効果ガスには二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロンガス等がある。

カ行

外来種

もともとその地域に生息・生育していなかった種で、人間の活動によってほかの地域から入ってきた生物のこと。外来種には、海外から日本にもちこまれた種と、国内由来の外来種とがある。

家庭用燃料電池（エネファーム）

都市ガス・LPガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させるコージェネレーションシステムのこと。利用段階の反応物として水しか排出しない。電気と熱の両方を有効利用することで、更にエネルギー効率を高めることができる。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のために維持されることが望ましい値として、大気、水、土壌、騒音等の環境保全に取り組む上で目標となる基準のこと。

サ行

再生可能エネルギー

一度利用しても比較的短期間に再生が可能で資源が枯渇しない、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等のエネルギーのこと。石油等に代わるクリーンなエネルギーとして導入・普及が促進されている。

資源化率

総ごみ量（ごみ量と資源化量）に占める総資源化量の割合のこと。

次世代自動車

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等の、従来の自動車に比べ二酸化炭素排出量が低減された自動車のこと。政府は、令和12（2030）年までに新車乗用車の5～7割を次世代自動車とする目標を掲げている。

循環型社会

20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で使われるようになった用語で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のこと。平成12（2000）年に制定された「循環型社会形成推進基本法」の中では、「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義されている。

食品ロス

売れ残りや食べ残り等により、食べることでできる状態にある食品が廃棄されること。

水素エネルギー

水素を燃焼させ、酸素と結びつけることで発生するエネルギーのこと。このエネルギーを利用した発電では二酸化炭素（CO₂）を排出しない。

生態系

食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境（水、大気、光等）の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。生態系には、広大な森林から小さな池まで様々な大きさのものがあり、時として地球全体を一つの生態系と見ることもある。

タ行

太陽光発電

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式のこと。光を電気信号に変換する光電素子を利用し、太陽光が当たったときに発生する電力をエネルギー源として使用できるようにしたもの。太陽エネルギーを電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットがある。

立川段丘

武蔵野台地に見られる河岸段丘の一つ。多摩川に近い段丘が立川段丘、それより一段高い段丘が武蔵野段丘と呼ばれる。

脱炭素

地球温暖化の原因である温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素（CO₂）排出量をゼロにすること。平成 28（2016）年 11 月のパリ協定発効を受けて用いられるようになり、国の第五次環境基本計画においても「脱炭素」の用語が用いられている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

平成 9（1997）年の京都議定書の採択を受けて、平成 10（1998）年に策定・公布された法律のこと。国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることをめざしている。

沖積低地

河川の堆積作用によって形成された平野、もしくは沖積層によって形成された平野のこと。扇状地、後背湿地、自然堤防、三角州などの地形が形成される。

低炭素

地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、その主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のこと。

適応策

温室効果ガスの排出量を減らす温暖化緩和策を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくための対策のこと。具体例としては、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築、水利用の高効率化、土壌の栄養素の改善、伝染病の予防等があげられる。

電気自動車

電気エネルギーで走行する自動車のこと。走行中に排気ガスを出さず、騒音も少ないことが特徴。

特別緑地保全地区

都市計画区域内のうち景観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地を保全するため、都市緑地法に基づき、都市計画に定める地区のこと。

ナ行

燃料電池

水素と酸素との電気化学反応によって、直接電気エネルギーに変換する装置のこと。

ハ行

排出係数

電力やガス等のエネルギーの使用によって排出される温室効果ガスの量を各エネルギーの使用量から算出するための換算値のこと。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

発生抑制

廃棄物の発生要因となる行為を取りやめたり、廃棄物の基になる資源の入力（資材や原料の購入等）を抑制したりすること。

ヒートアイランド現象

都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。「都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態」とも言える。

ビオトープ

森林や草地、河川や河原、池や湖沼、海や干潟等、地域に生息する野生の生きものが生息する一定程度まとまった場所のこと。

壁面緑化

建築物の壁面部分に行う緑化のこと。

放射性物質

放射線を出す能力（放射能）を持つ物質のこと。

マ行

緑のカーテン

アサガオやゴーヤ、ヘチマなどのツルが巻きついて伸びる種類の植物（ツル性植物）を建築物の壁面を覆うように育てて緑化を行う取組のこと。

資料 1.2 関係例規

○狛江市環境基本条例

(平成9年3月31日条例第5号)

(前文)

狛江市に住み働く私たちは、豊かな自然に恵まれ快適な住環境を生み出すため将来都市像の実現に向け発展に努めてきた。しかし、急激な都市化に伴う環境の大きな変化の中で、さらに清らかな空気、きれいな水、豊かな緑などの自然環境をそのまま将来の世代に引継いで行かなければならない。なぜならば、私たち一人ひとりが安全で健康な生活を営むことができる権利、すなわち基本的人権としての環境権を有するとともに、地球環境への負荷の低減に努める義務があるからである。

そのために私たちは、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、自然との共生が可能な土地利用のもとに、環境に配慮したリサイクル型のまちを創り出し、また、調和のとれた都市環境を築きあげていく必要がある。ここに、市、市民及び事業者が現在並びに将来にわたって果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、将来の世代にわたって維持、継承することを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組みと相互の協力により行わなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存等、生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全

等に関すること。

(5) 資源の循環的な利用，エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

(6) 地球温暖化の防止，オゾン層の保護，熱帯木材の使用削減その他の地球環境の保全等に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか，環境への負荷の低減に関すること。

2 市は，事業者及び市民が環境への負荷を低減するために，適切な措置を講ずるよう誘導するものとする。

3 市は，環境の保全等を図るうえで，市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ，環境の保全等に関する施策に，これらの者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は，環境の保全等について，必要な知識を持つよう努めなければならない。

2 市民は，その日常生活において，環境への負荷を低減するとともに，公害の防止，自然環境の適正な保全及び回復に努めなければならない。

3 市民は，前2項に定めるもののほか，市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は，事業活動を行うに当たっては，環境への負荷を低減するとともに，その事業活動に伴って生ずる公害を防止し，並びに自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は，その事業活動に係る製品その他のものが使用され，又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は，前2項に定めるもののほか，その事業活動について，市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(国，東京都等との協力)

第7条 市は，環境の保全等を図るため，広域的な取組を必要とする施策について，国，東京都，その他の地方公共団体と協力して，その推進に努めるものとする。

(市民の申出)

第8条 市民は，環境の保全等に関して，市長に意見を申し出ることができる。

2 市長は，前項に規定する申出があったときは，狛江市環境保全審議会の意見を聴いて，適切な措置を講じなければならない。

3 市長は，申出の内容及び経過を市民に明らかにするものとする。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は，環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，狛江市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は，環境の保全等について，次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 目標及び基本理念

(2) 施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、狛江市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(環境配慮指針)

第9条の2 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者が環境の保全等のために配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

(環境保全実施計画)

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な環境保全実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

第3章 施策の推進

(施策の策定等に当たっての義務及び総合調整)

第11条 市長は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図るものとする。

2 市長は、市の環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するに当たっては、会議の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制)

第12条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業や計画について、環境の保全等に適切な配慮がなされるよう、その事業や計画が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査、管理)

第14条 市及び事業者は、自らの行為に基づく環境への負荷の低減を図るために行う環境管理について、監査（環境監査）を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、事業者に対して、環境監査の結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるものとする。

第4章 市民参加等

(情報の収集)

第15条 市は、環境の保全に関する施策を、科学的意見に基づいて実施するため、地域環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携を図ることにより、環境の保全等に必要な科学的知見の収集に努めるものとする。

(情報の提供及び公開)

第16条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等及び将来の環境の保全等に寄与する情報について、提供及び公開するよう努めるものとする。

(施策の評価)

第17条 市は、環境保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進捗状況を必要に応

じて評価するものとする。

(環境学習の推進)

第18条 市は、市民及び事業者が環境の保全等について理解を深められるよう、学習の機会、情報の提供、学校教育等における教材の提供等に必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)

第19条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者で構成する環境の保全等に関する団体による自発的な学習や活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(計画づくりへの参加)

第20条 市長は、次の各号に掲げる計画等を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 環境基本計画

(2) 実施計画

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民の生活及び事業者の活動に係る重要事項

2 前項の規定は、同項各号に掲げる計画等の変更について準用する。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

(公表)

第21条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境の保全等に関する施策の状況等について、狛江市環境保全審議会の意見を聴き、毎年公表しなければならない。

第5章 事業者の義務等

(事業者の義務)

第22条 事業者は、環境基本計画にそって、事業を行わなければならない。

(開発事業者等に対する要請)

第23条 市長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがあり、かつ、規則で定める事業（以下「開発事業等」という。）については、開発事業等を実施しようとする者（以下「開発事業者等」という。）に対して、あらかじめ協議するよう要請することができる。

2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について、当該開発事業者等に関する市民等に対し周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

5 市長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ狛江市環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

第6章 推進体制

(環境保全審議会)

- 第24条 市の環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として狛江市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
- (1) この条例によりその権限に属された事項
 - (2) 環境の保全等についての基本的事項に関すること。
- 3 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員13人以内をもって組織する。
- (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 事業者
 - (4) 環境の保全等に関する行政機関の職員
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に若干名の調査委員を置くことができる。
- 7 審議会は、原則として公開するものとする。
- 8 審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第23条、第24条の規定は、規則で定める日から施行する。

付 則（平成15年3月31日条例第14号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（令和元年10月11日条例第25号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○狛江市環境保全審議会運営規則

(平成10年8月25日規則第33号)

(目的)

第1条 この規則は、狛江市環境基本条例（平成9年条例第5号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、狛江市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 条例第24条第4項各号に掲げる審議会の組織の内訳は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 市民（公募による） | 8人以内 |
| (2) 学識経験者 | 2人以内 |
| (3) 事業者 | 2人以内 |
| (4) 環境の保全等に関する行政機関の職員 | 1人以内 |

2 前項第1号及び第4号の規定により委嘱された委員は、それぞれ市民又はその職等でなくなった場合、委員の資格を失うものとする。

(会長及び職務代理)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(会議)

第5条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 条例第24条第8項の規定による部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

- 2 部会は、審議会委員をもって構成する。
- 3 前項の規定にかかわらず、審議会会長が必要と認めるときは、検討事項に関する関係者等を部会員として加えることができる。
- 4 前項に規定する部会員は、審議会会長の推薦に基づき、市長が委嘱又は任命する。
- 5 部会員の任期は、審議会から付託された事項について審議会に報告するまでとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、第3条から前条までの規定を準用する。この場合において、第3条、第4条及び前条第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、第3条第1項及び第3項並びに前条中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部環境政策課が担当する。

付 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

付 則（平成15年3月31日規則第9号）

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

付 則（平成16年11月11日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月28日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年12月25日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年4月13日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成24年3月28日規則第18号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年4月5日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成26年5月15日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

○狛江市環境基本計画推進本部設置要綱

(平成 15 年 12 月 8 日要綱第 91 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、狛江市環境基本条例（平成 9 年条例第 5 号）第 9 条に規定する環境基本計画（以下「基本計画」という。）の総合的な推進を図ることを目的として、狛江市環境基本計画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、基本計画の総合的な推進を図るため、環境行政全般の全庁的な調整及び基本計画の進行管理を行う。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

2 本部長は、本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 会議は、部員の半数以上の出席をもって開催する。

3 会議の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 本部長は、必要に応じて部員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 本部の庶務は、環境政策課が行う。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 30 日要綱第 40 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日要綱第 9 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 28 日要綱第 37 号）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 26 年 5 月 15 日要綱第 88 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年 9 月 10 日要綱第 93 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	副市長
副本部長	環境部長
部員	議会事務局長
部員	企画財政部長
部員	総務部長
部員	市民生活部長
部員	福祉保健部長
部員	児童青少年部長
部員	都市建設部長
部員	教育部長

○狛江市環境基本計画庁内委員会設置要綱

(平成10年7月7日要綱第50号)

(設置)

第1条 狛江市における環境基本計画の検討及び推進に関し、庁内関係部署の調整を図るため、狛江市環境基本計画庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 狛江市環境基本計画に関する検討及び施策の推進に関すること。
- (2) 施策事業の達成状況の報告及び情報提供に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人をもって組織する。

2 委員は、環境部長並びに別表に掲げる狛江市の環境行政の施策に関する所管課の課長職をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、環境部長とし、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、環境政策課長とし、委員長を補佐する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第6条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の協議により別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年6月29日要綱第48号）

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則（平成17年3月31日要綱第56号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日要綱第40号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日要綱第 9 号）
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 1 月 22 日要綱第 7 号）
この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 1 月 19 日要綱第 2 号）
この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 28 日要綱第 37 号）
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

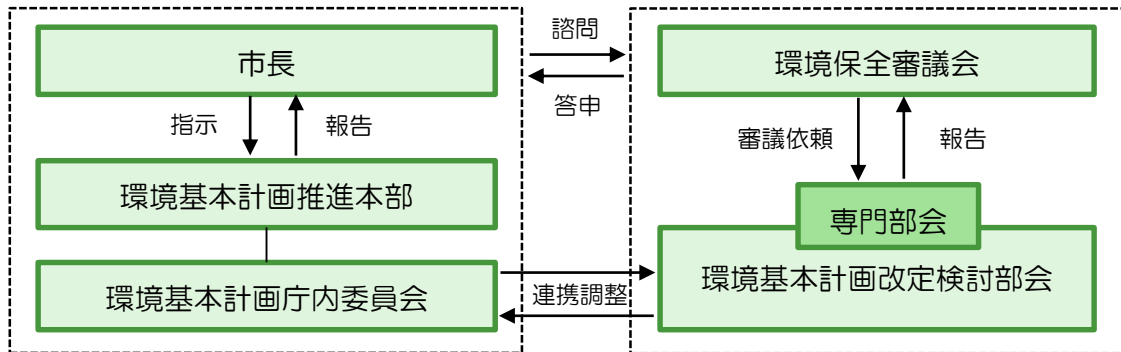
付 則（平成 24 年 6 月 19 日要綱第 95 号）
この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 26 年 5 月 15 日要綱第 88 号）
この要綱は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
別表

狛江市の環境行政の施策に関する所管課
政策室長
総務課長
地域活性課長
清掃課長
環境政策課長
道路交通課長
まちづくり推進課長
下水道課長
指導室長
社会教育課長

資料2. 計画の策定経緯

資料 2.1 環境基本計画の策定体制



資料 2.2 環境基本計画改定の検討経過

狛江市環境保全審議会

回数	開催日	内容
平成 30 年度 第 1 回	平成 30 年 4 月 20 日	「狛江市環境基本計画」の改定について（諮問） 環境基本計画の改定の検討体制について
第 2 回	9 月 28 日	狛江市環境基本計画改定検討部会の部会員及びアンケート調査の実施状況について
第 3 回	平成 31 年 1 月 25 日	狛江市環境基本計画の改定に係る各会議体の開催状況について 狛江市環境基本計画における基本目標の設定方針（案）について
第 4 回	3 月 28 日	狛江市環境基本計画改定部会からの中間報告について 「狛江市環境基本計画」の改定に係る中間答申（案）について
平成 31 年度 第 1 回	令和元年 7 月 30 日	狛江市環境基本計画の骨子（案）について 温室効果ガス削減目標の考え方について
第 2 回	9 月 27 日	狛江市環境基本計画のたたき案について
第 3 回	10 月 16 日	狛江市環境基本計画の素案について パブリックコメント及び市民説明会の実施について
第 4 回	令和 2 年 2 月 7 日	狛江市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメント 及び市民説明会の実施結果について 狛江市環境基本計画の案について

狛江市環境基本計画改定検討部会

回数	開催日	内容
平成30年度 第1回	平成30年 7月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部会員・事務局紹介 2. 部会長の選出及び職務代理の指定について 3. 狛江市環境基本計画の改定検討体制について 4. 狛江市環境基本計画改定に係るアンケート案について
第2回	11月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 狛江市環境基本計画改定に係るアンケート調査の結果について 2. 狛江市環境基本計画の評価について 3. 次期計画の基本目標の検討方針（案）について
第3回	平成31年 2月8日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 狛江市環境基本計画の方向性（案）について 2. 狛江市環境基本計画改定の中間答申（案）について 3. 狛江市環境基本計画改定に係る平成31年度の検討手順について
平成31年度 第1回	令和元年 5月17日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 狛江市環境基本計画の改定及び（仮称）狛江市生物多様性地域戦略の策定に係る中間答申について 2. 狛江市環境基本計画改定に係る平成31年度の検討手順について 3. 狛江市環境基本計画の環境像について 4. 狛江市環境基本計画の構成について 5. 市民ワークショップの開催について
第2回	7月4日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 狛江市環境基本計画の策定スケジュールについて 2. 温室効果ガス削減目標の考え方について 3. 狛江市環境基本計画の施策体系と指標設定の考え方について
第3回	8月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1. エコ体験型ワークショップ実施報告について 2. 施策の方向性等について 3. 重点環境プロジェクトについて
第4回	10月3日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 狛江市環境基本計画の素案について 2. パブリックコメント及び市民説明会の実施について
第5回	令和2年 1月21日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 狛江市環境基本計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について 2. 狛江市環境基本計画の案について

資料 2.3 委員名簿

狛江市環境保全審議会委員名簿

◎：会長 ○：職務代理

選出区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	◎田中 充	法政大学 社会学部教授	
	○馬場 健司	東京都市大学 環境学部教授	
事業者	松村 俊孝	東京ガス株式会社	令和元年5月23日まで
	桑原 一将	東京ガス株式会社	令和元年5月24日から
市民	薄井 東子	公募市民	
	加古 厚志	公募市民	令和2年1月6日まで
	杉本 一正	公募市民	
	世木 義之	公募市民	
	大門 ミサ子	公募市民	
	増田 善信	公募市民	令和2年1月6日まで
	松井 美枝子	公募市民	平成30年7月31日まで
環境の保全等に関する行政機関の職員	松島 正	公募市民	令和2年1月7日から
	清水 明	環境部長	

狛江市環境基本計画改定検討部会委員名簿

◎：部会長 ○：職務代理

選出区分	氏名	所属等	備考
学識経験者	◎田中 充	法政大学 社会学部教授	環境保全審議会委員
	○神村 佑	東京学芸大学 環境教育研究センター 共同研究員	環境保全実施計画 推進委員会委員
事業者	秋元 慈一	有限会社秋元商店	狛江市商工会推薦
	松村 俊孝	東京ガス株式会社	環境保全審議会委員 令和元年5月23日まで
	桑原 一将	東京ガス株式会社	環境保全審議会委員 令和元年5月24日から
市民	薄井 東子	公募市民	環境保全審議会委員
	大矢 美枝子	公募市民	環境保全実施計画 推進委員会委員
	勝又 壽美江	公募市民	
	櫻井 正子	公募市民	
環境の保全等に関する行政機関の職員	植木 崇晴	環境部 環境政策課長	

狛江市環境基本計画推進本部委員名簿

◎：本部長 ○：副本部長

職名	氏名	備考
副市長	◎水野 穰	平成31年3月31日まで
	◎平林 浩一	平成31年4月1日から
環境部長	○清水 明	
議会事務局長	小川 啓二	
企画財政部長	高橋 良典	
総務部長	上田 智弘	平成31年3月31日まで
	石橋 啓一	平成31年4月1日から
市民生活部長	榎本 正樹	平成31年3月31日まで
	鈴木 実	平成31年4月1日から
福祉保健部長	石橋 啓一	平成31年3月31日まで
	浅見 秀雄	平成31年4月1日から
児童青少年部長	石森 準一	
都市建設部長	小俣 和俊	
教育部長	平林 浩一	平成31年3月31日まで
	上田 智弘	平成31年4月1日から

狛江市環境基本計画庁内委員会委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

職名	氏名	備考
環境部長	◎清水 明	
環境政策課長	○植木 崇晴	
政策室長	田部井 則人	
総務課長	小川 みゆき	平成31年3月31日まで
	中村 貞夫	平成31年4月1日から
地域活性課長	片岡 晋一	
下水道課長	一瀬 隆文	
清掃課長	星野 英記	
まちづくり推進課長	三宅 哲	
道路交通課長	遠藤 慎二	
指導室長	柏原 聖子	平成31年3月31日まで
	小嶺 大進	平成31年4月1日から
社会教育課長	安江 真人	平成30年9月30日まで
	加藤 達朗	平成30年10月1日から 平成31年3月31日まで
	白鳥 幹明	平成31年4月1日から

資料 2.4 パブリックコメント及び市民説明会

パブリックコメント及び市民説明会の実施概要について

<p>パブリック コメント</p>	<p>実施期間：令和元（2019）年 11 月 15 日（金）から 12 月 16 日（月）まで</p> <p>公表方法：広報こまえ（令和元（2019）年 11 月 15 日号）への掲載、市ホームページへの掲載、環境政策課窓口での閲覧</p> <p>提出方法：環境政策課への書面による提出、郵便による送付、ファクシミリによる送信、電子メールによる送信、市ホームページ専用フォームによる送信</p> <p>対 象 者：市内に住所を有する者、市内に存する学校に在学する者、市内に事務所又は事業所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>提出者数：6名 意見件数：17件</p>
<p>市民説明会</p>	<p>■第1回 日時：令和元（2019）年 11 月 23 日（祝）午後2時から 場所：狛江市役所 502・503 会議室 参加者数：5名</p> <p>■第2回 日時：令和元（2019）年 11 月 27 日（水）午後7時から 場所：狛江市防災センター4階会議室 参加者数：0名</p>

パブリックコメントでの主な意見（概略）

- ・「グリーンインフラ」の視点を取り入れた自然環境の保全・回復を進めてほしい。
- ・戸建住宅、マンション等で住人が手軽に取り組める緑化活動を推進してほしい。
- ・フードロス問題への取組は、分野横断的に取り組むべきである。
- ・気候変動による災害が頻発しており、対応策を充実させていく必要がある。
- ・目標達成に向けて、市民活動の活性化につながる意識高揚に取り組んでほしい。
- ・その他具体的な事業の提案※
 公共施設の電力を再生可能エネルギー由来のものへ切り替えるべき。
 庁用車への燃料電池自動車の導入を進めて欲しい。
 エネルギーの地産地消に対する支援を検討して欲しい。 等

※具体的事業に関する提案については、今後、本計画で掲げる施策に沿った事業を検討する中で参考としていきます。

資料 2.5 ワークショップの概要

第 1 回	日時	令和元（2019）年 6 月 29 日（土） 12 時 30 分～17 時 00 分
	場所	パナソニックリビングショールーム、TOYOTA MIRAI ショールーム
	参加人数	18 名
第 2 回	日時	令和元（2019）年 7 月 6 日（土） 9 時 00 分～12 時 00 分
	場所	狛江市役所、調布市多摩川自然情報館
	参加人数	19 名
第 3 回	日時	令和元（2019）年 7 月 27 日（土） 13 時 00 分～15 時 20 分
	場所	狛江市役所
	参加人数	17 名

第 1 回

パナソニック リビングショールームの見学

- ・あかりのエコ教室
- ・最新省エネ生活体験（ショールーム見学）

（参加者の感想）

- ・LED と白熱電球の比較が印象に残った
- ・3、4年前に比べてエコ製品がどんどん進化していた
- ・キッチンが素晴らしく、自分でも欲しい
- ・IoT を活用した生活が興味深かった

＜あかりエコ教室の様子＞



＜ショールーム見学の様子＞

TOYOTA MIRAI ショールームの見学

- ・水素ステーション見学
- ・MIRAI（燃料電池自動車）ショールーム見学
- ・MIRAI 試乗

（参加者の感想）

- ・水素社会が進むとよい
- ・水素で走れる車に乗れる体験ができるのはすごい
- ・全てが興味深かった
- ・水素ステーションの利用客も来ていて実体験が聞けた
- ・水素エネルギーは家計の面でもエコだとわかった

＜水素ステーション見学の様子＞



＜MIRAI ショールーム見学の様子＞

第2回

狛江市職員及び狛江市環境基本計画策定支援事業者による講演

- ・講演のテーマ「主体的な実践につなげる人づくり・地域づくり」
「再生可能エネルギーを取り巻く状況～太陽光発電を中心に～」

調布市多摩川自然情報館の見学

- ・屋上太陽光発電設備の見学
- ・館内見学

(参加者の感想)

- ・他人事だと思っていたが、少し身近に考えられるようになった
- ・自然エネルギーを考えるよい機会となった
- ・太陽光をもっと活用したほうがよいと感じた

<屋上太陽光発電設備見学の様子>



<館内見学の様子>

えねこやの見学

- ・電気を自給自足する移動式トレーラーハウス「えねこや」の見学

(参加者の感想)

- ・木のぬくもりや自家発電で過ごせることに感動した
- ・市民が日常的に見られる場所に来てほしい
- ・狛江にもあればよいと思った
- ・学習や災害時に有効利用できそうだった

<えねこや見学の様子>



<えねこや見学の様子(内部)>

(一社) 調布未来のエネルギー協議会による講演

- ・講演のテーマ
「調布まちなか発電による地域協働事業」

(参加者の感想)

- ・人と人とのつながりの大切さを感じた
- ・狛江にも講師のような人材がいればと思った
- ・講演を多くの狛江市民に聞いてほしいと思った
- ・機会があれば自分もこのような事業に参加してみたい



<講演の様子>

第3回

東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）による講演

- ・講演のテーマ「家庭でできる省エネのコツ ～かしこく暮らしてすてきにエコ～」

（講演の概要）

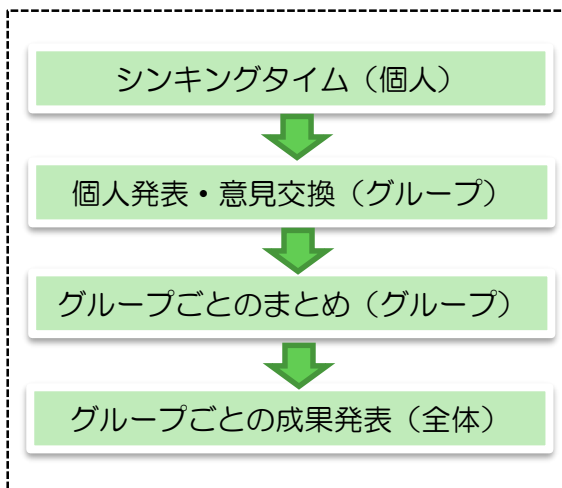
1. 一度やるとずっと省エネ
2. 少ないエネルギーで“快適”の工夫
3. 買替えてぐ～んと省エネ
4. 省エネの肝は、“お湯”の使い方



<講演の様子>

グループセッション

- ・市の職員を交え、5～6人を1グループとし、「地球温暖化を乗り越えるため、今、狛江市で実施すべき取組を考える」というテーマの基で、グループセッションを実施



<グループセッションの流れ>



<グループセッションの様子>

資料 2.6 市民・事業者及び関係団体への意識調査（アンケート）

意識調査（アンケート）の実施概要

項目	市民	事業者	町会・自治会	環境団体
対 象	16歳以上の市民	市内で事業を営む 事業所	市内の町会・自治会	市内で活動を行っている環境団体
配布数	1,000人	50社	30の町会・自治会	20団体
発送回収 方法	発送・回収ともに郵送方式			
実施時期	平成30（2018）年8月17日～8月31日			
回答実績	341人(回答率34%)	27社(回答率54%)	25団体(回答率83%)	15団体(回答率75%)

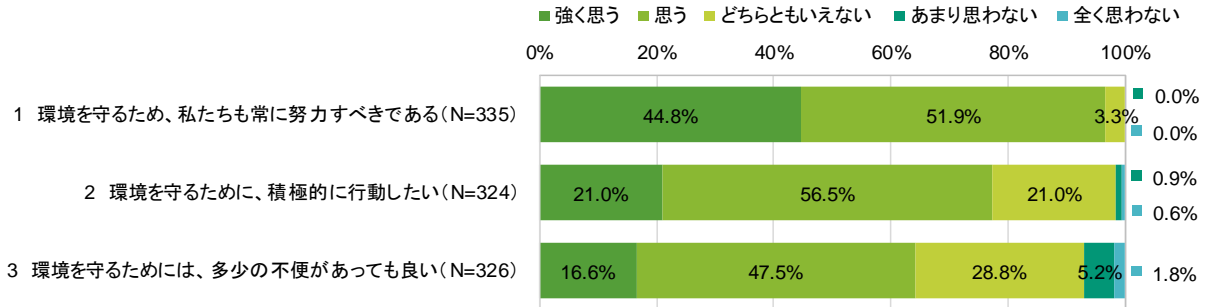
■アンケート発送団体

- ・ 狛江水辺の楽校運営協議会
 - ・ 環境を考える会狛江市実行委員会
 - ・ エネルギーシフトを実現するこまへの会
 - ・ NPO 法人フードバンク狛江
 - ・ 上和泉地域センター運営協議会
 - ・ 第二長寿会（老人クラブ）
 - ・ カラオケ21（アドプト制度参加団体）
 - ・ 小高木（アドプト制度参加団体）
 - ・ レディース丁目（アドプト制度参加団体）
- 等

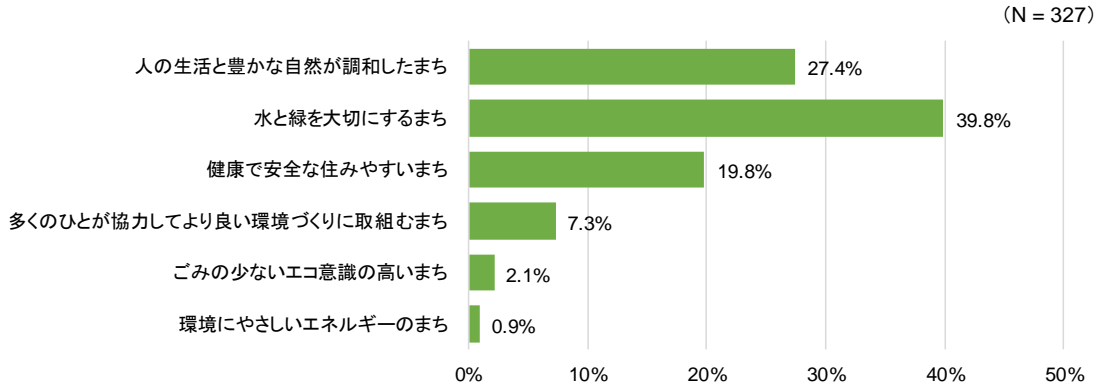
■意識調査の主な調査結果

(1) 市民

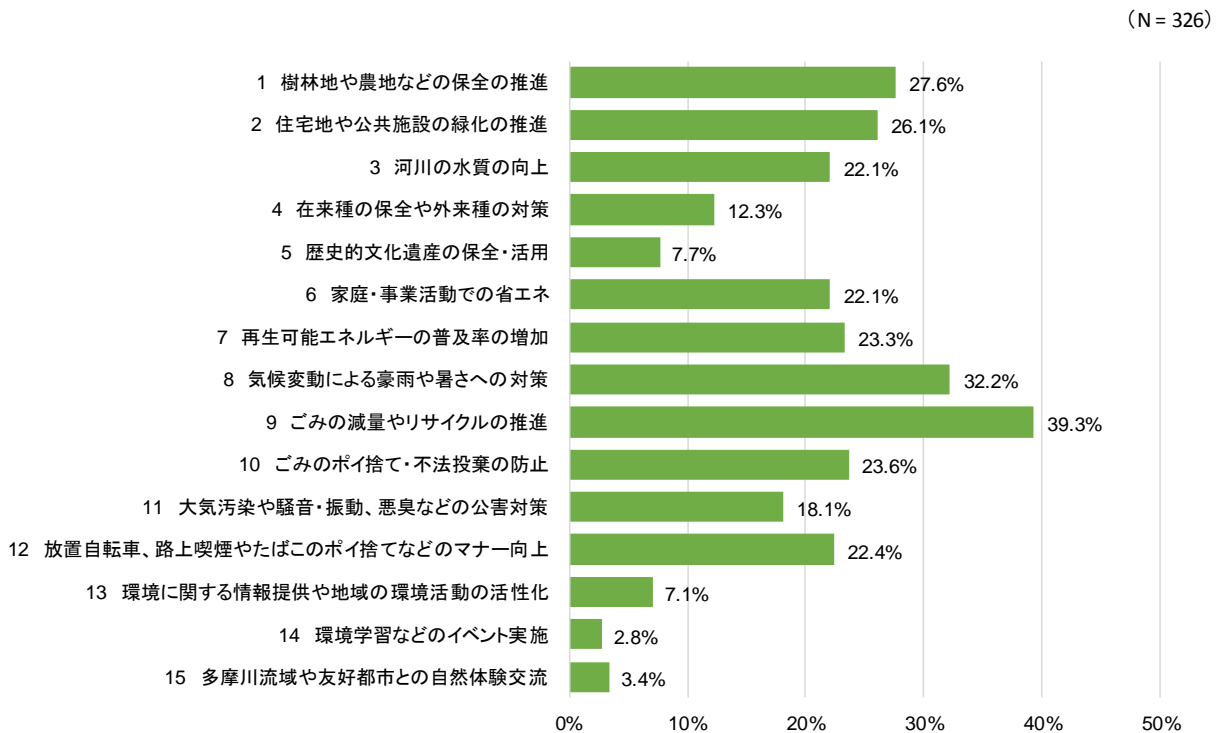
環境保全に対する考え方



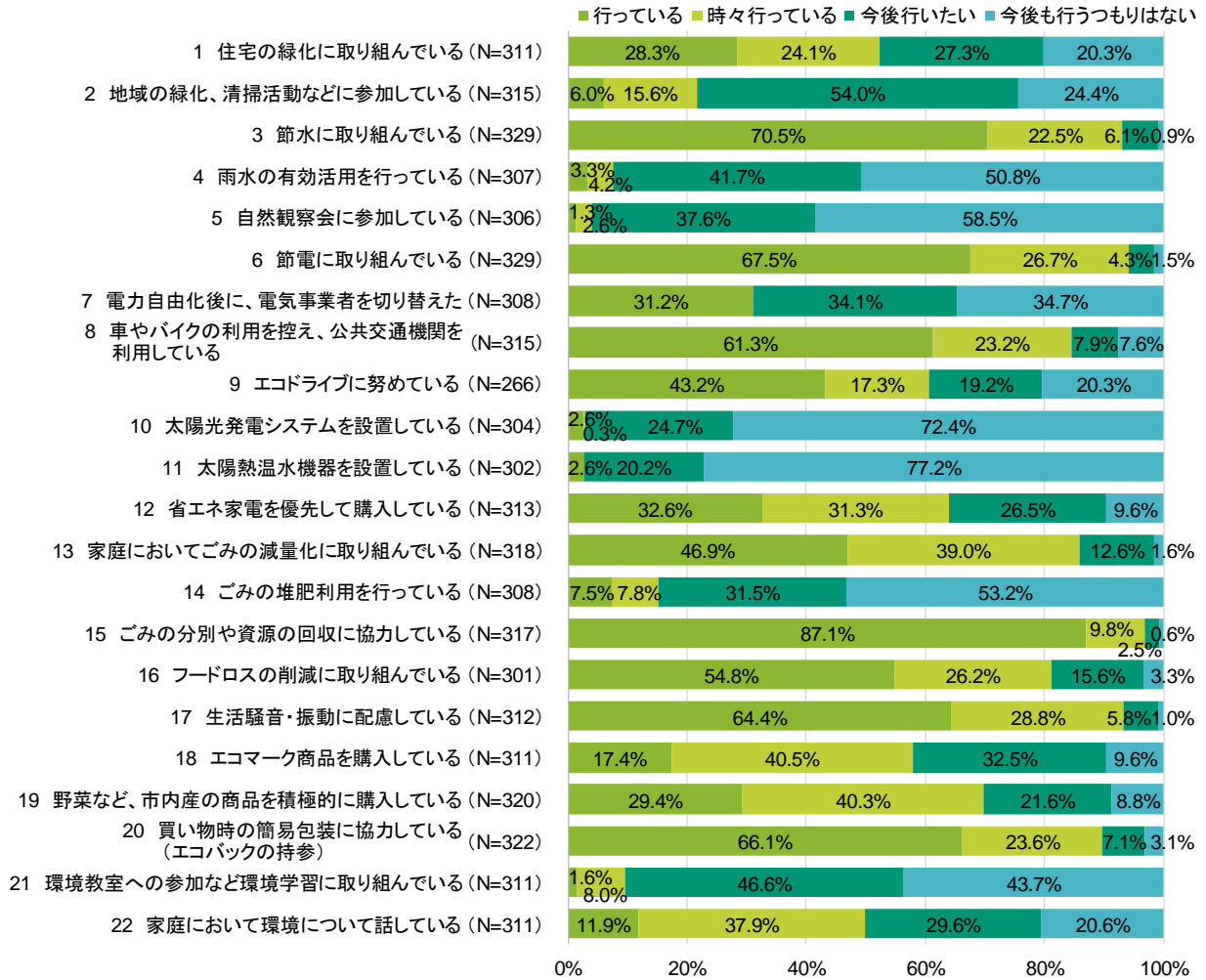
「狛江らしい」と感じられるフレーズ



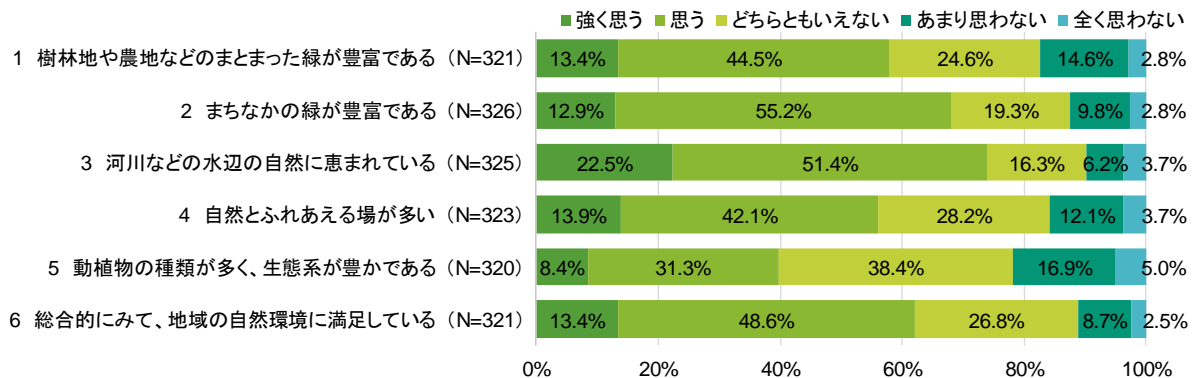
重要だと思う環境への取組（複数回答可・3つまで）



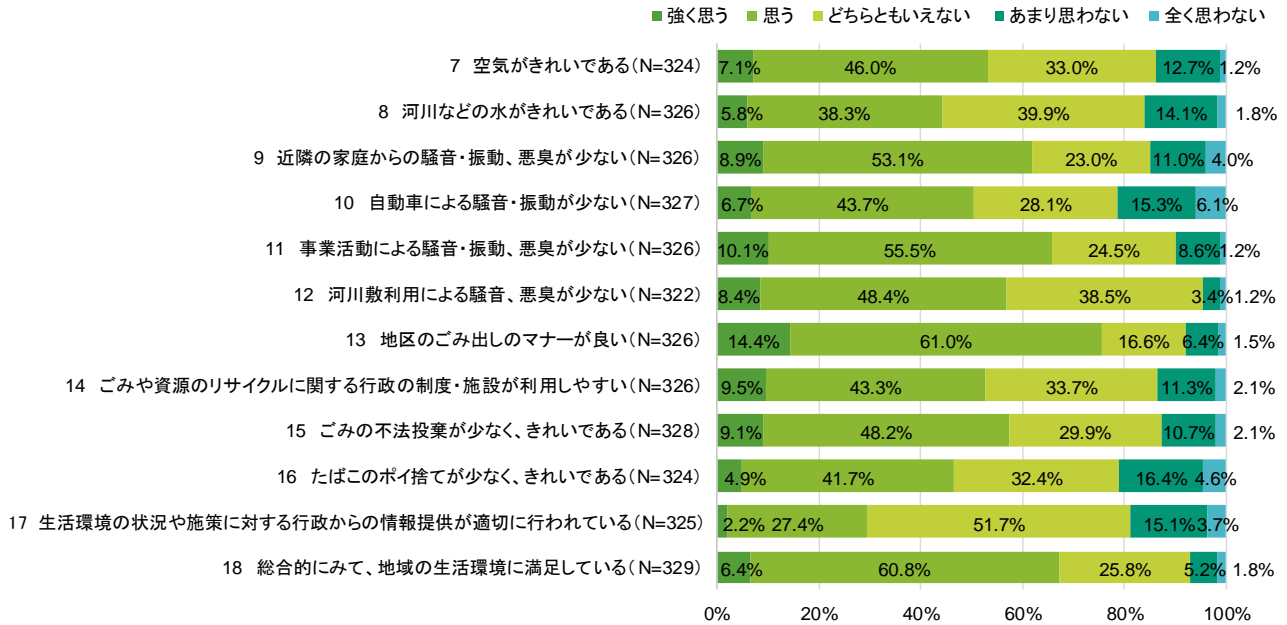
環境保全のための取組の状況



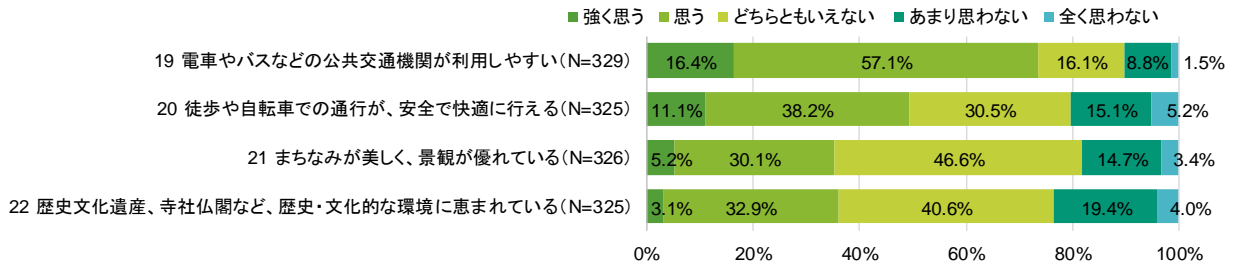
お住まいの地域環境（自然環境）について



お住まいの地域環境（生活環境）について

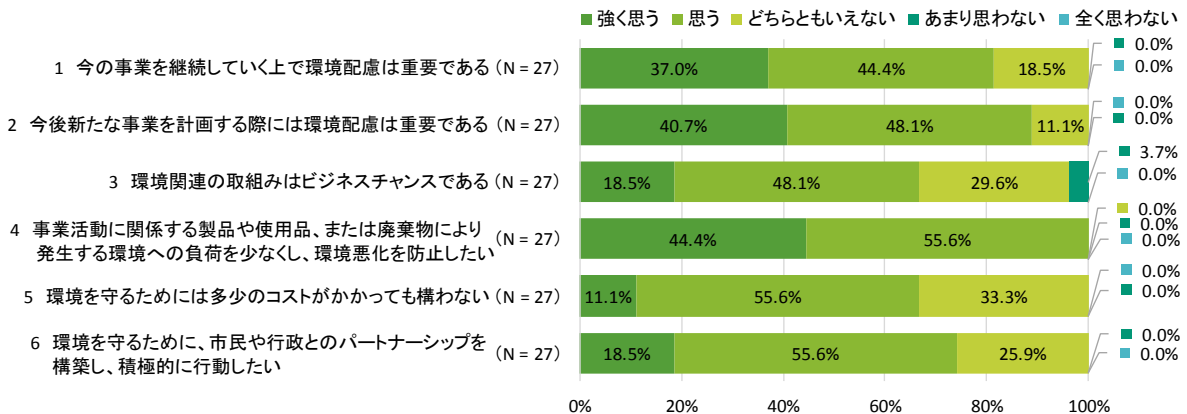


お住まいの地域環境（その他）について

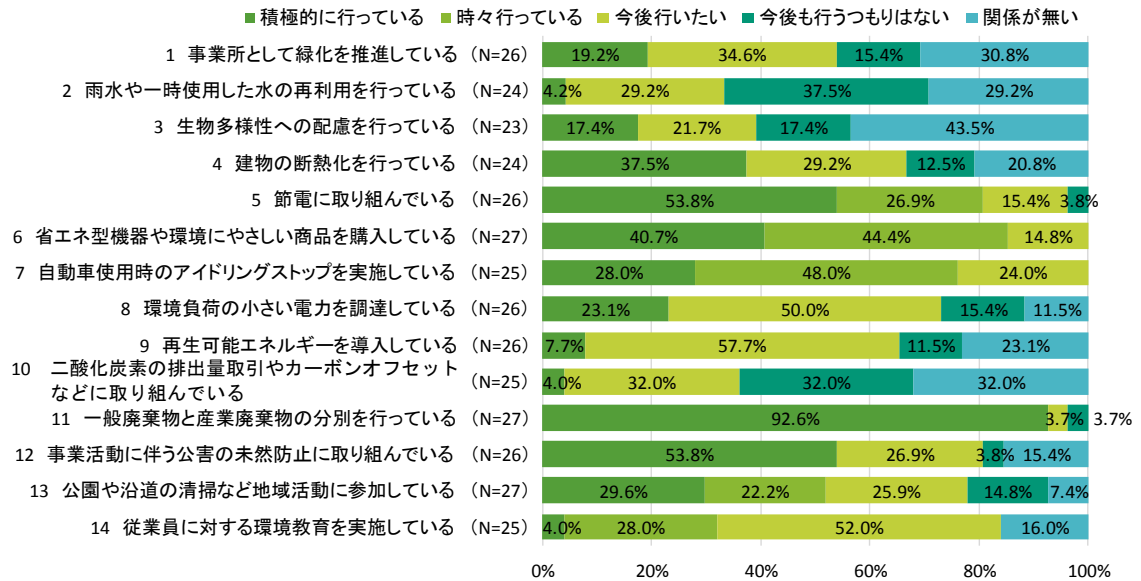


(2) 事業者

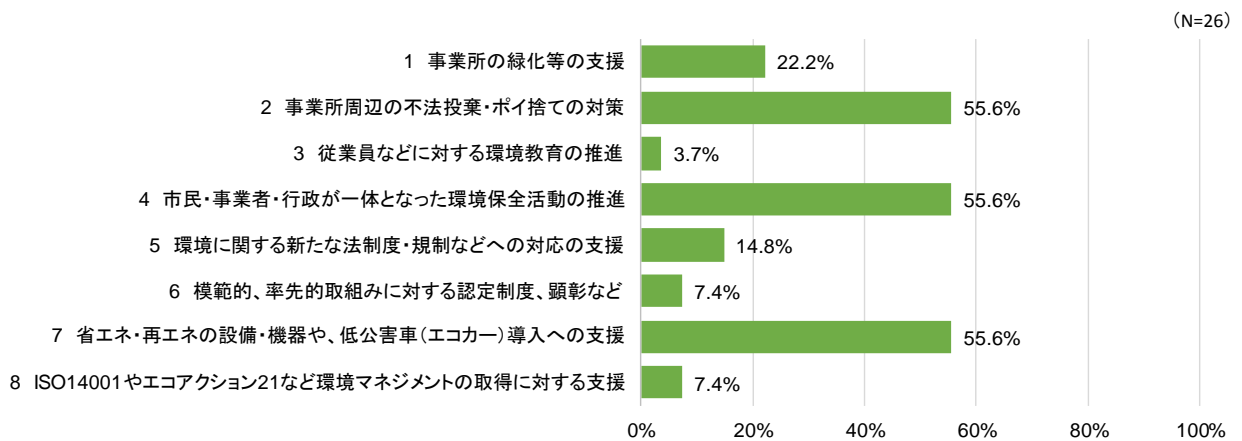
環境保全に対する考え方



環境保全のための取組の状況

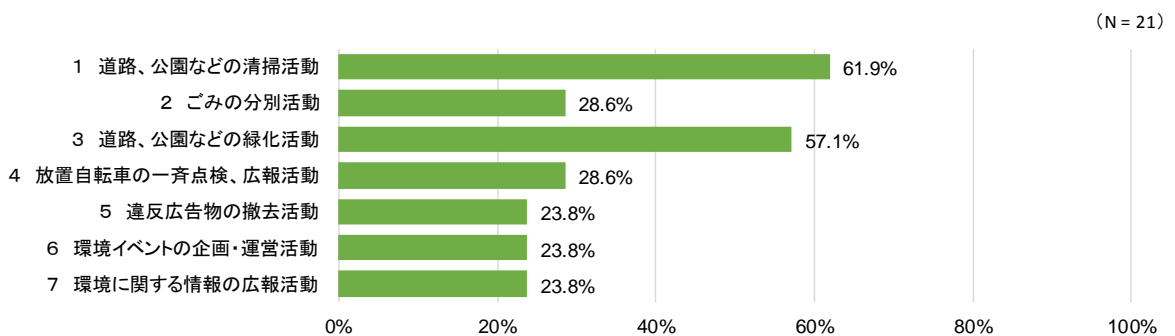


環境保全において粕江市に求めるもの（複数回答可・3つまで）



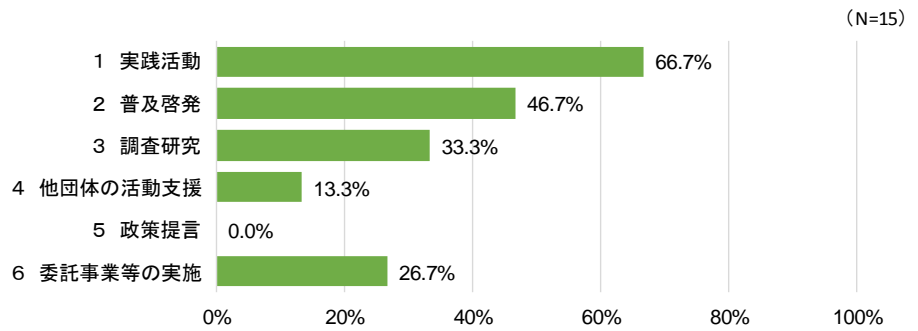
(3) 町会・自治会

今後の環境関連活動の必要性について（複数回答可）

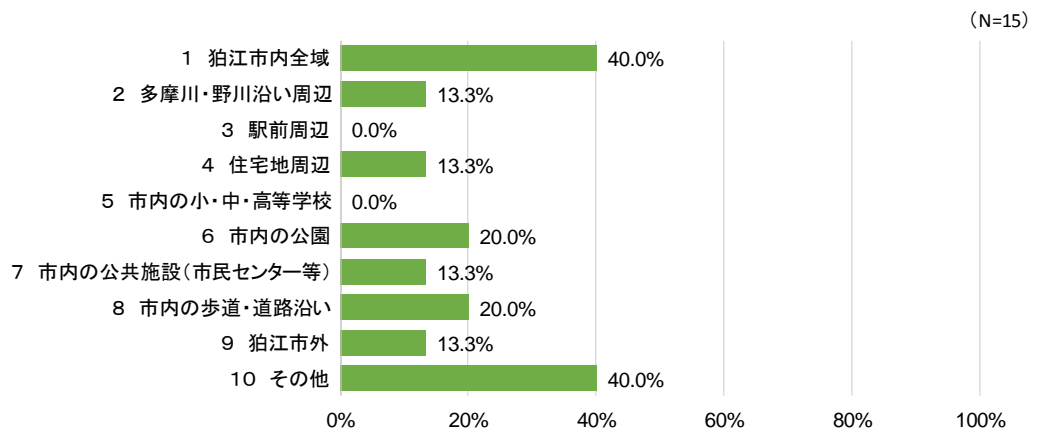


(4) 環境団体

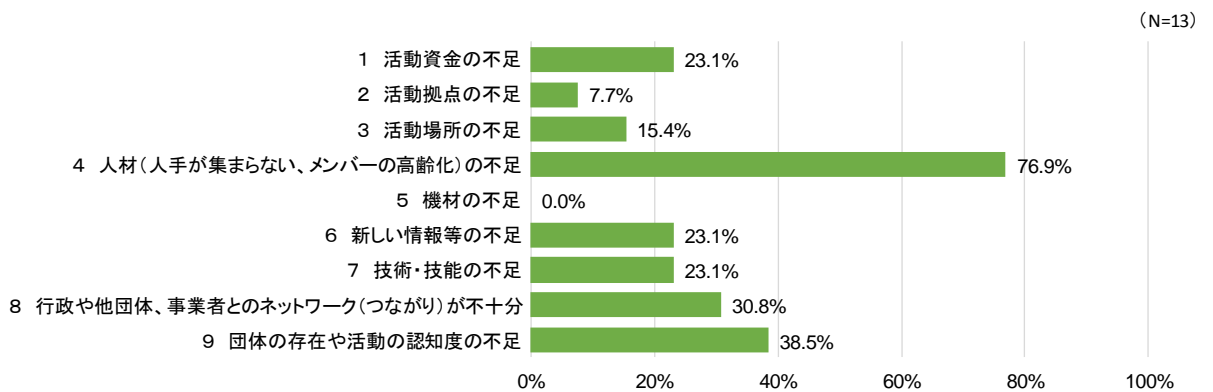
活動の範囲（複数回答可）



主な活動場所（複数回答可）



活動を行う上で感じている課題（複数回答可）



登録番号（刊行物番号）

H31-69

狛江市環境基本計画
狛江市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

豊かな環境を みんなで未来につなぐまち ～水と緑の狛江～

令和2（2020）年3月

発行	狛江市
編集	狛江市環境部環境政策課 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
電話	03-3430-1111（代表）
頒布価格	670円



狛江市
komae city

